

令和 2 年 3 月
第 66 卷 第 3 号

訟 務 月 報

法務省訟務局

目次 第66巻 第3号

裁判

行政事件

番号	事件名	判示事項あるいは判決要旨	裁判所 事件番号	裁判年月日	ページ
2	高等学校等就学支援金支給校指定義務付等請求控訴事件	A朝鮮高級学校を設置及び運営する学校法人が、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成25年法律第90号による改正前のもの。）2条1項5号の委任を受けて定められた同法施行規則（平成25年文部科学省令第3号による改正前のもの。）1条1項2号ハに基づく指定を受けるために、当該指定に関する規程（「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程」）14条1項に基づく申請をしたのに対し、文部科学大臣が、同規則1条1項2号ハを削除したこと及び同規程13条に該当すると認めるに至らないことを理由として当該指定をしない旨の処分をしたことについて、A朝鮮高級学校は法令に基づく適正な学校運営という観点からして同規程13条適合性があるということとはできず、上記処分が違法とはいえないとされた事例	大阪高裁 29(行コ)173	30.9.27	269 (1)

訟務月報登載裁判例の上級審における結果…………… 416 (148)

裁 判

行 政 事 件

2 高等学校等就学支援金支給校指定義務付等請求 控訴事件

(大阪高裁 平成29年(行コ)第173号 平成30年9月27日判決)

(控訴人) 国(処分行政庁 文部科学大臣)

(被上告人) X(編注・仮名)

(参 考) 本件は上告及び上告受理申立て(最高裁第三小法廷 平成31年(行ツ)第14号, 平成31年(行ヒ)第13号)がされていたが, 令和元年8月27日上告棄却・不受理決定がされた。

第1審 大阪地裁平成25年(行ウ)第14号 平成29年7月28日判決 訟務月報本号335ページ

判 示 事 項

A朝鮮高級学校を設置及び運営する学校法人が, 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成25年法律第90号による改正前のもの。)2条1項5号の委任を受けて定められた同法施行規則(平成25年文部科学省令第3号による改正前のもの。)1条1項2号ハに基づく指定を受けるために, 当該指定に関する規程(「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程」)14条1項に基づく申請をしたのに対し, 文部科学大臣が, 同規則1条1項2号ハを削除したこと及び同規程13条に該当すると認めるに至らないことを理由として当該指定をしない旨の処分をしたことについて, A朝鮮高級学校は法令に基づく適正な学校運営という観点からして同規程13条適合性があるということとはできず, 上記処分が違法とはいえないとされた事例

判 決 要 旨

(略)

【参照】憲法14条1項, 26条, 教育基本法16条1項, 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成25年法律第90号による改正前のもの)2条1項5号

(解 説)

1 事案の概要

本件は, A朝鮮高級学校を設置及び運営するXが, 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下「支給法」という。)2条1項5号, 同法施行規則(以下「本件省令」という。ただし, 平成25年文部科学省令第3号による改正前のもの。)1条1項2号ハ(以下「本件規定」という。)による指定を求めるため, 当該指定に関する規程(以下「本件規程」という。)に基づく高等学校等就学支援金支給対象外国人学校の指定申請をしたところ, 文部科学大臣から本件規程による指定をしない旨の処分(以下「本件不指定処分」という。)を受けたことから, 本件不指定処分を含む国の一連の行為は政治外交上の理由により朝鮮学校の生徒を支給法の適用から排除しようとした違法行為であるなどと主張して, 本件不指定処分の取消し及び当該指定の義務付けを求めた事案である。

2 原判決の要旨

原判決は, 要旨, 次のとおり判示して, Xの請求を認容した。

(1) 原判決(大阪地裁平成29年7月28日判決)

ア 支給法2条1項5号が支給法の適用対象となる各種学校を「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に限っているのは, 全ての各種学校が支給法の目的にかなものではないことから, 国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育段階における教育の機会均等の確保の見地から妥当と認められる各種学校のみを支給法の適用対象とするためであり, いかなる各種学校が適用対象となる各種学校に該当するかの判断には教育上の観点からの専門的, 技術的検討を要することから, 同号は, 「高等学校に類する課程を置くもの」と

認められる各種学校の範囲の確定を上記の専門的, 技術的検討をすることができる文部科学大臣に委ね, 同大臣の制定する文部科学省令に委任したものと解される。

イ 文部科学大臣が文部科学省令において同号所定の「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に該当する各種学校の範囲をどのように定めるかについては上記の専門的, 技術的な観点から一定の裁量権が認められるものの, 上記の文部科学省令の制定は同号の委任の趣旨を逸脱しない範囲においてのみ許される。認定事実によれば, 文部科学大臣は, 朝鮮学校に支給法を適用することは北朝鮮との間の拉致問題の解決の妨げになり, 国民の理解が得られないという外交的, 政治的意見に基づき, 朝鮮高級学校を支給法の適用対象から除外するため, 本件省令を制定し本件規定を削除したものであると認められる。

ウ そうすると, 支給法2条1項5号は, 国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育段階における教育の機会均等の確保の見地から妥当と認められる各種学校の範囲の確定を文部科学省令に委任しているにもかかわらず, 文部科学大臣は, 後期中等教育段階の教育の機会均等の確保とは無関係な外交的, 政治的判断に基づいて本件省令を制定して本件規定を削除したものであるから, 文部科学大臣が本件省令を制定して本件規定を削除したことは同号による委任の趣旨を逸脱するものとして違法, 無効である。

エ 平成19年4月から平成23年9月までの間に所轄庁である大阪府知事は, A朝鮮高級学校について, 教育基本法, 学校教育法等の法令に違反することを理由とする行政処分等を行わなかった事実等を総合すると, A朝鮮高級学校については, 他に本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り, 同条適合性が認められるというべきである。同条の規定内容のうち, 当該各種学校において就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当されるか否かの判断について文部科学大臣の裁量が認められるかについて検討するに, ①「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当」という同条の文言が概括的抽象的なものでないこと, ②当該各種学校にお

いて就学支援金が生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されるか否かは、当該各種学校の財務状態、財産管理状況等に照らして客観的に認定され得るものであり、教育上の観点からの専門的、技術的判断を要するものではないこと、③支給法は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り教育の機会均等を実現するという観点から、就学支援金の支給を単なる恩恵ではなく、私立高等学校等の生徒等の受給権として規定しており、その司法的救済の要請は高いというべきであることなどに照らせば、当該各種学校において就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当されるか否かの判断につき文部科学大臣の裁量権が認められるものと解することはできない。

オ 次に、同条の規定内容のうち、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無の判断に文部科学大臣の裁量が認められるかについて検討するに、教育への関与等の行為が同項の「不当な支配」に該当するか否かは、教育の自主性を侵害するものか否かによって客観的に判断され得るものであり、必ずしも教育上の観点からの専門的、技術的判断を要するものではないこと、また、同項の「不当な支配」の判断が文部科学大臣の裁量に委ねられるべきものとするのは、その裁量的判断を通じて教育に対する行政権力による過度の介入を容認することになりかねず、同項の趣旨に反することなどに照らせば、同項の「不当な支配」の有無についても文部科学大臣の裁量権が認められるものと解することはできない。

したがって、上記の点に関する文部科学大臣の判断の適否を裁判所が審理及び判断する場合には、文部科学大臣の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきものではなく、裁判所が関係証拠に基づいて客観的に認定判断すべきものである。

カ 以上を前提に、A朝鮮高級学校につき就学支援金が生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されないとの疑念や、Bから教育基本法16条1項の不当な支配を受けているとの疑念を生じさせる特段の事情が認められるかを検討するに、認定事実によれば、朝鮮学校等に関する報道の存在及びその内容に沿う事実をもって特段の事情が

あるということとはできず、また、朝鮮高級学校において北朝鮮の指導者に敬愛の念を抱き北朝鮮の国家理念を賛美する内容の教育が行われており、この教育にBが一定程度関与している事実をもって特段の事情があるということとはできない。

キ A朝鮮高級学校については、他に本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り、同条適合性が認められるというべきであるところ、本件において上記の特段の事情があるとは認められないというべきであるから、A朝鮮高級学校は本件規程13条の要件を満たすというべきである。以上のとおり、本件規定の削除は違法無効であり、A朝鮮高級学校が本件規程13条の要件を満たすというべきであるから、Xについて本件規定の「高等学校の課程に類する課程を置くもの」と認められないとした文部科学大臣の判断は、本件規定の存在を前提に本件規程13条適合性を認めなかった点において、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであり、本件不指定処分は違法であつて取消しを免れない。

3 本判決の要旨

原判決を不服として、Yが控訴したところ、本判決は、要旨、以下のとおり判断し、原判決を取り消し、Xの請求をいずれも棄却した。

(1) 支給法は、公的な資金から支出される就学支援金が受給権者である生徒等に対する授業料に係る債権に確実に充当されることを要請するものであり、設置者によって他に流用されるおそれが否定できないにもかかわらず、就学支援金を支給することを許容するものではないから、学校教育法や私立学校法等の法令に基づく適正な学校運営が行われていない疑いのある各種学校を就学支援金支給の対象とすることを許容するものではない。

(2) 本件規程13条は、本件規定を根拠とする指定教育施設の指定を受けるための要件として、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当が行われることや、高等学校の教育課程の履修を含む学校運営が学校教育法、私立学校法等の法令に従った適正なものであると認められることを要件としており、法が他の全ての教育関係法規の基

本法たる性質を有し、全ての教育関係法規は教育基本法に定められた基本的理念を実施するための法律として解釈されるべきであるから、本件規程13条の要件適合性の判断に当たっては、教育基本法16条1項の「不当な支配」がされていないか等に係る事情についても、考慮要素となる。

(3) 本件規定は、我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校のうち、当該各種学校の個別具体的な事情から、国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育段階における教育の機会均等の確保の見地から妥当と認められる各種学校を「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として支給法の適用対象とする包括的規定であり、その適合性判断にあたっては教育上の観点からの専門的、技術的検討を要するから、文部科学大臣が本件規定に基づく指定の基準としていかなる基準を定めるかについては、本件規定の委任の趣旨を逸脱しない限度で、一定の裁量権が認められる。

(4) 「不当な支配」の主体は行政機関に限られないところ、Bと朝鮮学校の関係をみると、①Bが組織的に朝鮮学校を指導するという関係が成立しており、②両者間で幹部レベルの人事交流があり、関係性が強く、③朝鮮学校の教員がBの傘下団体であるCに加盟しており、その生徒もBの傘下団体であるDに加盟しており、④朝鮮学校では、B傘下事業体であるEが発行する教科書を使用するなど、教育内容にかなり強い影響力が及んでいること、⑤Bが朝鮮学校に対し財政的な支援をしていること等の事情が認められることから、A朝鮮高級学校は、Bから「不当な支配」を受けており、就学支援金の管理が適正に行われないことを疑わせる相当な根拠が認められるから、本件規程13条適合性は認められず、また、本件不指定処分についても文部科学大臣の裁量権の逸脱または濫用はない。

(5) 本件不指定処分と同時に本件省令により本件規定が削除されており、そのことも本件不指定処分の根拠の一つとされているが、本件不指定処分は、基本的には、本件規定該当性がないものと判断された結果であるから、本件規定の削除が支給法2条1項5号の委任の範囲

を逸脱して違法であるか否かは、本件不指定処分につき裁量権の逸脱又は濫用はないとの判断を左右するものではない。

4 本判決の検討

(1) 支給法2条1項5号は、高等学校以外の各種学校で「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」を適用対象に含め、支給対象の要件については文部科学省令に委ねた。これを受けて本件省令が定められ、各種学校として認可を受けている外国人学校のうち、「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」(本件規定)を適用対象とし、具体的基準として本件規程が定められた。

A朝鮮高級学校については、大阪府知事から各種学校としての認可を受けているものの、マスコミ報道、公安調査庁次長による国会での答弁などからBの指導下にあることが懸念されていたことから、①教育基本法16条1項の「不当な支配」に該当しないか、②本件規程13条の「法令」の解釈について、文部科学大臣に裁量が認められるかが主たる争点となった。

(2) この点、原判決は、文部科学大臣が支給法2条1項5号所定の「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に該当する各種学校の範囲をどのように定めるかについて、専門的、技術的な観点から一定の裁量権が認められるものの、文部科学省令の制定は同号の委任の趣旨を逸脱しない範囲においてのみ許されるところ、本件規定の削除理由は北朝鮮との間の拉致問題を含めた外交的、政治的意見といった文部科学大臣の主観に基づくものと認定し、本件規定を削除したことは支給法2条1項5号による委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効である旨判示した。

(3) これに対し、本判決は、まず、本件規程13条の適合性が認められないとした文部科学大臣の判断の適法性に関し、本件規定の適合性判断に当たっては教育上の観点からの専門的、技術的検討を要するから、文部科学大臣が本件規定に基づく指定の基準としていかなる基準

を定めるかについては、本件規定の委任の趣旨を逸脱しない限度で、一定の裁量権が認められるとし、文部科学大臣の考慮要素に一定の限界があるとしつつも、教育基本法が他の全ての教育関係法規の基本法たる性質を有し、全ての教育関係法規は法に定められた基本的理念を実施するための法律として解釈されるべきであるから、本件規程13条の要件適合性の判断に当たっては、教育基本法16条1項の「不当な支配」がされていないか等の事情も考慮要素になり、教育の基本法規たる教育基本法も当然に考慮要素に含まれるとした上で、Bが組織的に朝鮮学校を指導するという関係が成立していること、両者間で幹部レベルの人事交流があり、関係性が強いことなどから、A朝鮮高級学校は、Bから教育基本法16条1項にいう「不当な支配」を受けており、就学支援金の管理が適正に行われないことを疑わせる相当な根拠が認められるから、本件規程13条適合性は認められず、また、本件不指定処分についても文部科学大臣の裁量権の逸脱または濫用がない旨判示した。その上で、文部科学大臣が本件省令を制定して本件規定を削除したことの違法性の有無については、本件不指定処分がA朝鮮高級学校が本件規程13条に適合するとは認められず、本件規定該当性がないと判断された結果である以上、本件不指定処分の適法性の有無を左右するものではないと判断して、原審の判断を否定した。

(4) 本件では、原審と控訴審とで判断が分かれたが、本判決は、原審とは異なり、本件不指定処分が基本的には本件規程13条に適合するとは認められないことを理由とするものである以上、適法性判断の対象は文部科学大臣の判断の適法性の有無であって、本件規定の削除の適法性の争点はその結論を左右するものではない旨判断し、また、本件規程13条適合性に影響する諸事情についても、原審よりも詳細かつ具体的に検討、評価した上で、本件不指定処分に裁量の逸脱、濫用はなかったものと認定し、本件不指定処分の違法性を否定したものである。

5 本判決の意義

いわゆる朝鮮学校就学支援金関係訴訟は、全国的な展開を見せてい

る。今般、最高裁が初めて国勝訴の高裁判決（東京高裁、大阪高裁）を維持する判断（上告棄却・上告不受理）を示したところ、その原判決（大阪高裁）である本判決は、同種訴訟において参考になると思われることから紹介する。

（湯本 貴浩）

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件訴えのうち、文部科学大臣が被控訴人に対してA朝鮮高級学校について平成25年文部科学省令第3号による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則1条1項2号ハの規定に基づく指定をすべき旨の義務付けを求める部分を却下する。
- 3 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

主文と同旨。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、A朝鮮高級学校を設置及び運営する被控訴人が、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成25年法律第90号による改正前のもの。同号により法律の題名が「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」と改められた。以下「支給法」という。）2条1項5号の委任を受けて定められた同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号。ただし、平成25年文部科学省令第3号による改正前のもの。以下「本件規則」という。）1条1項2号ハの規定（以下「本件規定」という。）に基づく文部科学大臣の指定を受けるため、当該指定に関する規程（「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程」。以下「本件規程」という。）14条1項に基づいて申請をしたところ、文部科学大臣から、平

成25年2月20日、当該指定をしない旨の処分(以下「本件不指定処分」という。)を受けたことから、本件不指定処分の取消し及び当該指定の義務付けを求める事案である。

原審は、被控訴人の請求を全部認容したため、控訴人は、これを不服として、本件控訴を提起した。

2 関係法令の概要

原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1(原判決3頁23行目<編注・訟務月報本号(以下月報巻号省略)336ページ17行目>から同6頁21行目<編注・338ページ30行目>まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 前提となる事実

前提となる事実(当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)は、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の2(原判決6頁25行目<編注・339ページ4行目>から同9頁10行目<編注・341ページ3行目>まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決7頁23行目<編注・339ページ26行目から27行目>の「文化啓蒙事業」を「文化啓蒙活動」に、原判決8頁20行目<編注・340ページ18行目>及び同9頁10行目<編注・341ページ3行目>の「当裁判所に顕著な事実」をいずれも「記録上明らかな事実」にそれぞれ改める。

4 争点及び争点に関する当事者の主張

争点及び争点に関する当事者の主張は、後記5及び6のとおり、当審における当事者の補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の3及び4(原判決9頁11行目<編注・341ページ4行目>から同51頁21行目<編注・375ページ29行目>まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 当審における控訴人の補充主張

(1) 本件不指定処分は、A朝鮮高級学校が本件規程13条に適合するものと認めるに至らなかったことを主たる理由として行われたものであり、外交的、政治的理由に基づいて行われたものではない。

学校教育法上、A朝鮮高級学校は各種学校に該当するところ、そもそも教育基本法は教育全般について基本的な理念を規定するものであり、教育の目的(同法1条)や目標(同法2条)、教育の機会均等(同法4条)などに係る規定は、当然、各種学校にも適用があるから、各種学校であるA朝鮮高級学校にも適用されるものである。そして、A朝鮮高級学校が本件規程13条の定める「指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」との支給要件を満たすには、学校で行われる教育の内容や支給法が前提とするような金銭の出納を含めた学校運営全般について、教育基本法の定める教育の理念や基本原則に適合するものであることが求められるものと解されるから、本件規定にいう「高等学校の課程に類する課程」を有するといえるためには、申請者において、①当該学校における教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであること、②支給した就学支援金が授業料以外の用途に流用されるおそれがないこと、③外部団体、機関から不当な人的、物的な支配を受けていないこと、④反社会的な活動を行う組織と密接に関連していないことを全て満たしていることを要するというべきである。

朝鮮高級学校においては、北朝鮮の指導者に敬愛の念を抱き、北朝鮮の国家理念を賛美する教育が行われている。Bの性質(反社会的組織としての側面を有することが強く疑われる。)、Bと朝鮮学校との関係(人事面で密接)及び教育内容(北朝鮮と国家主席を賛美礼賛、絶対的価値として崇める。)は、一般社会における健全な常識を大きく逸脱するものというほかはなく、教育基本法の理念に沿うものではない。A朝鮮高級学校は同条の支給要件を満たしていない。

(2) 被控訴人は、上記の要件について主張立証しなければならない。

受益者処分の申請に対する却下処分の取消訴訟においては、被処分者(被控訴人)がその申請の根拠法規に適合する事実について主張立証責任を負うと解され、かつ、行政事件訴訟法30条は、行政庁の裁量行為については、裁量権の範囲を超え又はその濫用があった場合に限り、その処分を取り消すことができると規定しており、裁量権の範囲を超えていることないしその濫用があったことを基礎付ける事実については被処分者(被控訴人)に主張立証

責任があると解される。本件にあつては、本件規程13条に適合する事実及び文部科学大臣の裁量権の範囲を超えていることないしその濫用があつたことについて被処分者である被控訴人に主張立証責任がある。

この点、被控訴人は、本件規程13条の「法令」に教育基本法の理念的規定が含まれるとする場合には、申請者は文部科学大臣がいかなる理念的規定に基づいて判断するのか知りようがないから、文部科学大臣が教育基本法の理念的規定に基づいて本件規程13条の適合性を判断する場合には、申請者がこれに適合しないことの主張立証責任は控訴人にあるとするが、本件規程の趣旨や支給法2条1項5号の趣旨からして誤りである。被控訴人において上記適合性を主張立証すべきである。

(3) 本件不指定処分に当たって、本件規程13条に適合すると認めるに至らないとした判断に裁量権の逸脱、濫用はない。支給法等の規定は、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」の判断における文部科学大臣の裁量を何ら制限しておらず、本件規程13条適合性の判断は文部科学大臣に委ねられており、同判断について同大臣に裁量がある。同条適合性の判断においては上記(1)のとおり教育基本法16条1項の「不当な支配」の判断をも要するところ、同判断についても文部科学大臣に裁量がある。原判決は、本件規程13条適合性判断に当たって、文部科学大臣の裁量権が認められないとした誤りがある。

6 当審における被控訴人の補充主張

(1) 控訴人の補充主張(1)の①ないし④の要件は、いずれも教育基本法及び支給法の解釈を誤り、就学支援金支給対象校を指定する基準をより一層抽象化するものであり、判断枠組みとして採ることができない。憲法26条、14条、国際人権法の社会権規約2条2項、13条及び教育基本法4条から導かれ、かつ支給法の目的ともなっている「教育の機会均等」の理念を具体化することこそが求められるべきであるから、上記のような具体化されていない抽象的理念規定を持ち込むことは、判断基準を不明確にし、教育の機会均等に反する事態を招くこととなる。

本件規程13条は、「指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と定め、「確実な」「適正に」などという不確定概念が用いられ

ているため、上記の観点から本来は基準性を欠くというべきであるが、そこに基準性を求めるとしても、支給法及び同法を受けた本件規定に基づく就学支援金の支給対象となる各種学校の指定に関する本件規程13条の解釈からすると、同条における「法令」の範囲はおのずと限定され、学校の一般的な財務会計や会計事務に係る法令と解するのが妥当である。したがって、就学支援金支給対象校を指定する基準は、①財務諸表等が作成されていること、②理事会が開催されていること、③各種学校を所轄する都道府県知事により過去5年間に法令違反を理由とする処分がされていないことで足りるというべきである。

ア 控訴人の補充主張(1)①要件について

控訴人は、教育の基本原則や理念を規定する教育基本法が各種学校にも直接適用されると主張するが、同主張は、上記の抽象的理念規定を判断基準とすることはできないという理由のほか、次のとおりの理由により、採用することのできない解釈である。

(ア) 教育基本法は、日本国民が日本国家を発展させるための法律という建前になっているから、外国人児童・生徒の教育や、外国人児童・生徒が主に通う外国人学校に対して全面的に直接適用されることは想定されていない。教育基本法の理念的規定を理由に、国が外国人学校の教育活動や教育内容を問題視することはできない。

(イ) 私立各種学校についてはその自主性と学問の自由を尊重すべきであるから、教育基本法を含む教育関連法によれば、私立各種学校の教育内容を基本的に規制することはできない。したがって、私立各種学校であるA朝鮮高級学校の教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであることを求める解釈は採り得ない。

(ウ) 控訴人の主張は、憲法及び国際人権法に定められた等しく教育を受ける権利や非差別平等の理念を具現化した教育基本法4条1項が定める教育の機会均等という重要な立法原理ないし解釈原理を無視するものである。定められた審査基準の解釈において差別があつてはならない。本件規則1条1項2号イ、ロに係る学校においては、「不当な支配」を含めた関係法令一般との適合性を問題とすることなく、本国政府や国際的な評価機関の認定といった

客観的、制度的な基準により指定している。これとの均衡上、本件規定に基づいて申請した教育施設についても、教育活動の内容を、高等学校の課程に類する課程であるかどうかの判断基準とすべきではない。

(エ) 検討会議においても、上記(ウ)のとおりの見解が採られていたし、本件規程13条の学校の適正な「運営」を確認すべき法令として、「不当な支配」に関する教育基本法16条を考慮することは想定されていなかった。このことは、審査会においても同様であったし、具体的な教育内容については審査の基準としないことが当然の前提となっていた。

(オ) 「高等学校の課程に類する課程を置くもの」か否かの基準は、客観的に判断可能なものに限られ、抽象的な判断を要するものは含まれないから、本件規程13条は上記の基準には含まれない。本件規程13条は本件規程12条に定める情報提供等の補充的な訓示規定ともいうべきものであって、本件規程1条から12条までの客観的要件を満たせば、本件規程13条適合性も認められるべきである。

イ 控訴人の補充主張(1)②要件について

控訴人は、支給した就学支援金が授業料以外の用途に流用されるおそれがないことが求められると主張する。

しかし、上記ア(ウ)と同様に、定められた審査基準に差別があつてはならない。また、教育機関が流用のおそれがないことについて立証できないことを理由に指定を受けられなくなるのであれば、生徒個人にとってはどうにもできない事情により助成を受けられないことになるが、これは、より幅広い支援を可能にするために生徒個人に対する助成として制度設計された支給法の趣旨を没却することになるものであって、基準として不適切である。

ウ 控訴人の補充主張(1)③要件について

控訴人は、教育基本法16条1項に関連して、外部機関から人的、物的に不当な支配を受けていないことという枠組みを主張する。

しかし、本件規程13条に基準性を認めるとしても、支給法及び同法を受けた本件規定に基づく就学支援金の支給対象となる各種学校の指定に関する本件規程13条の解釈からすると、同条における「法令」の範囲はおのずと限定され、学校の一般的な財務会計や会計事務に係る法令と解するのが妥当であ

る。本件規程13条の「法令」は、従来から各種学校が満たすべきとされてきた具体的な法規範をいう。そして、財務会計や会計事務に係る法令違反の有無に係る審査は、所轄庁である都道府県に法令違反による処分がないかを問い合わせることにより確認することになっていた。したがって、下位の法律による具体的な要件や効果が定められておらず、対象校や都道府県が提出した資料により確認しようがない教育基本法16条1項は、本件規程13条の「法令」に含まれない。

エ 控訴人の補充主張(1)④要件について

控訴人は、反社会的な活動を行う組織と密接な関連を有していないことという基準を主張する。

しかし、当該教育施設自体ではなく、関連性がある団体の性質を問う理由が明らかではない。当該教育施設において、平和教育や他国との友好親善に関する教育等が行われていることが重要であつて、それで足りるところ、A朝鮮高級学校では、「朝・日の友好親善に貢献しうる有能な人材を育成すること」や「日本の地域社会の中で豊かな共生社会を築いていく」ことを教育目標に掲げており、それに沿う教育活動が行われている。また、「反社会的」とか「密接な関連」などという抽象的文言をもって判断基準とすることは具体的法規範性を欠き許されない。

(2) 主張立証責任

仮に、控訴人の主張する教育基本法の理念的規定を本件規程13条の「法令」に含めて解釈するのでは、申請者は文部科学大臣がいかなる理念的規定に基づいて判断するのかを知りようがないから、文部科学大臣が教育基本法の理念的規定に基づいて本件規程13条の適合性を判断する場合には、申請者がこれに適合しないことの主張立証責任は控訴人が負うべきである。

また、控訴人の補充主張(1)の①ないし④の要件を判断基準として持ち込むとしても、Bや北朝鮮との関係を理由に不指定処分をするのは、本来尊重されなければならない私立各種学校の自主性を侵害し、教育の機会均等の理念を損なうこととなるから、それらの要件を「特段の事情」として、その主張立証責任は控訴人が負うべきである。

(3) 文部科学大臣の裁量権

学校教育法によれば、文部科学大臣の権限は、高等学校基準や学習指導要領等の最低限度の基準を設定するにとどまり、学校認可の対象となる教育施設を選別することができない。支給法においても「高等学校の課程に類する課程」を置くものとして、「文部科学省令で定める」とされている以上、文部科学大臣には「高等学校の課程」に「類する」と言える程度の基準設定を行うことが求められているにすぎない。その基準の設定においても、本件規則における「専修学校」や本件規則1条1項2号イ及びロにおける「各種学校」のように、制度的客観的に判断できる基準であることが求められている。

そうすると、「高等学校の課程」にいう「課程」とは、学校が提供し、生徒が履修すべき体系化された教育そのものであり、高等学校において置かれている「全日制」「定時制」「通信制」という制度的な課程のことであって、学校が提供している教育活動や学習内容のことを指し、学校の組織や運営体制は含まない。

また、本件規程でも、審査基準として、「高等学校の課程に類する課程」を置くかどうかを判断するための基準（2条、3条、5条）及び「高等学校」に「類する」といえる諸条件についての基準（4条、6条～11条）という客観的な基準を定めている。このことからすると、本件規程13条（指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない）は、その規程の内容からして「高等学校の課程」に「類する」か否かを判断するための基準ではなく、努力義務ないし訓示規定にとどまるものということもできる。

そして、本件規程該当性を判断する手続においては、教育制度の専門家によって構成される審査会の教育的判断を先行させなければならないとされている。

したがって、文部科学大臣が本件規程13条適合性を理由に不指定処分を行う裁量を有しないことは明らかである。

仮に、本件規程13条が就学支援金の支給対象となる学校指定を受ける基準になるとしても、文部科学大臣は、自ら当該教育施設が「法令」に適合しているかどうかは判断できず、各種学校を所轄する都道府県知事に問い合わせても重大な違反が確認できない場合は、これを理由に不指定処分を行うこと

ができないというべきである。

(4) 本件規定（ハ規定）は、本件規則1条1項2号イ及びロを包括する不可欠な規定である。本件規定をより下位の「規程」の一部に問題があるとして削除することは不合理である。このようなことが行われたのは、上記(1)のおりの法の趣旨や生徒の権利よりも、拉致問題等の外交的、政治的判断を優先させた結果である。朝鮮高級学校を就学支援金の支給対象から将来にわたって排除するためだけに本件規定を削除したものであり、同号による委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

認定事実は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1（原判決51頁24行目〈編注・376ページ1行目〉から同76頁10行目〈編注・395ページ12行目〉まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決52頁15行目〈編注・376ページ18行目から19行目〉の「制定され」の次に、「同年4月1日施行され」を加える。

(2) 原判決52頁15行目〈編注・376ページ19行目〉の次に、行を改めて、次のとおり加える。

「イ 支給法案に係る国会審議の状況について

(7) 平成22年3月5日の衆議院文部科学委員会における質疑（〈証拠略〉）において、川端達夫文部科学大臣（以下「川端文科大臣」という。また、文部科学大臣のことを「文科大臣」ということがある。）は、朝鮮高校を拉致、ミサイル、核問題があるから外交的に除外するとの方針なのかという趣旨の質問（馳浩委員）に対し、「（前略）何度も申し上げますように、その学校が高等学校の課程に類する課程であるかどうかということを普遍的、客観的に判断するという立場で決めてまいりたいと思いますので、今御指摘のような問題は判断の対象ではございません。」と答弁した（〈証拠略〉）。

また、川端文科大臣は、支給法案は「高等学校の課程に類する課程を置く」本邦内の外国人学校の全てに適用するということになるのかという趣旨の質問（宮本岳志委員）に対し、「（前略）文部科学省令において対象を定める際

の客観性を保持するために、高等学校の課程に類する課程として、その位置づけが、学校教育法その他により制度的に担保されているということを規定することと予定をいたしております。そういう意味から、自動的に外国人学校の高等課程に類するものすべてが今の時点で対象になっているということではありません。」と答弁した（証拠略）。

さらに、川端文科大臣は、支給法案で朝鮮学校を除外すべきか否かにつき現在どのような状況になっているかという趣旨の質問（松本龍委員）に対し、「（前略）専修学校でどういうものが入れるのか、各種学校でどういうものが入れるのかという、要するに、まさに高等学校の課程に類する課程というものをどういう物差しで評価するのかということにすべての議論が集約されるのではないかというふうに思っております。その基準と確認方法についていろいろ検討しているところであります。加えて、この国会の審議も踏まえながら、最終的に省令として決めたいというふうに思っております。」（証拠略）と答弁した。

(イ) 平成22年3月12日の衆議院文部科学委員会における質疑（証拠略）において、松野頼久内閣官房副長官から、「（前略）就学支援金の支給対象について、いわゆる高校実質無償化法案は、日本国内に住む高等学校等の段階の生徒が安心して教育を受けることができるようにするものであります。このために、外国人学校の取り扱いに関しましても、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであり、政府としては以下のように考えるものでございます。本法案においては、外国人学校を含む専修学校等及び各種学校に係る就学支援金の支援の対象範囲については、高等学校の課程に類する課程として位置づけられるものを文部科学省令で定めることとしております。これまでの各大臣の発言につきましては、高等学校の課程に類する課程としての位置づけを判断する基準や方法についてはさまざまな論点があることを述べたものでございます。文部科学省令については、国会における審議も踏まえつつ、文部科学大臣の責任において判断するものでございます。」との説明がされた（証拠略）。

そして、上記のような政府見解ではこれ以上質問をすることができないとする下村博文委員の発言に対して、川端文科大臣は、「先ほどの松野官房副長

官の御発言は、当然ながらこの審議の経過、そして私の発言も踏まえた政府の統一見解でございます。加えて、総理及び関係閣僚が発言をしてきた経過も、政府として統一的に、これまでの各大臣の発言は、高等学校の課程に類する課程としての位置づけを判断する基準や方法については、さまざまな論点があることを述べたものであるというまさに統一見解を出したところでありまして、最終的に、政府統一見解として、文部科学省令については、国会における審議も踏まえつつ、文部科学大臣の責任において判断するものであるということを改めて政府として確認したところでございます。」と述べた（証拠略）。

(ウ) 平成22年3月19日の参議院文教科学委員会における質疑（証拠略）において、川端文科大臣は、朝鮮高級学校が支給法における支援金制度の対象となるか否かを問う趣旨の質問（大島九州男委員）に対し、「（前略）各種学校はまさに任意、自由な学校でありますので、基本的には対象にならない。ただ、外国人学校だけは制度上専修学校になれない規定になっておりますので、この学校に関してだけは高校の課程に類するものとみなせるかどうかを客観的に判断できるようにして判定すべきだというふうに思っております。国会でもいろんな御議論がありますが、その部分で客観性を担保する仕組みを今議論をしているところである」旨答弁した（証拠略）。

(エ) 平成22年3月25日の参議院文教科学委員会における質疑（証拠略）において、川端文科大臣は、支給法の成立後に定められることが予定されている支給対象外国人学校の範囲についての省令の内容に関する質問（水岡俊一委員）に対し、「（前略）外国人学校については、教育内容等について法令上特段の定めがなく、本国における正規の課程と同等の教育活動や独自の教育課程に基づく自由な教育活動を行っており、我が国の学校制度をそのまま当てはめて判断することは適当ではないと考えられます。このため、外国人学校について高等学校の課程に類する課程であることを制度的に担保するための要件として、一つは、我が国の高等学校に対応する本国の学校と同等の課程であると公的に認められること、二番として、国際的に実績のある評価機関による客観的な認定を受けていることとし、これらの要件を満たすものを支給対象としたいと考えております。さらに、これらの二つの方法以外に

も、客観的に我が国の高等学校の課程に類する課程であることが認められる基準や方法について、教育の専門家等による検討の場を設け、関係者の意見も聞きながら検討していきたいと考えています。(中略) いわゆる教育専門家による検討の場で基準と評価方法と判定の仕組みを御議論いただいて、それに基づいて決めるという第三の道をつくろうと考えております。」と答弁した。(証拠略)

(3) 原判決52頁16行目(編注・376ページ20行目)の「イ」を「ウ」に改める。

(4) 原判決54頁3行目(編注・377ページ28行目)の次に行を改めて、次のとおり加える。

〔ア〕 検討会議は、平成22年5月26日から同年8月19日にかけて5回にわたり会議を開き、「高等学校の課程に類する課程」が満たすべき基準、「高等学校の課程に類する課程」の審査手続、審査体制、審査方法等、及び「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等」の事項について検討した。

(イ) 平成22年5月26日に開催された第1回の会議において、委員から「情報公開・学校運営に関して、財務諸表を毎年徴収するなど各種学校に課せられた義務に加え、上乘せして求めることが必要な事項もあるのではないか。」といった発言がされた。

(ウ) 平成22年6月30日に開催された第2回の会議において、委員から「判断の客観性を担保する仕組みを組み込んでおくというのであれば、大学の設置認可などからすれば、第三者の意見を聴くというのが普通のやり方だろう。」との発言がされた。

(エ) 平成22年7月16日に開催された第3回の会議において、委員から、「就学支援金を代理受領する以上は、わが国の法令を遵守することはもちろんのこと、学校運営の体制がきちんとしているかどうかという観点が重要」といった発言や、「文部科学省としては、就学支援金の支給を適正に行うために必要な限りにおいて学校運営の適切さを確認する必要があるが、学校運営を全体として見る立場にあるのは所轄庁である都道府県知事である。」との発言がされた。(証拠略)

(5) 原判決54頁22行目(編注・378ページ16行目)の末尾に続けて、「そして、「就学支援金の授業料への確実な充当について」の項目において、就学支援金は、学校への助成金ではなく、法令に定める学校へ就学する生徒の学習活動を支援するため、受給権者である生徒個人に対して支給されるものであり、学校は生徒の申請に基づき、就学支援金を代理受領し、生徒が支払うべき授業料の一部に充当するものであるとした上で、各学校においては、就学支援金が確実に生徒の授業料に充てられるようにするとともに、その原資が貴重な税金であることを踏まえ、経理の透明化を図るよう求めるものとした。」を加える。

(6) 原判決55頁5行目(編注・378ページ24行目)の末尾に続けて、「文部科学大臣(高木義明)は、同月25日、参議院予算委員会において、当時、北朝鮮が韓国延坪島に砲撃を加えたという情勢を踏まえて、「朝鮮学校の指定については、外交上の配慮より(会議録ママ)判断すべきではなくて教育上の観点から判断すべきものであるという、こういう基本的な考え方は変わっておりません。ただ、今般の、朝鮮半島の緊張状況、その中で、総理の指示によってストップをしたということでございます。今後、北朝鮮における情勢を十分注意をしながら見守ってまいりたいと、このように思っております。」と述べた。(証拠略)」を加える。

(7) 原判決55頁7行目から8行目にかけて(編注・378ページ26行目)の「F」の次に「F'」を加える。

(8) 原判決56頁13行目(編注・379ページ25行目)の「日本の大学」の次に「・短大」を加える。

(9) 原判決57頁2行目(編注・380ページ7行目)の「教科書では、教科書の改訂により」を「教科書(2006年3月25日初版、2009年3月25日再版)には、「日本当局は『拉致問題』を極大化し、反共和国・反B・反朝鮮人騒動を大々的にくり広げることによって、日本社会には極端な民族排他主義的な雰囲気を作り出されていった」と記載されていたが、教科書の改訂(2006年3月25日初版、2011年3月25日再版)により」に改める。

(10) 原判決58頁7行目(編注・381ページ6行目)の末尾に続けて、「なお、これについては、平成29年4月14日のBの機関誌である朝鮮新報も、「金日成

主席と金正日将軍、金正恩元帥が在日同胞子弟のために送った教育援助費と奨学金は、これまでで全163回にわたり、日本円で総額480億0599万0390円に達する。」と報道した。(〈証拠略〉)を加える。

(11) 原判決59頁1行目〈編注・381ページ25行目〉の「対象となった場合には」の次に「学費免除者も経理上は学費を支払っている形が取られているため、」を加える。

(12) 原判決59頁5行目〈編注・381ページ28行目〉の「金融機関」の次に「である朝銀信用組合」を加える。

(13) 原判決59頁13行目〈編注・382ページ4行目から5行目〉の「準学校法人」の次に「(学校法人朝鮮学園)」を加える。

(14) 原判決60頁5行目〈編注・382ページ21行目〉の「功績が含まれる」を「功績が記載され、その回数が尋常ではない」に改める。

(15) 原判決60頁20行目から21行目にかけて〈編注・383ページ4行目〉の「進めている。」の次に「教育会は、中央、都道府県、学校単位で、父兄を中心に組織されている。教育会は同胞父兄の愛国心と教育熱意を呼び起こし、学校運営に必要な財政をまかない、学校の施設や設備、教育資材をととのえている。」を加える。

(16) 原判決61頁2行目の末尾〈編注・383ページ12行目「広げている。」、」)に続けて、「「Bは、日本の都道府県ごとに47の地方本部をおいている。地方本部は中央本部の決定と方針にしたがって管轄地域の諸般の活動を企画、組織、推進し、管下の階層別団体、事業体、学校を指導する。」」を加える。

(17) 原判決61頁6行目〈編注・383ページ15行目〉の次に、行を改めて、「(カ) Bのホームページにおいて、DはBの傘下団体と位置づけており(〈証拠略〉)、また、その機関誌において、Dは20代後半から30代の者も多数その構成員となり、その組織の活動として北朝鮮を訪問し指導者を礼賛するなどしていることが記載されている(〈証拠略〉)。」を加える。

(18) 原判決61頁8行目〈編注・383ページ17行目〉の「G会」を「G' 会」に改める。

(19) 原判決62頁10行目〈編注・384ページ12行目〉冒頭から13行目〈編注・384ページ14行目〉末尾までを、「Bは、組織離脱者らの取込みによる勢力回

復・拡大を目的として「同胞再発掘運動」を打ち出し…(中略)…。一方、Bは、組織中核層の引締めを図るため、年頭から活動家に対する思想教育強化の方針を掲げ、「我々は、敬愛する金正日将軍さえいけば必ず勝利するとの信念を抱き、将軍の望むとおりに愛国課業を遂行すべき」などとして、金正日総書記への絶対的忠誠心を求める学習の恒常的实施に努めた。また、北朝鮮建国60周年に際しては、幹部活動家、若手活動家、商工人など各階層別の代表団を総勢数百人規模で北朝鮮に派遣し、北朝鮮との一体感扶植に努めた。さらに、これら代表団の一部は、朝鮮労働党幹部から、思想教育の徹底などを図るよう指導を受けた。(〈証拠略〉)と改める。

(20) 原判決63頁1行目〈編注・384ページ26行目〉の「Bは、」の次に「後継世代育成の一環として各地で同胞青年祝典を開催し、準備活動や祝典運営などを通じて、若手活動家・会員に組織活動の経験を蓄積させるとともに、相互の連携・交流の強化を図った。また、B中央に」を加える。

(21) 原判決63頁15行目〈編注・385ページ8行目から9行目〉の「9月までの間には、」の次に「無償化適用実現のための3か月集中戦期間に設定し、」を加える。

(22) 原判決63頁19行目〈編注・385ページ13行目〉の「Bの関係につき、」の次に「Bは、朝鮮高級学校などの朝鮮人学校での民族教育を愛族愛国運動の生命線と位置付け、北朝鮮、Bに貢献し得る人材の育成に励んでおり、」を加える。

(23) 原判決63頁24行目〈編注・385ページ17行目〉末尾に続けて、「上記平成26年6月13日の参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会では、公安調査庁次長から、「Bはそのような北朝鮮の強い影響下にございまして、北朝鮮の指示、指導を受けつつ、北朝鮮に対する支援活動や我が国に対する働きかけなど、様々な活動を行っているものと認識しております。」「朝鮮人学校につきましては、Bは朝鮮人学校での民族教育を愛族愛国運動の生命線と位置づけてございまして、北朝鮮、Bに貢献し得る人材の育成に取り組んでいるところでございまして、Bの影響は朝鮮人学校の教育内容、人事、財政等に及んでいるものと認識をしております。」との発言がされた(〈証拠略〉)。」を加える。

(24) 原判決65頁13行目〈編注・386ページ22行目〉の「F」の次に「F'」を、同頁16行目〈編注・386ページ25行目〉の「判明したとして、」の次に「F」をそれぞれ加える。

(25) 原判決65頁19行目から20行目にかけて〈編注・386ページ27行目〈証拠略部分〉〉の「, 25」を削除し、同66頁3行目〈編注・387ページ5行目〈証拠略部分〉〉の「25」を「24」に改める。

(26) 原判決66頁21行目〈編注・387ページ22行目〉の「審査会は、」を「平成23年11月2日の第4回審査会では、「朝鮮高級学校の審査に当たっては、これまで審査を行ってきたケースと異なり、時間がかかる可能性がある。懸念される点が多く指摘されていることもあり、いろいろな点を明らかにしていく必要があるのではないか。」との意見が出され、法令違反について、学校に關係する法令（教育基本法、学校教育法、私立学校法、その他關係法令）に關する重大な違反とする考えの下、教育基本法等との適合性が問題とされ、」に改める。

(27) 原判決67頁15行目から16行目にかけて〈編注・388ページ10行目〉の「生徒会としての活動を行う組織である」を「学校活動と切り離して行っている。Dに参加する生徒は、居住地域などでDが催す文化、スポーツ等のイベントなどに任意で参加することがある」に改める。

(28) 原判決67頁17行目〈編注・388ページ11行目〉の「⑤については、」の次に「学校法人A'の役員にBや関連団体の役職員はいない、」を加える。

(29) 原判決69頁3行目〈編注・389ページ15行目から16行目〉の「ことが明らかとなった。」を「という審査の状況を示した。」に、同頁13行目〈編注・389ページ24行目〉の「審査したが（第6回審査会）、この日も結論は出ず、」を「審査したが（第6回審査会）、法令に基づく学校の運営が適切にされているかどうかという基準について、教育基本法2条5号の教育の目標と、16条の不当な支配の禁止に違反しないかどうかの問題とされ、この日も結論は出ず、「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのではないか」という意見も出されたが、」にそれぞれ改める。

(30) 原判決69頁19行目〈編注・389ページ30行目〉の「肖像を教室内に」を「肖像画を」に改める。

(31) 原判決70頁11行目〈編注・390ページ15行目から16行目〉の「出席し。」を「出席。」に、同頁12行目〈編注・390ページ16行目から17行目〉の「指示した」を「指示した。」にそれぞれ改める。

(32) 原判決71頁6行目から7行目にかけて〈編注・391ページ4行目〉の「指示はしていないこと」の次に、「, Bから訪朝についての報告会を開くとか文書を本国に送るよう指示を受けることはなかったこと」を加える。

(33) 原判決73頁1行目〈編注・392ページ18行目〉の末尾に行を改めて、次のとおり加える。

「高木文科大臣は、平成23年3月8日の参議院予算委員会において、「昨年の北朝鮮の砲撃について、(中略)まさに国家の安全にかかわる事態でありました。このため、国内において政府を挙げて情報収集に努めておりましたし、不測の事態に備えて国民の生命、財産を守ると、こういう見地から一旦手続は停止したものであります。」「なお、審査や指定に当たっては、外交上の配慮などにより判断すべきものではなくて、教育上の観点から客観的に判断すべきものとの考え方については変わっておりません。」と答弁した(〈証拠略〉)。」

(34) 原判決73頁3行目〈編注・392ページ20行目〉の「平成24年」を「平成23年」に改める。

(35) 原判決75頁4行目〈編注・394ページ10行目〉の「上記意見に対し、」の次に「同年2月20日付けで、」を加え、同頁9行目〈編注・394ページ14行目〉の「意見を述べた。」を「意見、また、「憲法14条1項は、国民に対して絶対的な平等を保障したのではなく、相対的、比例的な平等を保障するものである、つまり、合理的理由のない差別を禁止するものであって、各人に存する経済的、社会的その他種々の事実関係上の差異を理由として、その法的取扱いに区別を設けることは、その区別が合理性を有する限り、同項に違反するものではないと解されている、今回の改正は、朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、Bと密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点での指定には国民の理解が得られないとの理由には合理性があり、憲法14条には違反しない」旨の意見を述べた。また、「ハの規定だけではなく、イ、ロの規定も削除すべきである。

海外の日本人学校の授業料を無償としている国があれば、その国の生徒に対してのみ相互主義により支給すべきである。」との意見に対しては、「現行法では、各種学校となっている外国人学校についても、日本国籍を持つ生徒も含め多くの生徒たちが、後期中等教育段階の学びを行っていることから、高等学校等就学支援金制度の対象としています。一方、朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、Bと密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえ、現時点での指定には国民の理解を得られないとの観点から、今回の改正を行うものです。」との見解を示した。」に改める。

(36) 原判決75頁22行目〈編注・394ページ27行目から28行目〉の「ためである」の次に「、朝鮮学校が都道府県知事の認可を受けて学校教育法第1条に定める高校になるなどすれば現行制度の対象となり、また高校や他の外国人学校に在学する在日朝鮮人等は現行制度の対象となっているということを踏まえれば、差別に当たらない」を加える。

(37) 原判決75頁26行目〈編注・395ページ1行目から2行目〉の「しないからであること」の次に、「、Bは北朝鮮の政治的な組織の一部である、その組織の一部の幹部が校長と学校の管理をしているということは、我が国の学校管理教育法上、これは我が国の法制度になじまないこと」を加える。

(38) 原判決76頁1行目〈編注・395ページ3行目〉の次に、行を改めて、次のとおり加える。

「平成22年にA朝鮮高級学校に対する大阪府授業料支援補助金等の交付の検討を行うに当たって実施されたA朝鮮高級学校の教育活動の確認ワーキングによる調査結果でも、教育内容について、社会科の教材に特定の政治指導者に対する敬称があったことから政治的中立性を考慮することが望ましい旨の指摘がされた(〈証拠略〉)。」

2 争点2(文部科学大臣がA朝鮮高級学校について本件規程13条の適合性が認められないと判断したことの違法性の有無)について

(1) 本件規定に基づき支給対象外国人学校としての指定がされるための要件

ア 本件規定の位置付け(就学支援金制度)

支給法は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、私立高等学校等の生徒等が、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができるようにすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とするものであるところ(支給法1条、2条2項及び3項参照)、支給法2条1項5号は、就学支援金制度の対象となる「私立高等学校等」のうち、専修学校及び各種学校については、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」に限るとして、就学支援金制度の対象となるものの要件を文部科学省令に委ねた。これを受けて定められたのが本件規則であり、本件規則1条1項2号ハ(本件規定)は、支給法2条1項5号にいう「高等学校の課程に類する課程を置くもの」について、「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」と定めた。そして、本件規則1条1項2号ハ(本件規定)を受けて文部科学大臣により定められた本件規程は、第1章において「総則」、第2章において「指定の基準」、第3章において「指定の手続等」をそれぞれ定めているところ、上記「指定の基準」においては、修業年限、授業時数、同時に授業を行う生徒、授業科目、教員数、教員の資格、校地等、校舎等、校舎の面積、設備に関する基準が定められている(本件規程2条～11条)ほか、本件規程12条が、学校教育法等の規定による学校運営の状況に関する自己評価及びその結果の公表並びに情報の積極的な提供や、私立学校法の規定による財産目録等の備付け及び閲覧、その他の法令に基づく情報の提供等が適正に行われるべきことを定め、さらに、本件規程13条が、本件規程12条に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない旨を定めている。

イ 本件規程13条の趣旨

支給法が、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とし(1条)、支給対象高等学校等(6条)の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受給し、受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることにしていること(8条)からすると、支給

法は、公的な資金から支出される就学支援金が受給権者である生徒等に対する授業料に係る債権に確実に充当されることを要請しているものであって、設置者によって他に流用されるおそれが否定できないにもかかわらず、就学支援金を支給することを許容するものではないことが明らかである。

そして、就学支援金制度の対象とされる私立高等学校及び専修学校（高等課程）については、財務関係を含む学校運営の適正が求められ（学校教育法14条、42条、43条、62条、133条、学校教育法施行規則66条から68条、189条、私立学校法25条1項、47条参照）、各種学校については、学校教育法134条2項、私立学校法64条5項の規定により、適正な学校運営を求める趣旨、内容の学校教育法の規定や私立学校法の規定が準用されているところ、支給法2条1項5号が「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定める」各種学校を就学支援金の支給対象となる学校とする旨を定めていること、支給法に基づく就学支援金が公的な資金から支給されるものであることからすると、支給法は、学校教育法や私立学校法等の法令に基づく適正な学校運営が行われていない疑いのある各種学校を就学支援金支給の対象とすることを許容するものではないと解される。

この点については、支給法の立法の過程においても、前記1において原判決を補正の上引用して認定したとおり（原判決第3の1(1)イ）、文部科学大臣において、支給法案は「高等学校の課程に類する課程を置く」本邦内の外国人学校の全てに適用するということになるのかという趣旨の質問に対し、「（前略）文部科学省令において対象を定める際の客観性を保持するために、高等学校の課程に類する課程として、その位置づけが、学校教育法その他により制度的に担保されているということを規定することと予定をいたしております。そういう意味から、自動的に外国人学校の高等課程に類するものすべてが今の時点で対象になっているということではありません。」と答弁するなど、支給対象外国人学校への指定に際して学校教育法その他の関係法令に基づく適正な学校運営がされていることを考慮することが念頭に置かれていたものということが出来る。

また、本件規程の制定に当たっての検討会議における議論等を見ても、前記1において、原判決を補正の上引用して認定したとおり、第1回の会議か

ら「学校運営」が議題に上り、委員からは、「情報公開・学校運営に関して、財務諸表を毎年徴収するなど各種学校に課せられた義務に加え、上乘せして求めることが必要な事項もあるのではないか」との発言（第1回）、「就学支援金を代理受領する以上は、わが国の法令を遵守することはもちろんのこと、学校運営の体制がきちんとしているかどうかという観点が必要」との発言（第3回）、「文部科学省としては、就学支援金の支給を適正に行うために必要な限りにおいて学校運営の適切さを確認する必要がある」という趣旨の発言（第3回）などがされており、適正な学校運営がされていることの検討の必要性が指摘されていたものといえる。また、高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議作成の「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について（報告）」と題する平成22年8月30日付け書面（証拠略）においても、「I 基準について」の「2. 基準のポイント」中の「(3) 法令に基づく適正な学校の運営について」の項目において、就学支援金は、支給法において、生徒が在学する学校が生徒に代理して受領し、生徒の授業料に係る債権の弁済に充てることとされていること、各種学校の運営については、学校教育法、私立学校法などにおいて諸規定が設けられていることを挙げた上で、就学支援金に係る文部科学大臣の指定を受ける各種学校については、各校が就学支援金の管理を適正に行うとともに、これらの関係法令の諸規定を遵守していることは当然であり、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に求められる基準において、就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われることを改めて求めることが適当であるとされている。

以上からすると、本件規程13条は、上記のような支給法の目的や仕組み、私立高等学校や専修学校（高等課程）に適用される法令の規定並びに就学支援金が公的な資金から支出されることをも踏まえ、本件規則1条1項2号ハ（本件規定）を根拠とする指定教育施設（支給対象外国人学校）の指定を受けるための要件として、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当が行われることや、高等学校の教育課程の履修を含む学校運営が学校教育法、私立学校法等の法令に従った適正なものであると認められることを要するものとして解される。そして、教育基本法が他の全ての教育関係法規の

基本法たる性質を有し、全ての教育関係法規は教育基本法に定められた基本的理念を実施するための法律として解釈されるべきことなどからすれば、本件規程13条の「法令」から教育基本法を排除すべき理由はなく、本件規程13条の要件適合性の判断に当たっては、教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであるかどうか、教育に対して教育基本法16条1項の「不当な支配」がされていないか等に係る事情についても、上記判断の要素として考慮すべきものと解される。

この点、被控訴人は、支給法及び同法を受けた本件規定に基づく就学支援金の支給対象となる各種学校の指定に関する本件規程13条の解釈からすると、同条における「法令」の範囲はおのずと限定され、学校の一般的な財務会計や会計事務に係る法令と解するのが妥当であって、教育基本法16条のような抽象的な理念規定を上記法令の一つとして基準とするのは不適切である旨主張する。しかし、上記において説示したとおりであり、同主張は採用できない。

ウ 支給法2条1項5号及び本件規定にいう高等学校の「課程」の意義

以上のように解することは、本件規程13条が支給法2条1項5号及び本件規定の委任の範囲において定められたものであることに反するものではない。すなわち、支給法2条1項5号は、専修学校及び各種学校のうち「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」を就学支援金制度の対象とし、同号を受けて定められた本件規則1条1項2号ハ（本件規定）は、「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」を支給対象外国人学校に含まれるものとしているところ、これらの規定にいう高等学校の「課程」とは、高等学校学習指導要領に定める「教育課程」に限らず、広く教育内容、学校の組織及び運営体制も含むものと解される。詳論すると、①学校教育法66条は「中等教育学校の課程は、これを前期3年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。」と定め、同条125条2項は「専修学校の高等課程においては、(中略)中学校における、教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。」と定めており、これらの規定にいう「課程」とは、学校が提供し、生徒等が履修すべき体系化された

教育そのものを指すものと解されるところ、同法においても学校運営の適正が求められていることからすれば、上記の体系化された教育は、法令に従って適正に運営されている学校が提供するものであることが前提とされているものというべきこと、②同法128条4号が「目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱」と定めて「課程」と「教育課程」とを使い分けており、また、高等学校に関する規定である同法52条から54条の定めを見ても、「課程」と「教育課程」とが使い分けられていること、③支給法ないし本件規則において、学校教育法におけるのと異なる意味内容のものとして「課程」の語を用いる合理的理由は見当たらないことなどを勘案すれば、支給法2条1項5号及び本件規則1条1項2号ハ（本件規定）の「高等学校の課程」とは、高等学校学習指導要領の「教育課程」に限らず、広く教育内容、学校の組織及び運営体制も含むものと解すべきである。

そうすると、本件規則1条1項2号ハ（本件規定）を根拠とする支給対象外国人学校としての指定を受けるための要件として、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当が行われること、高等学校の教育課程の履修を含む学校運営が法令に従った適正なものであると認められることを要するものとした本件規程13条の規定は、支給法2条1項5号及び本件規則1条1項2号ハ（本件規定）の委任の範囲内において定められたものといえることができる。

この点、被控訴人は、「高等学校の課程」にいう「課程」とは、学校が提供し、生徒が履修すべき体系化された教育そのものであり、高等学校において置かれている「全日制」「定時制」「通信制」という制度的な課程のことであって、学校が提供している教育活動・学習内容のことを指し、学校の組織や運営体制は含まない旨主張するが、上記のとおりであって、同主張は採用できない。

エ 被控訴人の補充主張(1)アについて

被控訴人は、(ア)教育基本法は、日本国民が日本国家を発展させるための法律という建前になっているから、外国人児童・生徒の教育や、外国人児童・生徒が主に通う外国人学校に対して全面的に直接適用されることは想定されていない、教育基本法の理念的規定を理由に、国が外国人学校の教育活動や

教育内容を問題視することはできない、(イ)私立各種学校についてはその自主性と学問の自由を尊重すべきであるから、教育基本法を含む教育関連法によれば、私立各種学校の教育内容を基本的に規制することはできない、したがって、私立各種学校であるA朝鮮高級学校の教育内容が教育基本法の理念に沿ったものであることを求める解釈は採り得ない、(ウ)憲法及び国際人権法に定められた等しく教育を受ける権利や非差別平等の理念を具現化した教育基本法4条1項が定める教育の機会均等という重要な立法原理ないし解釈原理からすれば、定められた審査基準の解釈において差別があってはならず、控訴人は被控訴人に対し、本件規程14条によって指定を受けた各種学校たる外国人学校と同様の扱いをしなければならない、本件規則1条1項2号イ、ロに係る学校においては、「不当な支配」を含めた関係法令一般との適合性を問題とすることなく、本国政府や国際的な評価機関の認定といった客観的・制度的な基準により指定しているのであり、これとの均衡上、本件規定に基づいて申請した教育施設についても、教育活動の内容を、高等学校の課程に類する課程であるかどうかの判断基準とすべきではない、(エ)検討会議においても、上記のとおりの見解が採られていたし、本件規程13条の学校の適正な「運営」を確認すべき法令として、「不当な支配」に関する教育基本法16条を考慮することは想定されていなかった、また、審査会においても、同様であって、具体的な教育内容については審査の基準としないことが当然の前提となっていた、(オ)本件規程13条は本件規程12条に定める情報提供等の補充的な訓示規定であって、本件規程1条から12条までの客観的要件を満たせば、本件規程13条適合性も認められるべきである旨主張する。

(ア) しかしながら、まず、上記(ア)及び(イ)の主張については、上記イ及びウにおいて述べたとおり、支給法も教育関係法令である以上、教育基本法の基本原則や理念を実施するものとして解釈されなければならないから、「高等学校の課程に類する課程」を置くものとして就学支援金支給対象外国人学校として指定されるには、教育内容が教育基本法の基本原則や理念に反してはならないのであって、被控訴人の主張は採用することができない。各種学校には、その自主性を尊重するため教育基本法6条や14条2項が適用されないが、一部適用されない規定があることをもって、本件規程13条適合性の判

断に当たり、当該学校の教育内容が教育基本法の基本原則や理念に反するか否かも含めて考慮要素とすることができないと解することはできない。

(イ) 次に、上記(ウ)の主張についてみると、本件規則1条1項2号イ又はロに係る外国人学校は、外国の大使館を通じ、又は文部科学大臣の指定する団体の認定により、高等学校の課程に類する課程を置くものであることを、制度的に確認することができるのに対し、本件規則1条1項2号ハ(本件規定)に係る外国人学校については、そのような制度的な保障が全くなく、高等学校の課程に類する課程であるか否かを個別具体的に判断せざるを得ない。このように、両者は、その前提を異にするものというべきであるから、被控訴人の主張は、教育の機会均等という原理の下においてもその前提を欠くものであって、採用することができない。

(ウ) 上記(エ)の主張については、前記1において原判決を補正の上引用して認定したとおり(原判決第3の1(2)イ)、本件規程の制定過程において、平成22年5月26日に開催された第1回検討会議において、委員から「情報公開・学校運営に関して、財務諸表を毎年徴収するなど各種学校に課せられた義務に加え、上乘せして求めることが必要な事項もあるのではないか」といった発言がされたこと、平成22年7月16日に開催された第3回検討会議において、委員から、「就学支援金を代理受領する以上は、わが国の法令を遵守することはもちろんのこと、学校運営の体制がきちんとしているかどうかという観点が必要」といった発言や、「文部科学省としては、就学支援金の支給を適正に行うために必要な限りにおいて学校運営の適切さを確認する必要がある」との発言がされていたことが認められ、このような検討会議における議論の過程からみても、また、全ての教育関係法規の基本法という教育基本法の性質からしても、本件規程13条にいう「法令」から教育基本法16条1項を含む同法の規定が殊更に排除されているものとは解し難い。

また、前記1において原判決を補正の上引用して認定したとおり(原判決第3の1(5)イ)、第4回審査会において、法令違反について、学校に関する法令(教育基本法、学校教育法、私立学校法、その他関係法令)に関する重大な違反とする考えの下、教育基本法等との適合性が問題とされたこと、第6回審査会において、法令に基づく学校の運営が適切にされているかどうか

という基準で問題となるのが、教育基本法2条5号の教育の目標と、16条の不当な支配の禁止に違反しないかどうかという点であったことが認められ、これらによれば、教育内容が教育基本法の基本原則や理念に反してはならないことは、審査会においても当然の前提とされていたといえるのである。

被控訴人の上記主張は採用できない。

(エ) 上記(カ)の主張については、上記イにおいて述べたような本件規程13条の趣旨に加えて、同条が本件規程「第2章 指定の基準」中の他の規定(2条～12条)とは別個独立に設けられた規定であること、本件規程13条の表題は「適正な学校運営」であり、本件規程12条の表題「情報の提供等」とは別個の表題が付されていること、本件規程13条においては「前条に規定するもののほか」と本件規程12条に定める事項とは別個の事項を付け加える趣旨の規定が置かれていることからすると、本件規程13条をもって、本件規程12条の付加的補足的規定であると解することはできない。被控訴人の主張は、採用することができない。

オ 被控訴人の補充主張(1)イについて

(ア) 被控訴人は、定められた審査基準に差別があってはならない旨主張するが、前記1において原判決を補正の上引用して認定したとおり(原判決第3の1(2)イ、(5)イ)、本件規程の制定過程において、平成22年5月26日に開催された第1回検討会議において、委員から「情報公開・学校運営に関して、財務諸表を毎年徴収するなど各種学校に課せられた義務に加え、上乘せして求めることが必要な事項もあるのではないか」といった発言がされていたし、また、その審査過程においても、平成23年11月2日の第4回審査会の議論において「朝鮮高級学校の審査に当たっては、これまで審査を行ってきたケースと異なり、時間がかかる可能性がある。懸念される点が多く指摘されていることもあり、いろいろな点を明らかにしていく必要があるのではないか。」との意見が出された(〈証拠略〉)ように、朝鮮高級学校に法令に基づく適正な学校運営が行われていることに疑念が生じていたことからすると、審査の方法、程度が異なるのは当然のことであり、そのような疑念が生じていなかったF及びHと比して、審査が入念になったことをもって差別的取扱いとはいえない。

(イ) また、被控訴人は、就学支援金の流用のおそれがないことについて教育機関が立証できないことを理由に指定を受けられなくなるのであれば、生徒個人にとってどうにもできない事情により助成を受けられないことになるが、これは、より幅広い支援を可能にするために生徒個人に対する助成として制度設計された支給法の趣旨を没却することになるものであって、基準として不適切である旨主張する。

しかし、支給法は代理受領制度を採用しているところ(同法8条)、この趣旨は、支給した就学支援金が他に流用されることなく個々の生徒の授業料債権に確実に充当されるようにすることにある。このように、支給した就学支援金が他に流用されるおそれがないことは、支給法自体から要請されるものというべきである。また、前記1において、原判決を補正の上認定したとおり(原判決第3の1(2)ウ)、検討会議が公表した平成22年8月30日付け「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について(報告)」においても、就学支援金は、学校への助成金ではなく、法令に定める学校へ就学する生徒の学習活動を支援するため、受給権者である生徒個人に対して支給されるものであり、学校は生徒の申請に基づき、就学支援金を代理受領し、生徒が支払うべき授業料の一部に充当するものであるとした上で、各学校においては、就学支援金が確実に生徒の授業料債権に充てられるようにするとともに、その原資が貴重な税金であることを踏まえ、経理の透明化を図るよう求めるものとしたとされており、上記の趣旨がその制定過程において考慮されていたといえる。

被控訴人の主張は採用できない。

カ 被控訴人の補充主張(1)ウについて

前記イ、ウ及びエにおいて説示したとおり、本件規程13条の「法令」には教育基本法を始めとする教育関係法規が含まれると解されるのであって、被控訴人の主張は採用できない。この点、被控訴人は、財務会計や会計事務に係る法令違反の有無に係る審査は、所轄庁である都道府県に法令違反による処分がないかを問い合わせることにより確認することになっているのに、下位の法律による具体的な要件や効果が定められていない教育基本法16条1項を本件規程13条の「法令」に含ませるのでは、対象校や都道府県が提出した

資料により確認しようがないことになるから、教育基本法16条1項は、本件規程13条の「法令」に含まれない旨を主張する。しかし、その主張の前提が正しいといえるか疑問であるし、仮に確認できない場合があるとしても、そのことが教育基本法16条1項を上記「法令」に含ませない理由になるものではない。

キ 控訴人の補充主張(1)④の要件(被控訴人の補充主張(1)エ)について

控訴人は、反社会的な活動を行う組織と密接に関連する教育施設は、そのような密接な関係を有するというのみをもって、平和で民主的な国家及び社会の形成に資する者を育成するという教育基本法の理念に反するとして、外部の反社会的組織と密接な関連を有していないことという基準を挙げる。

しかし、当該教育施設において、教育基本法の理念に沿った教育等が行われているか否かが要件となるのであり、問題とされるべきは、外部の組織から、教育面において不当な支配が及んでいるかどうかということである。この点については、上記の「不当な支配」の基準で判断すれば足りると解されるのであり、この基準以外に、控訴人の主張する上記の「密接な関連性」を基準とするのであれば、不当な支配性までは認められなくとも、教育に影響を与え得るような関連性を満たせば事足りることにもなりかねず、基準として合理性を欠くというべきである。平成23年11月2日の第4回審査会から始まった朝鮮高級学校の審査においても、審査(ポイント)として、Bとの関係について、「一般論としては、ある団体が教育に対して影響を及ぼしていることのみをもって、直ちに不当な支配(教育基本法第16条)があるとはいえないが、不当な支配に当たるかどうか引き続き検討する必要があるため、過去の報道等に基づき、以下の点を学校に確認」とされていた(証拠略)のであって、ある団体が教育に対して影響を及ぼしていることをもって密接な関連性を認めたり、それを要件として考慮すべきであるとされていない。

(2) 本件規程13条適合性についての主張立証責任

ア 前記(1)のとおり、本件規程13条は本件規定に基づく指定の要件を定めたものであり、各種学校が同指定を受けると、その設置者は当該各種学校の生徒等の授業料に係る債権に応じた就学支援金を収受することができる地位を取得することとなる。このような同指定の性質に照らすと、本件規程13条

の要件該当性の存在を基礎付ける事実については各種学校の設置者(被控訴人)が主張立証責任を負うというべきである。

イ この点、原判決は、被控訴人では、私立学校法に基づき財産目録、財務諸表等が作成されるとともに理事会等も開催されていたこと、また、被控訴人及びA朝鮮高級学校の所轄庁である大阪府知事が、平成19年4月から平成23年9月までの間、3年に1度を基本として必要に応じて随時、立入検査等を実施し、上記期間の直近では平成22年1月から平成23年7月に立入検査等を実施しており、大阪府知事の立入検査等では、法人・学校の運営状況並びに会計処理及び計算書類の作成や、補助金の交付要件となっている事項(日本の学習指導要綱に準じた教育活動、財務情報の一般公開、特定の政治団体と一線を画すこと、特定の政治指導者の肖像画を教室から外すこと)の有無を検査しているところ、A朝鮮高級学校について、教育基本法、学校教育法等の法令に違反することを理由とする行政処分等を行わなかったことから、A朝鮮高級学校については、他に本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り、同条適合性が認められるとする。しかしながら、原判決が本件規程13条適合性を基礎付けるものとして挙げる上記各事情は、それらが持つ事実上の推定力の程度に照らすと、いかなる場合でも、それらの各事情があれば、他に同条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り同条適合性が認められるという規律を採用するのに十分なものということではできない。

確かに、本件規程13条適合性については、不指定処分を受けた申請者(被控訴人)としてはいかなる点に疑念が生じているのかを示す具体的な指摘がなければ同条適合性に係る事情について主張立証することが難しく、その必要がないこともあるといえるから、訴訟の場面においては、そのような疑念があるとする事柄について、まず不指定処分をした行政庁の属する国(控訴人)の側で主張立証をする必要があり、それから申請者である被控訴人の側で、上記の事柄について同条適合性の存在を基礎付ける事実を主張立証することになる場合があるものと考えられる。しかし、この場合、上記のような主張立証の順序ないしは構造になるとしても、原判決が挙げる上記各事情があれば、国(控訴人)側で同条適合性に疑念を生じさせる特段の事情の立証

を要するとの規律を採用することは相当ではないと考えられ、本件規程13条適合性の存在を基礎付ける事実についての主張立証責任は、やはり受益処分申請者(被控訴人)が負担すべきものと解されるのである。そうすると、国(控訴人)の主張立証により相当な根拠に基づいて上記事実の存在に疑いが生じたような場合、上記事実が高度の蓋然性をもって立証されたとはいえないということになる(なお、「不当な支配に服すること」がないことというような評価的要件とも考えられる要素については、その評価障害事実を国(控訴人)が主張立証すべきであるとしても、その評価根拠事実を申請者たる被控訴人が主張立証すべきことには変わりはない。)

ウ 上記の観点からすると、本件においては、控訴人側が、A朝鮮高級学校について本件規程13条適合性に疑念があることの事情として、①教育内容が、北朝鮮と国家主席を賛美礼賛し絶対的価値として崇めるものであり、教育基本法の理念に沿ったものでないおそれがあること、②支給された就学支援金が授業料以外の用途に流用されるおそれがあること、③Bから、教育内容、人事、財政の面で不当な支配(教育基本法16条1項)を受けていて、適正な学校運営が行われていないおそれがあることなどを主張し、これらの主張に係る具体的事実ないし事情を主張立証しているから、被控訴人側では、これらについて、本件規程13条適合性の存在を基礎付ける事実を主張立証すべきものと考えられる。

エ この点について、被控訴人は、本件不指定処分は、同じく高等学校の課程に類する課程を置く学校との間に著しい不平等をもたらし、生徒の学校選択や保護者の学費負担にも不平等をもたらすものであって、差別的な侵害処分というべきであるから、その処分要件について控訴人が主張立証責任を負う旨主張する。しかし、本件規定に基づく指定処分は、侵害処分ではなく、その要件に該当する学校(高等学校の課程に類する課程を置く学校)に対する給付処分であるから、被控訴人の上記主張は、前提を欠き採用することができない。

(3) 本件規程13条適合性の判断及びその中で考慮される教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無の判断に文部科学大臣の裁量が認められるかについて

ア 本件規程13条適合性の判断と文部科学大臣の裁量

まず、本件規定は、「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」と定めており、これを受けて定められた本件規程13条適合性の判断については、文部科学行政に通暁するものとしてこれを所管する文部科学大臣に委ねられているということが出来るから、同判断について同大臣に専門的、技術的見地からする一定の裁量があるということが出来る。

すなわち、支給法2条1項5号が支給法の適用対象となる各種学校を「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に限っているのは、国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育段階における教育の機会均等の確保の見地から妥当と認められる各種学校のみを支給法の適用対象とするためであると解される所、本件規則1条1項2号は、上記のような支給法2条1項5号の委任を受け、同号所定の「高等学校の課程に類する課程を置くもの」と認められる各種学校について、我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校のうちイからハまでの各規定に掲げるものとした上、イ及びロの各規定において一定の類型の各種学校であって文部科学大臣が指定したものを定め、ハの規定(本件規定)において「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」を定めている。このような本件規定の内容等からすると、本件規定は、我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校のうち、イ及びロの各規定の定める特定の類型には当たらないものの、なお、当該各種学校の個別具体的な事情から、国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育段階における教育の機会均等の確保の見地から妥当と認められる各種学校を「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として支給法の適用対象とする包括的規定であって、いかなる各種学校が上記の「課程を置くもの」に該当するかの判断には当該各種学校の個別具体的な事情を踏まえた教育上の観点からの専門的、技術的検討を要することから、その判断については上記の検討をすることができる文部科学大臣の指定に基づいて行うものとするとともに、その指定の基準を設定すること自体も専門的、技術的な領域に属するものとしてこれを文部科学大臣に委任したものと

解される。

そうすると、文部科学大臣が本件規定に基づく指定の基準としていかなる基準を定めるかについては、本件規定の委任の趣旨を逸脱しない範囲内において、文部科学大臣に専門的、技術的な観点からの一定の裁量権が認められているものと解するのが相当である。

イ 「不当な支配」の有無の判断と文部科学大臣の裁量

(ア) 教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無の判断についても文部科学大臣の裁量が認められるものと解するのが相当である。

教育は、専ら教育本来の目的に従い、国民からの信託に応じて国民全体に対して直接責任を負うように行われるべきであり、教育基本法16条は、教育の自主性尊重の見地から、そのような教育をゆがめるような支配を排除したものであるが、教育に対する不当、不要な介入は排除されるべきであるとしても、許容される目的のために必要かつ合理的と認められる介入は、たとえ教育の内容及び方法に関するものであっても必ずしも「不当な支配」に該当しない場合があるとされている（最大判昭和51年5月21日刑集30巻5号615頁）。そうすると、行政機関以外の特定の外部機関による介入が人的、物的に「不当な支配」に該当するか否かの判断、すなわち、教育の自主性の侵害の有無及び程度、介入の必要性や合理性の有無及び程度に関する判断は、その性質上、教育上の観点からの専門的、技術的検討を要する事項といわざるを得ず、したがって、教育行政に通曉し、専門的、技術的検討をすることのできる文部科学大臣の裁量に委ねているといえる。

(イ) もっとも、①旧教育基本法及び教育基本法は、戦前の我が国の教育が国家による強い支配の下で形式的、画一的に流れ、時に軍国主義的又は極端な国家主義的傾向を帯びる面があったことに対する反省により制定されたものであり、旧教育基本法10条1項及び教育基本法16条1項は、教育に対する権力的介入、特に行政権力による介入を警戒し、これに対して抑制的態度を表明したものと解される（前記昭和51年大法廷判決参照）こと、②前記のとおり、各種学校である外国人学校では、高等学校の課程に類する課程を置くものと、それ以外のものとを区別することになるから、外国人学校の民族的徴表と結び付いた偏見等によって、不合理な差別が行われる危険性の高いこ

とは容易に想像がつくことであったため、支給法制定当時、外国人学校の取扱いについては外交上の配慮ではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきという趣旨の政府の統一見解が採られていたものであり、できるだけ客観的な審査基準により判断される仕組みを整えようとしていたといえること、③教育の自主性尊重の見地から、教育の自主性をゆがめるような支配を排除し、教育に対する不当、不要な介入は排除されるべきであるとする教育基本法の趣旨及び支給法が教育における機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持を図るために、全国的に高校教育についての無償化を図ったものであることからすると、文部科学大臣の裁量権には一定の限定が課されるのであって、広大な裁量があるということとはできない。

ウ 「不当な支配」の内容

次に、何をもって「不当な支配」であるというかについてであるが、朝鮮高級学校の教育が北朝鮮の国家理念や政治体制から離れた存在となることは不可能であるから、朝鮮高級学校が朝鮮語による授業を行い、北朝鮮の視座から歴史的、社会的、地理的事象を教えるとともに、北朝鮮を建国し現在まで統治してきた北朝鮮の指導者や北朝鮮の国家理念を肯定的に評価することも、朝鮮高級学校の教育目的それ自体には沿うものといえることができるのであって、これだけをもって、朝鮮高級学校が北朝鮮やBからの不当な支配により、自主性を失い、上記のような教育を余儀なくされているとは直ちに認めることはできない。北朝鮮やBによる影響力の行使が上記教育目的を達するための必要性、合理性の限度を超えて、朝鮮高級学校での教育の自主性をゆがめるようなものであるときに、同項の「不当な支配」に当たるというべきであり、この判断において文部科学大臣の裁量が認められるものである。

エ 被控訴人の主張について

支給法、本件規定及び本件規程の解釈によりその枠組みを客観的に制限的にすることに基づいて裁量権がないとする被控訴人の主張については、前記ア、イにおいて検討したとおりであって、採用できない。

(ア) 被控訴人は、教育基本法16条1項の「不当な支配」に関し、同項の「不当な支配」とは我が国の公権力による影響をいうものと解すべきであり、外国人学校の本国やその在日団体（北朝鮮やB）はその支配の主体たり得ない

旨主張する。

しかし、前記のとおり、同項は、教育が国民から信託されたものであることから、教育が不当な支配によってゆがめられることなく専ら教育本来の目的に従って行われるべきことを示したものであり、このような同項の趣旨からすると、同項は、教育が国民の信託に応じて自主的に行われることをゆがめるような支配を排斥しているものと解されるのであって、上記のような支配と認められる限り、その主体のいかんは問うところではないと解するのが相当である（前掲最大判昭和51年5月21日参照）。したがって、A朝鮮高級学校の教育が北朝鮮やBから影響を受けていることも、それが教育の自主性をゆがめるようなものであれば同項の「不当な支配」に当たり得るといふべきであり、被控訴人の上記主張は採用することができない。

(イ) また、被控訴人は、支給法は、就学支援金を流用する抽象的な可能性があるにすぎない場合には本件規定に基づく指定を行い、流用の具体的懸念が生じた場合には事後的措置により対処することを予定しているものと解されるから、就学支援金が授業料に係る債権の弁済に充当されない具体的な可能性又は蓋然性が存在する場合に限り本件規程13条適合性が否定されるといふべきであると主張する。

しかしながら、既に述べたように、本件規則1条1項2号ハ（本件規定）を根拠として支給対象外国人学校としての指定を受けるためには、本件規程13条を含む本件規程の第2章に定める各要件を全て充足しているものと認められることを要するところ、本件規程13条の要件を充足しているというためには、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当が行われることや、高等学校の教育課程の履修を含む学校運営が法令に従った適正なものであると認められることを要するものといふべきである。そして、支給法、本件規則及び本件規程を見ても、被控訴人が主張するような場合以外は学校運営が法令に従った適正なものであると認めなければならないとの趣旨を定めた規定は存しない上、支給法が、公的な資金から支出される就学支援金が受給権者である生徒等に対する授業料に係る債権に「確実に」充当されることを要請しており、学校の設置者によって他に流用されるおそれが否定できないにもかかわらず、就学支援金を支給することを許容するものではないとい

うべきである。これらに照らせば、そのような流用のおそれを否定することができない場合に、文部科学大臣において支給対象外国人学校に指定しないとの判断をすることは、上記のような支給法の要請に沿うものといふべきである。被控訴人の上記主張は、採用することができない。

(4) A朝鮮高級学校の本件規程13条適合性について

前記1において補正の上で引用した原判決の認定事実に加え、次に述べるとおりの事情によれば、本件不指定処分がされた平成25年2月20日の時点において、A朝鮮高級学校について、Bから教育内容及び人事面等で教育基本法16条1項にいう「不当な支配」を受けていること、及び財政面で就学支援金の管理が適正に行われなことをいづれも疑わせるに足りる相当な根拠があったものであり、適正な学校運営という観点からして、高等学校の教育課程に類する課程を置くものであることに疑問が残るから、本件規程13条に適合すると認めるに至らないといふことができる。

ア 北朝鮮及びBと朝鮮高級学校との関係

前記1において補正の上で引用した原判決の認定事実及び証拠（各項に掲げのもの）によれば、次の各事実が認められる。

(ア) Bと朝鮮学校との組織としての関係

a B中央常任委員会が平成3年に発行した書籍に、「朝鮮学校の管理運営は、Bの指導のもとに、教育会が責任をもって進めている。」との記載があり（証拠略）、平成24年4月4日付け朝鮮労働党機関誌「労働新聞」においては、Bは北朝鮮の堂々たる海外同胞組織であり、在日朝鮮学校はBの組織が運営する合法的な民族教育機関である旨が掲載されていた（証拠略）。

b Bのホームページ上では、平成24年3月1日の時点において、「朝鮮学校の管理運営は、Bの協力のもとに、教育会が責任をもって進めている。」と記載されていた（証拠略）。ただし、この記載は、被控訴人からの申入れにより、平成28年10月14日までに削除された（証拠略）。なお、教育会については、平成24年3月1日時点のBのホームページでは、上記のとおり削除された文言に続いて、「教育会は、中央、都道府県、学校単位で、専任、学父兄を中心に組織されている。教育会は同胞学父兄の愛国心と熱意を呼び起こし、学校運営に必要な財政をまかない、学校の施設や設備、環境を整えてい

る。」と記載されていた(〈証拠略〉)。

また、平成25年5月2日時点のBのホームページ上では、「地方本部は、中央本部の決定と方針にしたがって管轄地域の諸般の活動を企画、組織、推進し、管下の階層別団体、事業体、学校を指導する。」と記載されていた(〈証拠略〉)。

c 朝鮮新報には、B中央責任副議長が中央教育局長と共に平成20年8月7日にP朝鮮中高級学校を訪れて教員を指導した旨の記事(同月18日付けのもの)や、B中央責任副議長が中央教育局長と共に平成21年11月4日にI学校を訪れて教職員を指導した旨の記事(同月13日付けのもの)が掲載された(〈証拠略〉)。

d 本件不指定処分がされた後の朝鮮新報の報道(平成29年4月26日のもの)ではあるが、教育援助費と奨学金への配慮60周年記念在日本朝鮮人中央大会で行われたB中央議長であるJ氏の報告(要旨)中には、「Bの各級組織と学校は、在日朝鮮人運動の生命線である民族教育事業に刻まれた偉大なる金日成大元帥様と金正日大元帥様、敬愛する元帥様の愛の歴史を永遠に伝え、偉大なる首領様を哀情で戴き貴い伝統と大いなる業績を成し遂げた先代たちの志を継ぎ、民族教育を最後まで守り抜き発展させていくことでしょう。」「各級学校は、学校内にチュチュの思想体系と領導體系をますますしっかりと立て上げ、全教員が偉大なる金日成大元帥様と金正日大元帥様の遺訓の教示と敬愛する元帥様のお言葉を間違いなく貫徹することでしょう。」「各級学校の教員は、Bの教育活動家を資本主義の異国の地で愛国者を育成する真の愛国者であると高く評価され、(中略)後代教育の重大な使命と任務を責任をもって果たすことでしょう。」との記載がある(〈証拠略〉)。

(イ) Bと朝鮮学校との人事面における関係の例

a K氏は、平成20年6月にはB京都府本部教育部長に、同年12月にはL学校長に、平成21年5月にはBの傘下団体であるC(C)の京都府本部委員長に、平成25年11月にはA朝鮮高級学校長及びC大阪府本部委員長に、それぞれ就任していた(〈証拠略〉)。

b M氏は、平成22年3月にはA朝鮮高級学校長であったが、同年5月にB教育局長に就任した(〈証拠略〉)。B教育局は、朝鮮学校の指導・支援、教

職員の派遣、教科書作成の補助、教育研究の企画等を行っている部局である(〈証拠略〉)。

c N氏は、平成13年10月にはO学校長、平成18年12月にはBの傘下団体である大阪府教育会の会長に、それぞれ就任していたほか、平成28年5月には、朝鮮労働党第7回大会に際してB大阪府本部委員長の立場で「在日本朝鮮人祝賀団」団長として北朝鮮を訪問した(〈証拠略〉)。

(ウ) D(D)

Bの傘下団体として、D(D)が組織されており(〈証拠略〉)、Bのホームページ(平成30年1月30日のもの)には、「Dは、在日同胞青年と高等学校以上の同胞学生を網羅した中央から本部、支部、班にいたる組織体系を備えた強力な愛族愛国の在日同胞青年学生団体である。」と記載されている(〈証拠略〉)。また、Dのホームページに掲載されている「D規約」5条には、D員の義務として、D員は、共和国政府の路線と政策、それを具現したBの決定を深く学習し、それを先頭に立って擁護貫徹し、広く解説宣伝しなければならないこと、D員は、内外の敵の策動からB組織を堅固に守らなければならないことなどが規定され、同じく「D規約」38条には、朝鮮高級学校内には、D中央委員会の批准を受けて、D朝高委員会を組織する旨が規定されている(〈証拠略〉)。

A朝鮮高級学校においては、学生委員会により、Dの活動の学習会等が行われている(〈証拠略〉)。

(エ) C(C)

Bの傘下団体としてC(C)が組織されており、朝鮮学校の教員が加盟している(〈証拠略〉)。

(オ) 朝鮮高級学校で使用されている教科書

a 朝鮮高級学校では、共通の教科書が使用されており、その編纂者は、かつてはB中央常任委員会内の教科書編纂委員会とされ(少なくとも、平成22年までに発行された教科書にはそのような記載がある。〈証拠略〉)、その後、E内の教科書編纂委員会とされた。Bのホームページによれば、EはBの傘下事業体であるとされている(引用に係る原判決第3の1(3)エ)。

b Eが発行する教科書中には、朝鮮学校での教育に対するBの関わりに

ついて、次のとおり記載するものがある。

(a) 社会(中級部)の教科書では、「Bは、初級学校から大学校に至る民族教育体系を立派に整え、学校前教育体系と民族学級、午後夜間学校、土曜児童教室のような準正規教育網も、体系的に整えて来ている。」と記載されている(証拠略)。

(b) 社会(高級部)の教科書(証拠略)。教科書本文は平成21年3月のものでは、「民族教育事業の柱は、Bが運営している我々の学校教育である。Bは、幼稚班から、初級、中級、高級、大学に至る120の各級学校を設置し、同胞子女に対する民主主義的民族教育を当面的に実施している。」と記載されている。

c Eが発行する教科書中には、確固たる意思の下に、北朝鮮の指導者(金日成氏、金正日氏)を絶対的な存在として礼賛し、朝鮮労働党の行動を褒め称え、また、Bの組織や活動を賞賛する記載が多く見受けられる(証拠略)。朝鮮高級学校で使われている教科書の例を挙げると、次のとおりである。

(a) 社会の教科書(証拠略)。教科書本文は平成21年3月のものでは、「敬愛する金正日將軍さまを、総書記として高く仰ぐ朝鮮労働党は、今日、共和国の執権党として、主体偉業の教導的力量として社会主義建設と祖国統一のための朝鮮人民の闘争を賢明に導いてきている」「我々は同胞社会とBを愛し、尊さを認めなければならない」と記載されている。

(b) 国語の教科書(証拠略)。教科書本文は平成21年3月のものでは、「今日の私たちの時代、この労働党時代は、先行するどの歴史的時期とも本質的に区別される高度に成熟した幸福の時代だ。それは何よりも偉大な首領様が、人民全体が一人ひとり一緒に社会的進歩のための闘争に直接参加し、誰かがすべての幸福を自覚的・意識的に創造してそれを等しく享有することができる最も先進的な社会主義制度を私たちにくださったからではないのか。」「私たちは、抗日烈士たちから譲り受けた偉大な首領様に対する無限の忠誠心を、幸福に対する革命的な見解とともに責任をもって後代に譲り渡さなければならない。ここに私たちの時代の責務があり、幸福がある。」と記載されている。

(c) 音楽の教科書(証拠略)。教科書本文は平成21年3月のものでは、

「將軍様を高く頂き歓呼の聲響かせる 太陽の威厳輝く人民の領導者 万歳万歳金正日將軍」と記載されている。

(カ) 資金援助

平成22年2月11日の産経新聞において、政府筋による話として、北朝鮮が昭和30年代前半から、ほぼ毎年150回以上にわたり朝鮮学校に合計約460億円の資金提供をし、平成21年には約2億円の資金提供をした旨の報道がされ、平成29年4月14日の朝鮮新報では、「金日成主席と金正日將軍、金正恩元帥が在日同胞子弟のために送った教育援助費と奨学金は、これまでで全163回にわたり、日本円で総額480億0599万0390円に達する。」との報道がされており、また、平成29年4月26日の朝鮮新報でも、教育援助費と奨学金への配慮60周年記念在日本朝鮮人中央大会で行われたB中央議長であるJ氏の報告内容として、上記のとおり教育援助費と奨学金が送られたことが報道された。このように、北朝鮮は、昭和32年以降、日本にある朝鮮学校に対して多額の資金援助をしてきた(証拠略、被控訴人代表者)。

イ 公安調査庁等の調査内容

(7) 公安調査庁の調査

c 公安調査庁は、破壊活動防止法に基づいて、Bを調査の対象としており(証拠略)、また、Bがこれまで様々な犯罪に関わってきたと判断している(証拠略)。

b 公安調査庁の資料(内外情勢の回顧と展望)には、「Bは、…(中略)…活動家・会員に対する思想教育を強化するとの方針を改めて打ち出した。」「Bは、…(中略)…活動家1人が自己に割り当てられた在日朝鮮人5世帯に対する教育・宣伝普及の責任を負う『5戸担当宣伝員体系』の再整備に努める」、「Bは、朝鮮人学校での民族教育を『愛族愛国運動』生命線と位置付けており、学年に応じた授業や課外活動を通して、北朝鮮・Bに貢献し得る人材の育成に取り組んでいる」、「Bは、このほか、教職員や初級部4年生以上の生徒をそれぞれBの傘下団体であるC(C)やD(D)に所属させ、折に触れ金総書記の「偉大性」を紹介する課外活動を行うなどの思想教育を行っている」との各記載(証拠略)。平成22年1月発行、「Bは、…(中略)…年頭から活動家に対する思想教育強化の方針を掲げ、『我々は、敬愛する金

正日將軍さえいれば必ず勝利するとの信念を抱き、將軍の望むとおりに愛国課業を遂行すべき』などとして、金正日総書記への絶対的忠誠心を求める学習の恒常的実施に努めた」、 「Bは、… (中略) …北朝鮮建国60周年に際しては、幹部活動家、若手活動家、商工人など各階層別の代表団を総勢数百人規模で北朝鮮に派遣し、… (中略) …これら代表団の一部は、朝鮮労働党幹部から、思想教育の徹底などを図るよう指導を受けた」との各記載 (<証拠略>。平成21年1月発行) などがある。

c また、公安調査庁及び警察庁は、国会 (平成22年11月17日の参議院予算委員会、平成24年11月7日の衆議院文部科学委員会、平成26年6月13日の参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会など) において、朝鮮学校とBとの関係について、Bの影響は、朝鮮人学校の教育内容、人事、財政に及んでいる旨の答弁をしている (<証拠略>)。

(イ) 東京都の調査

東京都は、地方自治法232条の2に基づいて、私立外国人学校に対して教育運営費のために補助金を交付する制度を設けているが (ただし、東京都は、朝鮮学校の教育内容、Bとの密接な関係性等について様々な疑義が呈されたことから、平成22年度から、朝鮮学校を補助対象から除外している。)、朝鮮学校への補助金交付の可否を判断するに当たり、平成23年12月から平成25年10月まで調査を行い、学校法人P (以下「P」という。) からの説明、回答等をも聴取した上、同年11月にその調査結果を調査報告書 (<証拠略>) としてまとめた。同調査報告書では、「Ⅲ まとめ」の項目において、①朝鮮学校はBと密接な関係にあり、教育内容や学校運営について、強い影響を受ける状況にあること、②学校敷地内に教育目的以外に継続的に使用される施設がある、B及びその関係団体等に経済的便宜を図るなど、Pは準学校法人として不適切な財産管理・運用を行っていることが指摘された。

上記①の根拠としては、社会の教科書にBが朝鮮学校を設置・運営している旨の記述があること、歴史・音楽の教科書は北朝鮮の指導者を礼賛する特有の内容であり、「現代朝鮮歴史」 (高級部) の科書には、「敬愛する金日成主席様」「敬愛する金正日將軍様」等の記述が409頁中に353回登場すること、朝鮮学校の職員室及び高級部の教室には金日成及び金正日の肖像画が掲示され

ていること、高級部の生徒はDに加盟しているが、DはBの傘下団体であり、その組織規約には、「Dは、自己の全ての事業をBの指導の下に進める」などと規定されていること、各朝鮮学校内にはBの傘下団体である「教育会」や「C」が存在することなどの事情が挙げられており、また、②の根拠としては、Q学校及びI学校の敷地内にB支部等の事務所が存在しており、Pは学校施設の一部をB支部等に無償で長期間貸与していること、RのグラウンドをB関連企業の負債のために担保提供していることなどの事情が挙げられている。

(ロ) 大阪府の調査

大阪府は、私立外国人学校への補助金の交付要綱において、「特定の政治団体が主催する行事に、学校の教育活動として参加していないこと」を要件として定めているが、全国の朝鮮学校から選抜された児童・生徒が平成24年1月～2月に北朝鮮を訪れ、故金正日総書記らに永遠の忠誠を誓う歌劇を披露していたとの報道を受け、朝鮮学校側に対し、状況を確認し、児童・生徒らに配布した書類の提出を求めたところ、これを拒否されたため、朝鮮学校とBとの関係が清算されたとの確証が得られないと判断して、S学校 (初中級部) に対し平成23年度の補助金を交付しないことを決定した。また、大阪府は、S学校 (高級部) から、補助金の交付要件のうち北朝鮮指導者の肖像画を教室から外すことという要件について、肖像画の掲示は引き続き検討するという返答を受けたため、平成22年度及び平成23年度の補助金をいずれも交付しなかった (<証拠略>)。

ウ Bと朝鮮学校との関係を示す他の朝鮮学校での出来事

(ア) 広島地裁平成19年4月27日判決では、①学校法人Tの実印は、朝鮮学校の日常の管理運営を行っていた教育会の金庫で保管されており、金庫の鍵は経理担当者が持っていた、②Uと学校法人Tは、B広島県本部の強力な指導の下にある傘下組織のようになっていた、③学校法人Tが学校法人の形態をとったのは日本社会において行政上の便宜等を又けるためであり、学校の日常的な管理運営は学校単位で設けられている教育会が行っていると学園関係者は認識していたなどの事実が認定された (<証拠略>)。

(イ) また、東京都が平成25年11月にまとめた調査結果では、不適切な財産

管理の例として、① I 学校の校舎附属棟の一部が「特定非営利活動法人 V」に無償で貸し渡されており、この V については、平成 17 年 5 月 10 日付け及び同 18 年 7 月 29 日付けの朝鮮新報に、B 町田支部事務所が使用していることが記載されている事例、② 東京都小平市にある R のグラウンドが B 事業体企業の朝銀信用組合に対する負債のために担保提供され、その後、朝銀信用組合の経営破綻により整理回収機構 (RCC) が債権者となり、平成 24 年 8 月に当該グラウンドについて競売開始決定がされたが、学校法人 P が上記企業の債務の一部を弁済したため、平成 25 年 1 月に競売申立てが取り下げられた事例などが指摘されている (〈証拠略〉)。

(ウ) 平成 22 年 9 月 26 日の MSN 産経ニュースにおいて、朝鮮学校の生徒のうち B の幹部等の子弟については B が学費と同程度の額を教育手当として拠出し、学校側が会計上で学費と相殺する形で処理することにより実質的に学費が免除されていること、朝鮮高級学校が支給法の対象となった場合には免除者も就学支援金が支給され、実質的に B 側の利益になる可能性があることが報道された (そして、審査会の調査では、W 学校において B 専従者・学校教員の子弟の学費を全額免除していることが確認された。〈証拠略〉)。

(エ) 神奈川県において、B と関係が深いとされる教育会が朝鮮学校の生徒等の保護者に対し生徒等に支給された学費補助金を教育会に納付させたケースがあり、9 割の保護者が応じていた旨の報道 (〈証拠略〉) がされた (なお、〈証拠略〉によれば、この事実が認められる)。また、神奈川の朝鮮学校では、「教育会会費」(月 3000 円) が学則に明記されていた (〈証拠略〉)。

エ 審査会における議論等 (平成 23 年 11 月 2 日に開催された第 4 回審査会以降の検討状況)

平成 23 年 11 月 2 日の第 4 回審査会の議論において「朝鮮高級学校の審査に当たっては、これまで審査を行ってきたケースと異なり、時間がかかる可能性がある。懸念される点が多く指摘されていることもあり、いろいろな点を明らかにしていく必要があるのではないか。」との意見が出された (〈証拠略〉)。同年 12 月 16 日の第 5 回審査会の議論において「実地調査の結果では、授業における生徒の様子など特に懸念されるところは見当たらなかったようだが、朝鮮高級学校と B との関係など学校運営に不透明なことがあれば、疑念がな

いようクリアにしていく必要があるのではないか。」との意見が出された (〈証拠略〉)。

平成 24 年 3 月 26 日の第 6 回審査会においては、仮に支給対象外国人学校として指定する場合の留意事項 (素案) 等について検討がされ、「B 関連団体からの寄付等の割合がわずかであるからといって、直ちに影響力がないとはいえない。一方、外部からの支援を全て断つというのも難しい。教育的な影響力が、どの程度生徒に対して及んでいるかを把握しておく必要があるのではないか。」「法令違反とまで判断しがたい場合でも、適正に学校運営が行われているかどうかは慎重に判断すべきではないか。」「いくら確認しても、すっきり指定することができるようにならない。留意事項の内容について検討すること自体はよいが、学校運営などの面で適正かどうか判断し難いとも思われる。」「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのではないか。」といった意見も出された (〈証拠略〉)。また、同年 9 月 10 日の第 7 回の審査会においても、仮に支給対象外国人学校として指定する場合の留意事項 (素案) 等について検討がされ、「本審査会として、結論として 1 つの方向性を示すことが求められているのか。場合によっては、委員の間にいろいろな意見があつてまとまらない、ということもあり得るのか。」との質問に対し、事務局から「最終的に、どちらかの方向性は示していただくことになるが、その際に、少数意見を併記することも考えられる。」との回答がされたほか、「書面による学校への確認については、報道等で指摘される事実に関して、学校側が一様に否定する結果になっている。こちらも捜査権があるわけではないので、真偽の確認を得ることについては限界がある側面もあるが、審査基準に関わることについては、引き続きしっかり確認してほしい。」との意見も出された (〈証拠略〉)。

東京地方裁判所 (事件番号略) 国家賠償請求事件における証人である AA (文部科学省の職員で審査会の事務方の一人) は、審査会における審査について、公安調査庁の見解、国会質問等での答弁、B のホームページ、各種団体からの意見、報道機関等からの情報が寄せられる中、朝鮮学校の運営が本件規程 13 条に照らして適正に行われているか確認を得ることが難しいという状況であったこと、本件規定 (ハ規定) を根拠として審査を行ってきたが、

審査を継続して結論を得ることが極めて難しい、審査会の委員のほうからも同様の意見が多数出ていることについて新大臣に説明する予定であったことを証言しており、そして、その難しいという点については、「書面での確認や審査というものをしたり、あるいは電話等で学校側にお聞きする事実はございましたけれども、いろいろな情報提供が報道機関等からもございまして、次から次へございまして、文部科学省のほうでは、実際に立ち入り調査権とか捜査権といった、実際にそうした具体的に確認をする手だてがない中で確認を確かなものにすると、確証を得ていくということがなかなか難しいということとございました」と証言している（証拠略）。

その後、平成24年12月の衆議院総選挙で自民党が議席を増やして与党になり、下村文科大臣になって以降、審査会は開催されず、平成25年2月20日、本件規則改正、本件不指定処分が行われた。

このように、審査会の議論においても、学校運営の適正性について委員からいろいろな意見が出され、指定についての慎重論も無視できない状況であり、結局のところ、支給対象外国人学校として指定するという結論までには至らなかったものである。そして、前記のとおり、平成24年12月以降審査会が開催されていないことを考慮しても、審査会としては、被控訴人につき、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当が行われることや、学校運営が法令に従った適正なものであることについて、十分な確証を得ることができなかったものということができる。

オ まとめ

ところで、教育基本法16条1項は「教育は、不当な支配に服することなく、との法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、」と規定するが、これは、教育が人間の成長と社会の発展において極めて重要な地位を占めることに照らし、教育の自主性を保持するため、一部の勢力が教育機関やその教育内容に不当に介入することを排除する趣旨で定められたものと考えられる。そして、教育は、本来人間の内面的価値に関する文化的な営みとして、党派的な利害に支配されるべきではないことからすると、子供が自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような介入、例えば、一方的な観念を子供に植え付けるような内容の教育を施すことを強制するような

ことは、「不当な支配」として教育基本法16条1項に反するものというべきである（前掲最大判昭和51年5月21日参照）。

本件において、前記アないしウで述べた事情に基づいてBと朝鮮高級学校との関係をみると、①Bが組織的に朝鮮学校を指導するという関係が成立していること、②Bと朝鮮学校との間では幹部レベルでの人事交流があり、人事面における関係性が強いこと、③朝鮮学校の教員がBの傘下団体であるCに加盟しており、その生徒もBの傘下団体であるDに加盟していること、④Bは、その傘下事業体であるEが発行する教科書（北朝鮮の指導者（金日成氏、金正日氏）を絶対的な存在として礼賛し、また、朝鮮労働党やBを褒め称えている記載が多数見受けられるもの）を朝鮮学校で使用させるなど、特に、教育内容に対してもかなり強い影響力を行使していること、⑤Bは朝鮮学校に対して財政的な支援をしてきていることなどの事情を認めることができる。これらの事情に照らして考えれば、朝鮮高級学校の教育において北朝鮮の指導者や国家理念を肯定的に評価することはその教育目的に沿うものであり、Bがその教育に一定の援助をすること自体は自然な行為であるといえること、被控訴人では、私立学校法に基づき、財産目録、財務諸表等が作成されるとともに理事会等も開催されていたこと、被控訴人及びその所轄庁である大阪府知事が3年に1度を基本として必要に応じて随時、立入検査等を実施したが、A朝鮮高級学校について教育基本法、学校教育法等の法令に違反することを理由とする行政処分は行われていないことなど、被控訴人の主張に有益な事情を考慮しても、A朝鮮高級学校は、Bから、教育の目的を達するための必要性、合理性の限度を超えて介入を受け、教育の自主性をゆがめるような支配を受けている合理的な疑いがあるというべきである。

また、前記ア及びウで認められる事情は、Bが朝鮮学校に対して財政面において強力な支配権を行使していることを疑わせるのに十分な根拠となるものであるが、前記ア及びイのとおり認められるBと朝鮮高級学校との関係等にも照らして考えれば、上記ウで対象とされていない他の朝鮮学校においても、Bが財政面における同様の支配を及ぼしていることを疑わせる根拠となるものであって、これによれば、A朝鮮高級学校において就学支援金の管理が適正に行われなことを疑わせる相当な根拠があるといえることができる。

このように、[判示事項] 本件不指定処分がされた平成25年2月20日の時点で、A朝鮮高級学校について、Bから教育基本法16条1項にいう「不当な支配」を受けていること、及び財政面で就学支援金の管理が適正に行われないことを疑わせるに足りる相当な根拠があったものと認められるのであり、これによれば、法令に基づく適正な学校運営という観点からして、本件規程13条適合性があるということとはできない。

(5) 本件不指定処分について

ア 下村文科大臣は、被控訴人に対し、平成25年2月20日付けで、①本件規定を削除したこと、及び②A朝鮮高級学校の本件規程に定める指定の基準への適合性を審査したが本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことを理由に本件不指定処分をしたものである。そして、文部科学省が本件規定の削除に際して述べた平成25年2月20日付けの意見（パブリックコメントへの応答）では、朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、Bと密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、本件規定に基づく指定には国民の理解が得られないとの観点から本件規定を削除するとされていることからすると、本件不指定処分がされた理由として挙げられた「本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったこと」という点は、下村文科大臣において、A朝鮮高級学校がBと密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることなどから法令に基づく適正な運営が行われているとの確証が得られなかったことを意味するものと認めることができる（なお、本件不指定処分を受けた被控訴人においては、それまでに審査会が被控訴人の設置するA朝鮮高級学校を含めて朝鮮学校に対して調査、照会を行ってきた経緯（補正の上で引用した原判決第3の1(5)イ）があるため、本件不指定処分の通知書の記載によって、Bとの関係により適正な学校運営に疑いがあることがその処分の根拠であると認識することができたといえることは、後記8(2)のとおりである。).

そして、前記(4)で述べたとおり、[判示事例] A朝鮮高級学校について、Bから教育基本法16条1項にいう「不当な支配」を受けていること、及び財政面で就学支援金の管理が適正に行われないことを疑わせるに足りる相当な根拠があったものと認められる以上、下村文科大臣が上記の理由（Bと密接な

関係にあり、法令に基づく適正な運営が行われているとの確証が得られなかったため、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったこと)に基づいて行った本件不指定処分は、不合理なものということとはできない。また、本件不指定処分について、文部科学大臣の裁量権の逸脱又は濫用があるということもできない。

イ これに対し、被控訴人は、下村文科大臣がA朝鮮高級学校につき本件規程13条適合性を否定したのは、外交的又は政治的理由に基づくものであるから、下村文科大臣の上記判断には裁量権の逸脱濫用があると主張する。しかし、上記のとおり、「不当な支配」があるか否かについて検討した結果の結論であったものと認められるのであって、上記主張は採用できない。

なお、前記1において原判決を引用して認定したとおり、下村議員（当時の自民党のシャドウキャビネットの文部科学大臣）は、平成23年9月13日頃、朝鮮高級学校の高校授業料無償化についてのインタビューにおいて、朝鮮高級学校に対する本件規定に基づく指定の可否の審査手続を再開することは、北朝鮮の拉致問題について我が国が軟化したとの誤ったメッセージとなるばかりか、外交問題に発展しかねないなどと述べていたことは認められるが（原判決第3の1(6)ク）、同発言は野党議員としての発言であり、その後の文部科学大臣としての定例記者会見では、朝鮮学校をBとの密接な関係や朝鮮学校が政治的にも教育的にもBの影響下に入っていることを理由に本件不指定処分をした旨の発言をしていること等（補正の上引用した原判決第3の1(6)ス、セ）にも鑑みると、前記の発言をもって、本件不指定処分が外交的又は政治的理由に基づくものであったということとはできない。

ウ この点、被控訴人は、文部科学大臣は本件規定に基づく指定の申請がされた学校やその学校の所在する都道府県から提供された資料により本件規定に基づく指定の可否を判断すべきであり、支援室からの質問に対する被控訴人の回答、Bのホームページ、新聞記事、公安調査庁からの情報に基づいて本件規程13条適合性を判断することはできない、特に公安調査庁からの情報は、対立する国家や団体を規制する観点からのものであり、教育的観点からの客観的判断をゆがめるものであって、参考にすることは絶対に許されない旨主張する。

しかし、本件規程13条適合性に係る審査について、所轄庁を通じた調査・確認のみに限定するとの定めはなく、そのみが予定されているものとは認め難い上、前記説示のとおり、本件規程13条適合性の判断は、単に教育内容などの教育的観点から行われるだけでなく、財務管理や学校の管理運営といった観点からも行われるものであるから、支援室からの質問に対する被控訴人の回答、Bのホームページ、新聞記事、公安調査庁等からの情報にも基づいて本件規程13条適合性を正しく判断する必要があるものというべきである。取り分け、朝鮮高級学校にあっては、本国政府や国際的な評価機関の認定といった客観的、制度的な基準への適合性が求められる他の外国人学校とは異なり、信頼するに足る客観的資料が決定的に不足しており、指定の申請がされた学校の所在する都道府県から提供される資料では不十分であること、それゆえに、審査会においても、「朝鮮高級学校の審査に当たっては、これまで審査を行ってきたケースと異なり、時間がかかる可能性がある、懸念される点が多く指摘されていることもあり、いろいろな点を明らかにしていく必要がある」などとの意見が出され(補正の上引用した原判決第3の1(5)イ(ア))、さらには、「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのではないか」との意見まで出され(〈証拠略〉)、審査会としての結論に至ることがなかったことも認められるのである。これらの事情からしても、文部科学大臣において、およそ収集し得る資料は全て俎上に挙げ、その上でその客観性や信用性を十分に考慮して本件規程13条適合性の判断をすることは何ら差支えないものというべきである(なお、公安調査庁及び警察庁は、いずれも法によって設置された国家機関であり(法務省設置法29条及び公安調査庁設置法、内閣府設置法64条、警察法4条及び15条参照)、一定の調査、分析能力を備えた組織であると考えられることに照らせば、文部科学大臣において、これらの資料や国会答弁の内容に一定の信を置くことが不合理とはいえないというべきである。)

被控訴人の主張は採用できない。

3 争点1 (本件規定の削除の違法性の有無) について

被控訴人は、本件省令により本件規定を削除することは、支給法2条1項5号の委任の範囲を逸脱して無効である旨主張する。

しかし、上記認定、説示のとおり、A朝鮮高級学校が本件規程13条に適合するものとは認められないと文部科学大臣が判断したことにおいて、文部科学大臣に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるものとは認められない。本件不指定処分と同時に本件省令により本件規定が削除されており、そのことも不指定処分の根拠の一つとされてはいるが、基本的には、上記のとおり本件規定該当性がないものと判断された結果であるから、本件規定の削除が支給法2条1項5号の委任の範囲を逸脱して違法であるか否かは、本件規定に基づいてされた本件不指定処分についての上記の判断を左右するものではない。

4 争点3 (本件規程15条違反の有無) について

(1) 被控訴人は、文部科学大臣が本件規定に基づく指定をするか否かの判断に当たって、教育の専門家等で構成された審査会が取りまとめた意見を聴くものとする本件規程15条の趣旨からすれば、文部科学大臣は審査会の意見を尊重すべきであり、文部科学大臣の判断は、審査会の意見と同じであることが想定されていると主張する。

しかし、支給法は審査会を設けることについて規定しておらず、審査会は法律の根拠を有するものではなく、また、文部科学大臣が審査会の意見を聴くことが法令上要請されているものでもなく、文部科学大臣は審査会の意見が自らの判断に資すると考えたため本件規程15条を設けた(本件規程15条は、「文部科学大臣は、規則第1条第1項第2号ハの規定による指定を行おうとするときは、あらかじめ、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議で文部科学大臣が別に定めるものの意見を聴くものとする。）」と規定するだけで、文部科学大臣が審査会の議により判断するとは規定していない。)のであるから、審査会の意見は文部科学大臣が判断する際の考慮要素の一つにすぎないというべきである。このことは、本件規定に基づく指定を受けた学校について指定を取り消す場合に審査会の意見聴取を必須のものとしていないこと(本件規程17条2項は「意見を聴くことができる」とする。)、本件規程15条を設ける時に参考にした、大学認可の際に文部科学大臣が大学設置・学校法人審議会に諮問する制度(学校教育法95条、同法施行令43条)においても、審議会の意見が文部科学大臣の判断を拘束するものではないと

されていることから明らかである。

また、前記1において原判決を補正の上引用して認定(原判決第3の1(4)ア、(5)イ)したとおり、A朝鮮高級学校を含む朝鮮高級学校について審査した第7回までの審査会においては、教育基本法16条1項の「不当な支配」がされていることや、適正な学校運営がされていないことが疑われる事情について議論がされたが、結論を出すに至らず、この審査会において指定の可否を議論し結論を出すのは限界があるのではないかという意見まで出されていた状況にあり、審査会の最終的な意見の取りまとめがされたとはいえないし、また、審査会での議論がそのような状況にあったことからすると、審査会の意見としては、種々の意見が併記されることとなる可能性も高かったものと考えられる。そうすると、それまでの審査会で出された委員の種々の意見を考慮することとした上で、更なる審査を継続しないとした文部科学大臣の判断が不合理なものとはとはいえない。

(2) この点、被控訴人は、本件規程15条は、文部科学大臣が本件規定に基づく指定をするに当たっては審査会の「意見を聴くものとする。」として審査会の意見を聴くことを義務付けているのに、下村文科大臣は、本件不指定処分をするに当たり、審査会の最終的な意見の取りまとめをさせないまま本件不指定処分をした違法があると主張する。

しかし、上記のとおり、本件規程15条は「意見を聴くものとする。」と規定するのみであって、文部科学大臣が審査会の「議により」判断するというような規定になっていないこと、また、前記2(3)において説示したとおり、本件規程13条に定める要件の判断は、その性質及び内容からして専門的、技術的検討を伴うことから、教育行政に通暁する文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられているものと解されることからすると、本件規程15条は、審査会の意見を聴くことを義務付けているとは解されない。被控訴人の上記主張は採用できない。

(3) よって、文部科学大臣が審査会の最終的な意見を聴かないで本件不指定処分をしたことが、本件規程15条に違反し、これにより本件不指定処分が違法となると解することはできない。

5 争点4(民族教育に関する権利を侵害した違法の有無)について

被控訴人は、民族教育を受ける権利は個人がアイデンティティを形成する前提として必要不可欠の重要な権利であるのに、本件不指定処分がされることにより、就学支援金の支給を受けられないという経済的不利益を被り、民族教育を受ける権利の実現に重大な支障が生じるなどと主張する。

しかし、本件不指定処分は、A朝鮮高級学校が在学する生徒に対し民族教育を行うことや生徒が同学校に進学、通学することを何ら制限するものではない。なお、本件不指定処分がされたことにより、A朝鮮高級学校に在学する生徒を含む世帯は、当該生徒が支給法2条1項1号ないし4号又は本件規則1条1項2号イ、ロに該当する学校に在学する場合と比較すると、就学費用の負担が重くなるといえるが、本件規定に基づく指定を受けるための被控訴人の申請が法律上の要件を満たすものとはいえないのであるから、この負担があることをもって民族教育を受ける権利を侵害する違法な処分であるとはいえない。同主張は採用できない。

6 争点5(憲法14条違反の有無)について

前記2において説示したとおり、本件不指定処分の理由は、A朝鮮高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことにある。

そして、本件不指定処分がされた時点において、A朝鮮高級学校について、Bから「不当な支配」を受けていること等を疑わせるに足りる相当な根拠があったため、適正な学校運営という観点からして、高等学校の教育課程に類する課程を置くものであることに疑問が残るのであるから、生徒の思想信条や社会的身分を理由に差別をしたとする被控訴人の主張は当たらない。

また、本件規程13条に適合するかどうかの審査につき、A朝鮮高級学校と本件規定に基づく指定を受けた他の外国人学校(F、H)との間において審査内容に差異はないものの、A朝鮮高級学校の審査の方法、程度が特に入念なものになったのは、前記2において認定、説示したとおり、同校が法令に基づく適正な学校運営を行っているかについて疑義が生じ、調査検討が必要となったためである。したがって、上記の疑義が生じていなかった他の外国人学校との間で審査の方法・程度に差異が生ずるのは、やむを得ないし、それは合理的な理由に基づくものというべきである。

本件不指定処分が憲法14条に違反するものということとはできない。

7 争点6 (国際人権法違反の有無) について

(1) 社会権規約2条2項及び自由権規約26条について

我が国において、ある条約を独立の裁判基準としく用いるためには、条約の基本的性格、我が国における司法と行政・立法との権力分立及び法的安定性等の観点から、①私人の権利義務を定め直接に我が国裁判所で執行可能な内容のものとするという条約締結国の意思が確認でき、②条約の規定において私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を補完し、具体化する法令を待つまでもなく国内的に執行可能であることが必要であるところ、社会権規約2条2項及び自由権規約26条は、それぞれ「この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。」「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等の保護を受ける権利をすべての者に保障する。」と規定するものであり、この文理からすると、上記②の要件を満たすものとはいえない。

また、社会権規約2条1項は「この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。」と規定し、また、「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。」とする同規約9条については、締約国において、社会保障についての権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであり、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではないと解されること(最一小判平成元年3月2日・集民156号271頁)に照らせば、社会権規約2条2項は、締約国において、積極的に社

会保障政策を推進する施策をとる際、同項に係る要素につき政治的、社会的、経済的理由により現実には種々の対応をとらざるを得ない面があり得ることを当然の前提として、上記権利の平等な実現を積極的に実現すべき政治的責任を負うことを宣明したものである。

そして、社会権規約2条2項と同趣旨である自由権規約26条も、社会権との関係では、締約国における政治的責任を示したものと解される。したがって、社会権規約2条2項及び自由権規約26条は、いずれも自動執行力はなく、裁判規範性を有するものではないから、本件不指定処分が上記各規定に違反したものであるとはいえない。

(2) 社会権規約13条について

社会権規約13条1項は「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。」と定め、同条2項が「この規約の締約国は、1項の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。」とし、その(b)で「種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。」、その(c)で「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。」とする。

上記のような社会権規約13条2項(b)の規定に加え、支給法の内容をみても、支給法が同規定の効力を日本国内において直接発生させるために制定された法律であるとはいえないし、また、社会権規約13条2項(b)の文理からすれば、同項(b)が、前記(1)で述べた条約が自動執行力を有するための要件を満たしているとはいえない。また、社会権規約2条1項が締約国において立法措置その他の全ての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実

現を漸進的に達成することを求めていることからすれば、社会権規約13条2項(b)も、締約国においてその定める権利の実現に向けて社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したにすぎないものというべきである。そうすると、本件不指定処分が上記規定に違反するということはできない。

(3) 人種差別撤廃条約2条及び5条について

人種差別撤廃条約2条1項は、「締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、(a)各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保することを約束する。(b)各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。(c)各締約国は、政府(国及び地方)の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる。(d)各締約国は、すべての適当な方法(状況により必要とされる場合は、立法を含む。)により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。(e)各締約国は、適当なときは、人種間の融和を目的とし、かつ、複数の人種で構成される団体及び運動を支援し並びに人種間の障壁を撤廃する他の方法を奨励すること並びに人種間の分断を強化するよういかなる動きも抑制することを約束する。」と、同条2項は、「締約国は、状況により正当とされる場合には、特定の人種の集団又はこれに属する個人に対し人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を保障するため、社会的、経済的、文化的その他の分野において、当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的な措置をとる。この措置は、いかなる場合においても、その目的が達成された後、その結果として、異なる人種の集団に対して不平等な又は別個の権利を維持することとなってはならない。」と定め、同条約5条は、「第2条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保

障することを約束する。(a)裁判所その他のすべての裁判及び審判を行う機関の前での平等な取扱いについての権利、(b)暴力又は傷害(公務員によって加えられるものであるかいかなる個人、集団又は団体によって加えられるものであるかを問わない。)に対する身体の安全及び国家による保護についての権利、(c)政治的権利、特に普通かつ平等の選挙権に基づく選挙に投票及び立候補によって参加し、国政及びすべての段階における政治に参加し並びに公務に平等に携わる権利、(d)他の市民的権利(特に、以下略)、(e)経済的、社会的及び文化的権利(特に、(v)教育及び訓練についての権利、その他の記載(ii)ないし(iv)及び(vii)略)、(f)輸送機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園等一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所又はサービスを利用する権利」と定める。

このような人種差別撤廃条約の規定も、その文理からして、条約締結国が当該権利の実現に向けた積極的施策を推進すべき政治的責任を負うことを定めたにすぎないものであって、裁判規範性は認められない。その上、本件不指定処分は、A朝鮮高級学校には教育基本法16条1項にいう「不当な支配」があること等の疑いがあり、本件規程13条適合性を認めることができないことを理由としてされたものであって、国籍や人種に基づいてされたものではないから、上記各規定に違反するとはいえない。

(4) 国連人権関連委員会からの懸念及び勧告の無視による社会権規約等違反について

被控訴人は、社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会及び子どもの権利委員会は、朝鮮高級学校が支給法の対象とされないこと等について懸念を表明し、控訴人に対してその是正を勧告しているところ、上記各委員会は、日本が批准するそれぞれの条約に規定された国家報告審査制度(社会権規約16条及び17条、人種差別撤廃条約9条、児童の権利に関する条約44条)によるものであり、控訴人が留保なくこれらの条約を批准している以上、控訴人が上記の懸念及び勧告を無視することは上記各条約違反となるとともに日本国憲法98条及び前文に違反するものであり、本件不指定処分も、違法である旨主張する。

しかし、被控訴人が指摘する人種差別撤廃委員会等の所見等は、懸念や勧

告を示すものにすぎない上、支給法の仕組み等を踏まえたものではないし、朝鮮高級学校、北朝鮮及びBに対する具体的な事実調査を行った上でされたものでもないことからすれば、上記の所見等をもって本件不指定処分が社会権規約等に違反する違憲、違法なものということとはできない。

8 争点7 (行政手続法違反の有無) について

(1) 行政手続法6条及び7条について

ア 行政手続法7条は、申請に対する処分につき、いわゆる「受理」の概念を排斥し、申請が到達したときは、行政庁には、遅滞なく審査を開始する義務があることを定めるとともに、申請が形式上の要件に適合しないときは、速やかに補正を求めるか、申請の拒否をしなければならない旨を定めたもので、申請に対する審査の開始時期と、形式上の要件に適合しない申請に対する応答時期について規定したものであって、申請の処理期間については規定していない。したがって、同条が本件規定に基づく指定に関する処分までの期間を可及的に迅速にすることを法的に義務付けているということとはできない。

イ 前記1において原判決を補正の上引用して認定したとおり、被控訴人は、平成22年11月27日付けでA朝鮮高級学校につき本件規定に基づく指定の申請をしたが、その直前である同月23日に北朝鮮による韓国延坪島砲撃事件が起きていたため、控訴人は、A朝鮮高級学校を含む朝鮮高級学校に対する本件規定に基づく指定の可否の審査手続を開始しなかったものであり、その後、菅首相は、北朝鮮が上記事件の砲撃に匹敵するような軍事力を用いた行動をとっていないことから、平成23年7月には南北間及び米朝間の対話が行われるなど北朝鮮と各国との対話の動きが生じていることを踏まえ、事態は上記の砲撃以前の状況に戻ったと総合的に判断できるとして、平成23年8月29日、高木文科大臣に対し審査手続を再開するよう指示した(原判決第3の1(6)エ、カ)。審査手続が再開されてからは、審査会において、平成23年11月、同年12月、平成24年3月及び同年9月の4回にわたって審査を行ったほか、支援室において書面による質問や朝鮮高級学校の授業風景の視察等の実地調査を行った(原判決第3の1(5)イ)。また、朝鮮高級学校については、法令に基づく適正な学校運営がされているかについて疑義が生じたため、その

調査検討が必要となり、他の学校に比して入念に審査が行われることになったものである(前同)。このような経過からすると、上記の審査に時間を要したことはやむを得ないものであったといえることができる。

また、審査を停止していた理由について、高木文科大臣は、平成23年3月8日の参議院予算委員会において、「今年の北朝鮮の砲撃について、(中略)まさに国家の安全にかかわる事態でありました。このため、国内において政府を挙げて情報収集に努めておりましたし、不測の事態に備えて国民の生命、財産を守ると、こういう見地から一旦手続は停止したものであります。」「なお、審査や指定に当たっては、外交上の配慮などにより判断すべきものではなくて、教育上の観点から客観的に判断すべきものとの考え方については変わっておりません。」と答弁した(補正の上引用した原判決第3の1(6)オ)。不測の事態に備え万全の態勢を整える必要があった当時の情勢を踏まえれば、控訴人が指定の可否の審査手続を開始しなかったことが、殊更に審査を引き延ばすものであったとは認め難い。

以上のことからすれば、本件不指定処分について行政手続法6条及び7条の違反があるとはいえないというべきである。

ウ また、被控訴人は、行政庁が相当期間内に処理すれば旧法を適用して許可すべきところを不作為のまま放置し、その間に法令が改廃され、これを理由に不許可処分とすることは許されないと主張する。しかし、前記2(4)において説示したとおり、A朝鮮高級学校は本件規程13条に適合するとは認められないのであるから、控訴人が相当期間内に処理すれば旧法を適用して許可すべき事情が存在したものであるといえることはできず、被控訴人の主張は前提を欠くというべきである。また、本件では、前記イのとおり、A朝鮮高級学校については審査会の審査に時間を要したことはやむを得ないのであって、申請から相当期間内に処分がされていないということとはできない。

(2) 行政手続法8条について

処分において示すべき理由の程度は、処分の性質と理由付記を命じた法律の規定の趣旨、目的に照らして決すべきであるところ、本件不指定処分の通知書には本件規定が削除されたこと及び本件規程13条適合性が認められないことが明示されている。

本件規程13条は、「前条に規定するもののほか、指定教育施設は、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と規定しており、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当という例示をした上で、法令に基づく学校の運営が適正に行われていることを要件としているのであるから、本件不指定処分においては、処分を受けた申請者がその根拠を理解し、これに対する不服申立てをするために必要な理由は示されているものというべきである。

この点について、被控訴人は、本件不指定処分の実質的理由は、本件規程13条の「法令」に教育基本法が含まれることを前提とし、同法16条1項違反に基づくものであるのに、その旨は示されていない上、同項違反に当たる具体的事実も示されていないと主張する。しかし、文部科学大臣が本件不指定処分をするに際し、審査会が被控訴人の設置するA朝鮮高級学校を含めて朝鮮学校に対して調査、照会を行ってきた経緯（補正の上で引用した原判決第3の1(5)イ）によれば、本件不指定処分に関する限り、被控訴人においては、前記通知書の記載によって、Bとの関係により適正な学校運営に疑念が生じていることがその処分の根拠であると認識し得るものというべきであり、理由の付記を求める行政手続法8条の違反があるということとはできない。

(3) 行政手続法違反の取消事由の該当性について

仮に、本件不指定処分が行政手続法6条及び7条に違反するものであるとしても、本件不指定処分における文部科学大臣の判断は不合理なものではなく、A朝鮮高級学校は実体的に本件規定に基づく指定を受けることができないう外国人学校であるから、上記事由は本件不指定処分の違法を根拠付ける事由になるものではない。

9 当審における当事者らの補充主張について

当審における当事者らの補充主張については、前記2において検討したとおりである。

10 義務付けの訴えの適法性について

本件訴えのうち、文部科学大臣が被控訴人に対してA朝鮮高級学校について本件規則1条1項2号ハの規定（本件規定）に基づく指定をすべき旨の義

務付けを求める部分は、行政事件訴訟法3条6項2号所定のいわゆる申請型の処分の義務付けの訴えであるところ、同訴えは、法令に基づく申請を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であるときに限り、提起することができる（同法37条の3第1項2号）。

しかし、既述のとおり、本件不指定処分は違法とはいえないから、本件訴えのうち上記義務付けを求める部分は、同法37条の3第1項2号の要件を欠き、不適法である。

第4 結論

以上によれば、本件訴えのうち、本件規定に基づく指定処分の義務付けを求める部分については却下すべきであり、その余の請求は理由がないから棄却すべきであって、これをいずれも認容した原判決は不当であるから、本件控訴は理由がある。

よって、本件控訴に基づき、原判決を取り消して、主文のとおり判決する。
(裁判官 高橋 謙 山本善彦 安田大二郎)

(参考) 第1審 大阪地裁 平成25年(行ウ)第14号 平成29年7月28日判決
主 文

1 文部科学大臣が原告に対し平成25年2月20日付けでした、平成25年文部科学省令第3号による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則1条1項2号ハの規定に基づく指定をしない旨の処分を取り消す。

2 文部科学大臣は、原告に対し、A朝鮮高級学校について平成25年文部科学省令第3号による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則1条1項2号ハの規定に基づく指定をせよ。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、A朝鮮高級学校を設置及び運営する原告が、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成25年法律第90号による改正前のもの。同号により法律の題名が「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」と改められた。以下「支給法」という。）2条1項5号の委任を受けて定められた同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号。ただし、平成25年文部科学省令第3号による改正前のもの。以下「本件規則」という。）1条1項2号ハの規定（以下「本件規定」という。）に基づく文部科学大臣の指定を受けるため、当該指定に関する規程（「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程」。以下「本件規程」という。）14条1項に基づいて当該指定の申請をしたところ、文部科学大臣から、平成25年2月20日、当該指定をしない旨の処分（以下「本件不指定処分」という。）を受けたことから、本件不指定処分の取消し及び当該指定の義務付けを求める事案である。

1 関係法令の概要

(1) 教育基本法、学校教育法及び私立学校法

ア 教育基本法16条1項は、教育は、「不当な支配」に服することなく、同法及び他の法律の定めるところにより行われるべきものである旨規定する。

イ 学校教育法は、「学校」を、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする旨規定しつつ（1条）、同条に定める学校以外の教育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として同法124条各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）を専修学校とし（124条）、同法1条に定める学校以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び専修学校の教育を行うものを除く。）を各種学校とする（134条1項）旨規定する。

ウ 私立学校法は、私立学校の特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とし（1条）、学校教育法1条の規定する学校及び幼保連携型認定こども園を「学校」とした上（2条1項）、私立学校の設置を目的として私立学校法の定めるところにより設立される法人を「学校法人」としつつ（3条）、私立各種学校を設置しようとする者は、各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる旨規定し（64条4項）、同法64条4項の法人（以下「準学校法人」という。）には、学校法人に関する同法第3章の規定が準用される旨規定する（64条5項）。

(2) 支給法

ア 支給法1条は、支給法は、「公立高等学校」について授業料を徴収しないこととするともに、「公立高等学校」以外の「高等学校等」の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることができることとすることにより、「高等学校等」における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする旨規定する。

イ 支給法2条1項は、「高等学校等」とは、高等学校（1号）、中等教育学校の後期課程（2号）、特別支援学校の高等部（3号）、高等専門学校（4号）のほか、専修学校及び各種学校で高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（5号）をいう旨規定する。そして、同条2項は、「公立高等学校」とは、地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう旨規定し、同条3項は、「私立高等学校等」とは、「公立高等学校」以外の「高等学校等」をいう旨規定する。

ウ 支給法4条1項は、就学支援金は、「私立高等学校等」に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該「私立高等学校等」における就学について支給する旨規定する。

(3) 本件規則（〈証拠略〉）

本件規則1条1項2号は、支給法2条1項5号に掲げる各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、

我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、①「高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの」

(本件規則1条1項2号イ)、②上記①のほか、「その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの」(同号ロ)、③上記①及び②のほか、「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」(同号ハ〔本件規定〕)とする旨規定する。

(4) 本件規程(平成22年11月5日文部科学大臣決定。〈証拠略〉)

ア 本件規程1条は、本件規則1条1項2号ハ(本件規定)に基づく指定の基準及び手続等は本件規程の定めるところによる旨規定する。

イ 本件規程第2章は、指定の基準について定め、本件規定に基づき各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるもの(以下「指定教育施設」という。)の修業年限(2条)、授業時数(3条)、同時に授業を行う生徒(4条)、授業科目(5条)、教員数(6条)、教員の資格(7条)、校地等(8条)、校舎等(9条)、校舎の面積(10条)、設備(11条)及び情報の提供等(12条)について定めた上、13条において、指定教育施設は、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない旨規定する。

ウ 本件規程第3章は、指定の手続等について定め、14条において、本件規定に基づく指定を受けようとする教育施設の設置者は所定の書類を添えて文部科学大臣に申請しなければならない旨規定し、15条において、文部科学大臣は、本件規定に基づく指定を行おうとするときは、あらかじめ、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議で文部科学大臣が別に定めるものの意見を聴くものとする旨規定している。また、17条1項において、文部科学大臣は、指定教育施設が同条1項各号のいずれかに該当するときは本件規定による指定を取り消すことができる旨規定し、18条1項において、文部科学大臣は、指定教育施設の設置者が留意すべき事項があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知する旨規定する。

2 前提となる事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる。

(1) 当事者等

ア 原告は、教育基本法及び学校教育法に従い、各種学校を設立し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校教育に準ずる教育と民族教育を行い、在日同胞社会及び日本と国際社会において活躍する有能な人材を育成することを目的として平成元年6月21日に大阪府知事から認可を受けた準学校法人であり、A朝鮮高級学校ほか11校の学校を運営している。(〈証拠略〉)

イ A朝鮮高級学校は、昭和41年3月3日に各種学校として設置認可を受けた学校である。同校は、学校教育法に基づき、同校に入学する在日朝鮮人子女に対し高等普通教育に準ずる教育を施し、朝鮮人として必要な教養を高め、併せて朝・日両国民の親善に寄与し得る人材を育成することを目的としている。(〈証拠略〉)

ウ B(以下「B」という。)は、昭和30年に設立された在日朝鮮人の団体である。Bの綱領(2004年5月に採択されたもの)では、「われわれは、愛族愛国の旗じるしのもとに、すべての在日同胞を朝鮮民主主義人民共和国のまわりに総結集させ、同胞の権益擁護とチュチェ偉業の継承、完成のため献身する。」「われわれは、在日同胞が民族の尊厳をもち、母国の言葉と文字、文化と歴史、風習をはじめとする素養をもつようにし、同胞社会において民族性を守り発揚させる。」「われわれは、朝鮮民主主義人民共和国を熱烈に愛し擁護し、合弁・合作と交流事業を経済、文化、科学技術の各分野において強化し、国の富強発展に特色のある貢献をする。」などとされ、ホームページでは、「Bは、各界各層の在日同胞の民族的利益を代弁しその実現と民族性を守るために活動する民族団体である。」「Bは、すべての同胞の民族的尊厳を守り、彼らが朝鮮人の魂をもって堂々と生きていけるように民族教育事業と文化啓蒙事業を繰り広げている。」などとされている。(〈証拠略〉)

(2) 就学支援金支給制度の概要

国は、平成22年3月31日、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ることにより教育の機会均等を確保することを目的として支給法を制

定した。支給法は、公立高等学校については、生徒が負担する授業料による収入相当額の資金を国が地方公共団体に対して支給するとともに地方公共団体が負担していた授業料減免相当額については引き続き地方公共団体が負担することにより公立高等学校の授業料を不徴収とすることとしている(3条)。これに対し、私立高等学校等については、授業料設定を含め、その自主性を尊重する必要があることなどから、私立高等学校等に在学する生徒等に対して就学支援金を支給するものとしつつ、就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額は国が都道府県に交付し(15条1項)、都道府県知事は受給権者である生徒等に対して就学支援金を支給するが(7条1項)、当該生徒等が在学する私立高等学校等の設置者が当該生徒等に代わって就学支援金を受領し、当該生徒等の授業料に係る債権の弁済に充てるものとしている(8条)。

(3) 本件不指定処分に至る経緯等

ア 原告は、平成22年11月27日付けで、文部科学大臣に対し、A朝鮮高級学校について本件規定に基づく指定の申請をした。(証拠略)

イ 原告は、平成25年1月24日、大阪地方裁判所に対し、文部科学大臣が原告の上記申請に対し何らの処分をしないことが違法であることの確認及び文部科学大臣に対し本件規定に基づく指定をすることの義務付けを求める訴えを提起した。(当裁判所に顕著な事実)

ウ 文部科学大臣は、同年2月20日、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成25年文部科学省令第3号。以下「本件省令」という。)を制定して本件規則から本件規定を削除した上(証拠略)、同日付けで、原告に対し、①本件規定を削除したこと及び②本件規則に基づきA朝鮮高級学校の本件規則に定める指定の基準への適合性を審査したが本件規則13条に適合すると認めるに至らなかったことを理由として、A朝鮮高級学校につき本件規定に基づく指定をしない旨の処分(本件不指定処分)をした。(証拠略)

エ 平成22年当時、A朝鮮高級学校と同様に各種学校の認可を受けて在日朝鮮人子女に高等普通教育に準ずる教育を実施する学校はA朝鮮高級学校を含め全国に十数校あり、このうち10校が本件規定に基づく指定の申請をしたが、いずれも、文部科学大臣から当該指定をしない旨の処分を受けた。(証

拠略)

オ 原告は、平成25年3月11日、上記イの違法確認の訴えを本件不指定処分の取消しの訴えに交換的に変更した。(当裁判所に顕著な事実)

3 争点

(1) 本件不指定処分の違法性

ア 本件省令により本件規定を削除したことの違法性の有無(争点1)

イ 文部科学大臣がA朝鮮高級学校について本件規則13条の適合性が認められないと判断したことの違法性の有無(争点2)

ウ 本件規則15条違反の有無(争点3)

エ 民族教育に関する権利の侵害の有無(争点4)

オ 憲法14条違反の有無(争点5)

カ 国際人権法違反の有無(争点6)

キ 行政手続法違反の有無(争点7)

(2) 本件規定に基づく指定処分の義務付けの訴えの訴訟要件及び本案要件の具備の有無(争点8)

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1(本件規定の削除の違法性の有無)

(原告の主張)

ア 本件省令の制定が支給法2条1項5号の委任の範囲を超えること
支給法は、中等教育を一般的に利用可能で全ての者に対して機会が与えられるものとする旨規定した経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(以下「社会権規約」という。)13条2項(b)を受けて定められたものであり、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図りもって教育の機会均等に寄与することを目的とし、対象となる学校として日本における中等教育機関を網羅的に列挙している。このような支給法の規定等に照らすと、支給法の趣旨、目的は、中等教育を受ける全ての者が教育への均等な機会を得られるようにするところにあると解される。そして、本件規則1条1項2号は、支給法の適用対象となる学校を規定する支給法2条1項5号の委任を受けて定められたものであるところ、本件規則1条1項2号イからハマまでの規定のうち、同号イ及びロの規定は外国の教育制度や国際認定機関の判断に基づい

て支給法の適用対象となる各種学校を定めるものであるのに対し、本件規定は、同号イ及びロの規定する学校に該当しなくても、「高等学校の課程に類する課程を置く」学校が支給法の適用を受けることを可能にして上記のような支給法の趣旨、目的を実現しようとするものである。そうすると、本件規定は、支給法の趣旨を実現するための必要不可欠な規定であり、各種学校が支給法の適用対象となるか否かを判断するための原則的規定であるというべきである。

また、本件規則1条1項2号イ及びロの規定により支給法の適用対象となった外国人学校の生徒と本件省令により本件規定が削除されたために支給法の適用を受けられない外国人学校の生徒との間で、教育に係る経済的負担を軽減し教育の機会均等を図る必要性に違いはなく、本件規定を削除した場合には同じく中等教育を受ける学生間に著しい不均衡が生ずることとなる。

以上の諸点に照らせば、本件省令により本件規定を削除することは、支給法2条1項5号の委任の範囲を逸脱して無効である。

イ 本件規定の削除が外交上又は政治的理由によるものであること

(ア) 被告は、支給法制定当初から外国人学校にも支給法の適用があることを前提としており、平成22年度の予算編成では全国各地の朝鮮高級学校も支給法の対象となるものとして予算編成が行われていた。しかし、平成22年2月21日頃、中井洽拉致問題担当大臣（当時。以下、官職はいずれも当時のものである。）が川端達夫文部科学大臣に対し拉致問題の存在を理由に朝鮮高級学校を支給法の適用対象から外すよう要請し、自由民主党（以下「自民党」という。）の下村博文議員（以下「下村議員」という。）も、同年3月12日、衆議院文部科学委員会において、朝鮮高級学校に対する無償化による税金の投入は結果的に資金援助にもつながりかねず慎重であるべきである旨の発言をした。

(イ) 菅直人内閣総理大臣（以下「菅首相」という。）は、平成22年11月24日、同月23日に朝鮮半島で発生した朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）による延坪島砲撃事件を受けて朝鮮高級学校に対する就学支援金支給に反対する世論に押されそれまでの方針を覆して朝鮮高級学校につき本件規定に基づく指定をすべきか否かの審査手続を停止するよう指示した。

(ウ) 朝鮮高級学校についての審査は平成23年8月29日に菅首相から再開が指示され、本件規程15条に基づいて設置された高等学校等就学支援金の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）の庶務を所管する文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室（以下「支援室」という。）は、本件規定に基づく指定のための審査に当たり朝鮮高級学校に対して数度にわたり質問を行った。審査会による審査においては、北朝鮮及びBとの関係並びに学校での教育内容が審査の結果に大きな影響を与えないことが前提となっていたが、平成24年3月30日以降に実施された支援室からの質問の内容は、「生徒らが1月～2月に北朝鮮を訪問し、故・金正日氏及び金正恩氏への忠誠を誓う歌劇を披露した事実があるか」、「金正恩氏の肖像画を掲示しているか」など、北朝鮮及びBとの関係を問う外交的又は政治的な質問に終始するようになり、原告が本件規定に基づく指定を申請してから2年を超えても何らの処分も行われなかった。

(エ) 他方で、自民党は、平成23年8月31日、「朝鮮学校無償化手続き再開に強く抗議し即時撤回を求める決議」を発表して、朝鮮高級学校に対する審査を再開することは、拉致問題について我が国が軟化したとの誤ったメッセージとなるばかりか、外交問題に発展しかねないなどとして審査の再開に反対し、下村議員も、同年9月13日頃、審査が再開すれば朝鮮高級学校に支給法が適用されるとの危機感を述べていた。そのような中、平成24年11月16日に衆議院が解散され、自民党の義家弘介参議院議員（以下「義家議員」という。）らは、民主党が朝鮮高級学校に支給法を駆け込み的に適用してしまうことを牽制するため、外国人学校については本件規則1条1項2号イ及びロの規定に基づいて指定されたもののみを支給法の適用対象とする旨の支給法改正案を提出した（なお、同案は廃案となった。）。その後、自民党は、解散後の衆議院議員の総選挙で政権を獲得し、文部科学大臣となった下村議員（以下、文部科学大臣となった下村議員をいうときは、「下村文科大臣」という。）は、拉致問題に進展がないこと等を理由として朝鮮高級学校に就学支援金を支給することは国民の理解が得られないなどとして、朝鮮高級学校に支給法を適用しない方針を表明した。このような下村文科大臣の方針の下、文部科学省は、本件規定の削除を企図し、本件規則の改正案についての意見公募手続を

実施し、平成25年2月20日、主な意見に対する文部科学省の意見として、「外交上の配慮などにより判断しないとの民主党政権時の政府統一見解は廃止した上で、朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、Bと密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点での指定には国民の理解を得られないと判断する」などと述べた。そして、下村文科大臣は、同日、本件省令の制定により本件規定を削除するとともに本件不指定処分をし、その後に行われた記者会見（平成26年7月15日実施）においても、朝鮮学校の問題は、拉致問題等で一部経済的な制限の解除等を進めている中、日本と北朝鮮の国交正常化等はどうするかということも1つの判断材料である旨や、北朝鮮と日本は国交正常化しておらず、北朝鮮の政治的な組織の一部であるBの幹部が管理している学校は、我が国の法制度になじまない旨を発言しており、朝鮮高級学校を支給法の対象とするか否かが拉致問題の解決等の外交的又は政治的理由によるものであることを明らかにしている。

(オ) 以上のような本件規定が削除されるに至った経緯からすると、支給法改正案の提出、意見公募手続、本件規定の削除及び本件不指定処分は、政権交代前の自民党及び下村議員の朝鮮高級学校への支給法適用に対する反対姿勢表明から政権交代を経て、意見公募手続と本件規定の削除、そして本件不指定処分という一貫した流れの中で行われたものであり、本件規定の削除は、北朝鮮との間にある拉致問題の解決等という外交的又は政治的な理由から本件不指定処分を行うために実施されたものである。したがって、本件規定の削除は、支給法の趣旨、目的とは異なる目的で行われたものであり、無効である。

ウ 本件規定の削除が憲法14条に違反すること

本件規定の削除は、朝鮮高級学校の生徒のみを支給法の対象から除外するものであり社会的身分による差別であるところ、本件規定の削除の目的は、拉致問題やBとの関係を理由として支給法の対象から朝鮮高級学校を排除するところにあることは明らかである。このような本件規定の削除の目的は不当なものであるし、この点を措いても、本件規定を削除することは、今後、本件規定による指定を受ける途を閉ざすことになるものであり、明らかに過

剰な規制というべきである。したがって、本件規定の削除は、何ら合理的な理由もなく朝鮮高級学校の生徒を差別するものであり、憲法14条に違反するものであることは明らかである。

エ 本件規定の削除が社会権規約13条2項(b)及び児童の権利に関する条約28条1項に違反すること

社会権規約13条2項(b)は、締約国は、無償教育の漸進的な導入により、無償教育を一般的に利用可能であり、かつ、全ての者に対して機会が与えられるものとする旨を規定し、児童の権利に関する条約28条1項は、締約国は、教育についての児童の権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、中等教育の発展を奨励するなどの措置をとる旨を規定しているところ、上記の「漸進的な導入」及び「漸進的に…達成」との文言は、制度化したレベルからの後退を禁止するという規範を内在している。本件規定の削除が上記の規範に違反することは明らかである。

オ 行政手続法5条に違反すること

行政手続法5条は、申請に対する処分について具体的な審査基準を設定すべき旨を規定しており、本件規程は本件規定に基づく指定についての審査基準に当たる。一旦設定された審査基準に従って申請がされた後に審査基準自体を無意味とするような改正を行うことが許されるならば、行政の恣意的判断を許してその合理性の担保をなくし、申請者の予見可能性を奪うことになり、同条の趣旨に反する。したがって、原告による申請後に本件省令により本件規定を削除したことは同条及びその趣旨に反して違法である。

(被告の主張)

ア 本件規定の削除が支給法の委任の範囲内であること

(ア) 支給法は、その適用対象となる学校を2条1項において定め、同項5号において、専修学校及び各種学校につき、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」としてその範囲を文部科学省令に委任しているところ、この委任の趣旨は、どのような各種学校を「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として支給法の適用対象とするのが相当であるかを定めるに当たっては、その基準や評価方法等について専門的、技術的検討を要するため、「高等学校の課程に類する課程を置く」ということの

内容を含めて各種学校を支給法の適用対象とするかの判断を、上記の専門的、技術的検討をすることができる文部科学大臣に委任し、それを文部科学省令において定めることとする点にある。そうすると、本件規則において支給法の適用対象となる各種学校の範囲をどのように定めるかについては、文部科学大臣の専門的、技術的な裁量に委ねられているというべきである。

そして、F (高等部) が平成23年8月30日に、H (高等部) が同年12月2日にそれぞれ本件規定に基づく指定を受けていたが、この2校以外で本件規定に基づく指定の対象となり得る外国人学校であった朝鮮高級学校については、指定に係る審査の過程において、強制的に立入調査を実施して書類を押収するなどの権限がなく、指定の基準を充たすかどうかの審査に限界があることが明らかとなり、後記のとおり、本件規程13条に適合するとは認められないと判断された。他方、当時、F (高等部) 及びH (高等部) 以外には本件規定に基づく指定を求める外国人学校はなく、本件規定を存続させる必要性もなかった。そこで、文部科学大臣は本件規定を削除したのであり、基準適合性の審査に限界があることが判明した規定について、これを放置せずに削除する省令改正を行うことが文部科学大臣の裁量の範囲内であることは当然である。

(イ) 原告は、本件規定が原則的な規定であるからその削除は違法であると主張するが、本件規則1条1項2号の規定ぶりからして、同号イ及びロの規定が原則であり、本件規定は、「イ及びロに掲げるもののほか」に文部科学大臣が個別に指定できることを認めたものであり、本件規定が原則的な規定であるということはいえない。

また、原告は、本件規定が削除された結果として、本件規則1条1項2号イ及びロの規定により支給法の対象となった学校の生徒と本件規定に基づく指定がされなくなった学校の生徒との間に不均衡が生ずると主張する。しかし、朝鮮高級学校は、本件規程13条適合性が否定される以上、本件規定の削除の有無にかかわらず同校が支給法の対象とされることはないし、本件規定を削除した時点で本件規定に基づく指定を求める学校がなかったのであるから、本件規定を削除した結果として生徒間に不均衡が生ずることはない。また、本件規則1条1項2号イないしハの規定の指定要件は外国人学校の属性

を踏まえてそれぞれ規定されたものであり規定の趣旨も指定要件も異なるものであるから、本件規則1条1項2号イ及びロの規定により指定された外国人学校に属する生徒と本件規定の削除によって指定されない外国人学校の生徒との間に不均衡があるということはいえない。

イ 本件規定の削除が外交上又は政治的な理由によるものではないこと

(ア) 支給法制定の際の国会審議においては、文部科学大臣が、支給法の対象となる学校の指定の基準につき、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして、その位置付けが学校教育法その他により制度的に担保されているということを規定することを予定しており、自動的に外国人学校の高等課程に類するもの全てが今の時点で対象になっているということではない。」旨を答弁しており(証拠略)、外国人学校の全てについて支給法の適用があることが前提となっていたわけではない。また、平成22年度の予算編成において朝鮮高級学校に対する就学支援金相当額が予算に計上されていることも、計算上、就学支援金を支給する可能性のある全ての学校を対象とした場合に必要となる予算の概算を計上したにすぎず(証拠略)、朝鮮高級学校を支給法の対象とする判断や方針が存在していたわけではない。

(イ) 菅首相が北朝鮮による延坪島砲撃事件を受けて朝鮮高級学校の審査手続の停止を指示したのは、国民の生命と財産、秩序の安定が脅かされかねない不測の事態に備え、万全の態勢を整える必要があり、そのような事態の中、延坪島砲撃事件についての報道状況や世論も踏まえると、審査会の委員が静謐な環境の中で客観的かつ公正な審査をすることができなくなるおそれがあったためである。延坪島砲撃事件自体は外交的又は政治的な問題となり得るとしても、それを契機として、審査会の委員が静謐な環境の中で公正な審査を行うことができる環境を確保する必要から審査手続を停止したことまでもが外交的又は政治的な理由によるものということはいえない。

(ウ) 支給法制定の国会審議や文部科学大臣の諮問機関として設置された高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議(以下「検討会議」という。)においては、外国人学校を支給法の対象となる学校に指定するに当たり、法令に基づく適正な学校運営が行われているかという点を考慮すべきであることが指摘されていたのであり、これを受けて、本件規程13条は、本件規定に基

づく指定において当該学校の運営が法令に基づいて適正に行われているものであることを要するとしている。そして、支援室は、Bのホームページ、新聞報道、公安調査庁の報告等からは、北朝鮮及びBと朝鮮高級学校との関係性がうかがわれ、原告から提出された申請書類だけでは、朝鮮高級学校が北朝鮮やBから教育基本法16条1項の「不当な支配」を受けていないか否か、ひいては就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当されるかどうかを判断することができなかつたことから、この点を確認するために朝鮮高級学校に必要な事項を質問したのであり、外交的又は政治的な理由から上記の質問を行ったものではない。

(エ) さらに、文部科学省は、本件省令の意見公募手続において、「朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、Bと密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点での指定には国民の理解を得られないと考えております。」との意見を述べているが、これは、個々の国民からの意見に対する文部科学省の考え方として、拉致という犯罪行為をしている北朝鮮の政治体制・最高指導者を賛美する朝鮮高級学校の特殊性を無視して同校を支給法の対象として指定し、公金を支出することについては国民の理解を得られないという見解を示したものにすぎず、本件規定の削除の理由を示したものではない。

(オ) 原告は、自民党や下村議員が北朝鮮との拉致問題等を理由に朝鮮高級学校を支給法の適用対象とすべきでないと反対していたことなどから、本件規定の削除が外交的又は政治的な理由でされたものであると主張する。しかし、原告の指摘する自民党の姿勢や下村議員の発言は、あくまで政権交代前の野党としての姿勢であり野党議員としての発言であって、これらをもって本件規定の削除が外交的又は政治的な理由によるものであるということとはできない。

(カ) また、原告は、義家議員が、民主党が支給法を朝鮮高級学校に駆け込み的に適用してしまう可能性があるとして危機感を抱いて支給法改正案を提出したと主張するが、上記主張は、何ら具体的な根拠に基づくものではなく、むしろ、当時の審査会は朝鮮高級学校の指定に必ずしも積極的ではなかつたし、文部科学省も会計の透明性を確認する必要性を認識していたことがうかがえ

るのであって、義家議員による支給法改正案提出の目的が原告主張のようなものであるとはいえない。

(キ) さらに、下村文科大臣は、平成25年5月24日の記者会見において朝鮮高級学校を支給法を適用しないことを表明し、その理由として「拉致問題に進展がないこと」を述べている部分はある。しかし、下村文科大臣は、「朝鮮学校については、拉致問題に進展がないこと、Bと密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることなどから、現時点では国民の理解が得られない」と述べているのであり、このような下村文科大臣の発言は、財政問題を含む拉致問題以外の問題点も指摘して結論として国民の理解が得られないという見解を示しており、上記の発言をもって、本件規定の削除が拉致問題の解決という外交的又は政治的な理由によるものであるということとはできない。また、原告が指摘する下村文科大臣の平成26年7月15日の記者会見の発言は、本件不指定処分について答えたものではないし、その発言の一部には、拉致問題と国交正常化という外交上の問題について述べた部分があるものの、一般論を述べたにすぎない。

ウ 本件規定の削除が憲法14条に違反しないこと

本件規定の削除は、拉致問題やBとの関係を理由として支給法の対象から朝鮮高級学校を除外することを目的とするのではないし、本件規定の削除は前記ア(ア)のような理由から行われたものであるから不合理な措置であるということもできない。

エ 本件規定の削除が社会権規約13条2項(b)及び児童の権利に関する条約28条1項に違反しないこと

後記(6)の(被告の主張)によれば、社会権規約13条2項(b)及び児童の権利に関する条約28条1項に裁判規範性は認められないから、本件規定の削除が上記各規定に違反するということとはできない。

オ 行政手続法5条に違反しないこと

行政手続法5条は、許認可等をするか否かの判断に当たって必要とされる審査基準の設定を求める規定であり、許認可等の制度の改正自体を制約するものではないから、本件規定の削除が同条に違反するということとはできない。

(2) 争点2 (A朝鮮高級学校の本件規程13条適合性が認められないとして

本件不指定処分をしたことの違法性の有無)

(原告の主張)

ア 本件規程13条は補充的規定であり本件規定に基づく指定の要件ではないこと

支給法の立法過程において川端達夫文部科学大臣は、「高等学校の課程に類する課程を置く」各種学校に該当するか否かは客観的に判断されるものである旨を発言しており、このことは政府の統一見解であるとされていた。そして、支給法2条1項5号は、各種学校が支給法の対象となるための要件である「高等学校の課程に類する課程を置くもの」の判断基準を明確化することを文部科学省令に委任し、これを受けた本件規則1条1項2号ハは、各種学校が支給法の対象となるための要件である「高等学校の課程に類する課程を置くもの」の判断基準を明確化することを文部科学大臣に委任したのであり、これに基づいて本件規程が定められたのであるから、本件規程によって定められる判断基準は、その適合性についての客観的な判断を容易にするような具体的かつ明確なものであることを要するというべきである。また、検討会議においても、本件規程で定める「高等学校の課程に類する課程を置くもの」の判断基準は、客観的に把握し得る内容によることを基本とすべきものとされており、実際、本件規程においては、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」か否かの基準として、修業年限(2条)、授業時数(3条)、同時に授業を行う生徒(4条)など、全て数値等で判断可能な客観的な基準を定めている。

以上の諸点に照らせば、本件規程で定める「高等学校の課程に類する課程を置くもの」か否かの基準は、客観的に判断可能なものに限られ、抽象的な判断を要するものはこれに含まれないというべきである。そうすると、抽象的な法律判断を要する本件規程13条は、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」か否かの基準には含まれず、同条は、本件規程12条に定める情報提供等の補充的な訓示規定にとどまるものというべきである。したがって、本件規程13条の適合性が認められないことを理由に本件規定に基づく指定をしないことはできないというべきである。

イ 仮に本件規程13条適合性が本件規定に基づく指定の要件であるとして

も、A朝鮮高級学校につき本件規程13条適合性が認められないとした下村文科大臣の判断には裁量権の逸脱濫用があること

(ア) 本件規程は、文部科学大臣が本件規定に基づく指定の可否を判断するための資料につき、教育施設の設置者が申請時に提出した定型的な書類及び文部科学大臣が追加で提出を求める書類だけを規定しており(14条)、検討会議においても、本件規定に基づく指定のための審査については、上記指定の申請がされた学校やその学校の所在する都道府県に問合せを行い、過去数年間に目立った法令違反がないかどうかを確認する程度の審査が想定されていた。そうすると、文部科学大臣は本件規定に基づく指定の申請がされた学校やその学校の所在する都道府県から提供された資料により本件規定に基づく指定の可否を判断すべきであり、文部科学大臣は、支援室からの質問に対する原告の回答、Bのホームページ、新聞記事、公安調査庁からの情報に基づいて本件規程13条適合性を判断することはできないというべきである。特に公安調査庁からの情報は、対立する国家や団体を規制する観点からのものであり、教育的観点からの客観的判断をゆがめるものであって、参考にするには絶対に許されないとすべきである。そうすると、上記の各情報を参考にしてA朝鮮高級学校について本件規程13条適合性が認められないとした下村文科大臣の判断には裁量権の逸脱濫用があるというべきである。

(イ) 支給法2条1項1号から4号までの高等学校等及び専修学校は、学校と運営団体との関係性にかかわらず支給法の対象となるし、本件規則1条1項2号イの外国人学校は、「外国の学校教育制度において位置付けられたもの」が要件となっており、本国や在外外国人団体から一定の影響を受けるにもかかわらず、支給法の対象とされている。また、本件規定に基づく指定を受けた他の外国人学校(F[高等部]及びH[高等部])については、本国や在外外国人団体との関係を考慮した厳格な審査は行われず、理事会の開催、財務諸表の作成、過去5年間の法令違反を理由とする処分実績の有無という客観的に判断可能な事実による審査しか行われていない。以上の諸点に照らすと、北朝鮮及びBとの関係を考慮してA朝鮮高級学校につき本件規程13条適合性が認められないとした下村文科大臣の判断には裁量権の逸脱濫用がある。

(ウ) ①支給法は、生徒の学習権の充足に応える制度であり、就学支援金が

授業料に係る債権の弁済に充当されない抽象的な可能性のみをもって就学支援金を支給しないことは支給法の想定しないものであると解されるし、②本件規程が事後的な措置として指定取消し(17条)、履行状況の報告(18条)等を定め、支給法11条が不正利得の徴収手続を定めていることからすると、支給法は、就学支援金を流用する抽象的な可能性があるにすぎない場合には本件規定に基づく指定を行い、流用の具体的懸念が生じた場合には上記の事後的措置により対処することを予定しているものと解される。このような支給法の規定等に照らすと、就学支援金が授業料に係る債権の弁済に充当されない具体的な可能性又は蓋然性が存在する場合に限り本件規程13条適合性が否定されるというべきである。そうすると、単に就学支援金が授業料に係る債権の弁済に充当されないおそれがあるということのみでA朝鮮高級学校について本件規程13条適合性が認められないとした下村文科大臣の判断には裁量権の逸脱濫用がある。

(エ) 支給法2条1項5号は各種学校に支給法が適用される要件として「高等学校の課程に類する課程を置く」ことを要件としているのであり、この規定の文言からすれば、「高等学校の課程に類する課程を置く」か否かについては教育課程に着目して行われるべきである。そうすると、本件規程1条から12条までの客観的要件を満たしていると判断される学校は本件規程13条適合性も認められるべきであり、本件規程1条から12条までの要件を満たすA朝鮮高級学校につき、不当な支配が及んでいないことが確認できず、法令に基づく適正な学校運営がされないおそれや懸念があるとの理由から本件規程13条適合性が認められないとした下村文科大臣の判断には裁量権の逸脱濫用がある。

(オ) 就学支援金の支給により高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図りもって教育の機会均等に寄与するという支給法の目的、就学支援金が学校ではなく生徒に支給されるものであること等に照らすと、本件規程13条適合性が認められるか否かについては、教育を受ける権利の平等な実現という要請及び就学支援金が支給されない場合には教育施設の生徒が不利益を受けることになることを重視しなければならない。そうすると、上記の各事情を考慮しないでA朝鮮高級学校につき本件規程13条適合性が認められな

いとした下村文科大臣の判断には裁量権の逸脱濫用がある。

(カ) 前記アに述べたとおり、本件規程で定める「高等学校の課程に類する課程を置くもの」か否かの基準は客観的に判断可能なものに限られるから、本件規程13条の「法令」には、抽象的な要件を定める教育基本法16条1項は含まれないというべきであるし、仮に本件規程13条の「法令」に教育基本法16条1項が含まれるとしても、以下のとおり、A朝鮮高級学校は教育基本法16条1項の禁ずる不当な支配を受けていないから、同項の禁ずる不当な支配が及んでいることが疑われるとしてA朝鮮高級学校につき本件規程13条適合性が認められないとした下村文科大臣の判断には裁量権の逸脱濫用がある。

a 「不当な支配」を禁ずる教育基本法16条1項は、外国との対立を煽る国家の軍事部門や国家の治安維持を任務とする警察権力により教育が支配されることを禁ずるものであるから、同条の「不当な支配」とは公権力による影響をいうものと解すべきであり、外国人学校が本国やその在日団体から影響を受けていることをもって同条の「不当な支配」があるということとはできない。そうすると、A朝鮮高級学校が北朝鮮やBから一定の影響を受けていることは、同項の禁ずる「不当な支配」に該当するものではない。むしろ、下村文科大臣が公安調査庁や警察庁からの情報を重視して日本と対立する北朝鮮との関係性を理由に本件不指定処分をすることこそが同項の禁ずる「不当な支配」に該当するというべきである。

b 教育基本法16条が「教育行政」の章にあることからすると、同条1項の「不当な支配」の対象は、特定の学校ではなく、教育行政であるから、同条は特定の学校が特定の団体の影響を受けることを規制するものではないというべきである。したがって、特定の外国人学校が本国やその在日団体から影響を受けていることをもって同条の「不当な支配」があるということとはできない。

c 私立学校は、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針によって多様なニーズに応じた教育の場を提供することにより公立学校とは別に独自の社会的意義が認められるのであるから、私立学校においては、その自主性が最大限に尊重されなければならない。しかも、私立の各種学校であるA朝鮮高級学校についても、その自主性が十分に尊重されなければならない。しかも、

A朝鮮高級学校は、日本による植民地支配から解放された朝鮮民族が母国語や民族性を回復するために設立された外国人学校であり、この点に同校の積極的意義がある。そして、外国人学校においては、一般に本国との関係性や学校創設の歴史的経緯、創設者の意図等が学校運営に一定程度反映されることは当然であり、朝鮮学校が北朝鮮及びBと関係があることは、朝鮮学校の自主性をゆがめるものではなく、朝鮮学校の建学の精神に合致し、私立学校である朝鮮学校の自主性を担保するものであるということが出来る。本件規則1条1項2号イの規定も、そのような外国人学校の特性を前提として外国の学校教育制度において位置付けられたものを支給対象としているのであるから、外国人学校が当該外国の在日団体と密接な関係を有することをもって教育基本法16条1項の「不当な支配」を受けているとし、本件規則13条の適合性を否定することは、本件規則の規定相互間に矛盾を生ずることとなる。以上のことからすると、A朝鮮高級学校が北朝鮮やBと関係を有することから教育基本法16条1項の「不当な支配」を受けているということとはできないというべきである。

d 仮に、A朝鮮高級学校がBと密接な関係にあることをもって教育基本法16条1項の「不当な支配」を受けていると評価される余地があるとしても、Bが現場の声を無視して教育内容を決めることはなくBの職員が学校行事に参加することもない。また、学校運営についても原告の理事会において自主的に行っておりBが関与することはない。さらに、A朝鮮高級学校からB及び北朝鮮に金員が寄付されることもない。以上のことからすると、朝鮮高級学校が教育の自主性をゆがめるような支配を受けているということとはできず、A朝鮮高級学校が北朝鮮又はBから同項の「不当な支配」を受けているということとはできない。

(キ) 前記(1) (原告の主張) イのような本件不指定処分に至る経緯に照らせば、下村文科大臣が本件規則13条適合性を否定したのは、外交的又は政治的理由に基づくものであるからA朝鮮高級学校につき本件規則13条適合性が認められないとした下村文科大臣の判断には裁量権の逸脱濫用がある。

(ク) 本件規則13条適合性の判断は専門的、技術的検討を伴うものであることから、文部科学大臣は、判断の客観性及び公正性を担保するため、本件規

程15条において、審査会を設置し、指定を行うに当たって審査会の「意見を聴くものとする。」と定めたのである。そうすると、文部科学大臣としては、本件規定に基づく指定をするか否かの判断に当たっては審査会に意見を述べさせてこれを尊重すべきであり、教育の専門家等で構成された審査会が取りまとめた意見を聴くものとする本件規則15条の趣旨からすれば、文部科学大臣の判断は、審査会の取りまとめた意見と同じであることが想定されているというべきである。しかるに、下村文科大臣は、審査会においてA朝鮮高級学校を支給法の対象として指定する意見となることが濃厚となり、仮に、審査会に意見を述べさせれば、下村文科大臣の政治的信条に従った不指定処分を行うことが困難な状況に追い込まれることが予想されたため、第8回審査会を開催せず、過半数の議決によって審査会に最終的な意見のとりまとめをさせないまま、本件規則13条適合性を否定して本件不指定処分をしたのである。したがって、本件不指定処分は、最も考慮すべきことを考慮せず、考慮すべきでないことを考慮した違法がある。

ウ 本件規則13条適合性を認めるに至らなかったとした違法

本件不指定処分は、本件規則13条に適合すると認めるに至らないことを理由とするものである。そうであるところ、本件規則に基づく審査手続は、審査会において審査を行い、多数決により一定の結論を出し、その意見を参考にして文部科学大臣が最終的な結論を出すことになっているのであり、このような審査手続が規定されている以上、本件規則に適合するか否かについては、結論が出ずに認めるに至らないという理由で本件規定に基づく指定をしないことは違法である。

エ 本件規則13条適合性の主張立証責任

(ア) そもそも、本件不指定処分は、同じく高等学校の課程に類する課程を置く学校との間に著しい不平等をもたらし、生徒の学校選択や保護者の学費負担にも不平等をもたらすものであるから、差別的な侵害処分というべきである。したがって、その処分要件については被告が主張立証責任を負う。

(イ) 支給法及び本件規則の趣旨・文言からすれば、本件規則14条1項に規定されている定型的な申請書類の不備等によって本件規則13条適合性が否定された場合は、申請者側に主張立証責任があると考えられるとしても、本件

規程14条2項により文部科学大臣が追加で提出を求める書類と関係して本件規程13条適合性が否定された場合には、その書類が必要とした文部科学大臣において本件規程13条適合性の主張立証責任を負うべきである。本件では、原告から必要な定型的書類が全て提出された後に、文部科学大臣が本件規程13条と絡めて教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無を確認する目的で原告に質問をし、このことが確認できないとして不指定処分を行っているのであるから、本件不指定処分の理由である原告が本件規程13条に適合しないことについては被告に主張立証責任があるというべきである。

(ウ) 本件のように、専門的な判断を行うために審査会が設置され、審査のために必要な資料を全て所持しているのが文部科学大臣側であるという場合には、被告において、文部科学大臣の判断に不合理な点がないことを相当な根拠、資料に基づき主張立証する必要がある（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁）、又は上記の場合には、公平の観点から原告が本件規程13条に適合しないことについては被告が主張立証責任を負うというべきである。

(エ) 給付を受けたいとする者の申請を行政庁が拒否した処分を争う場合において、処分要件が、ある事実のないことを要求している場合に行政庁において当該事実があることを理由として申請を拒否したときは、当該事実があることについては行政庁が主張立証責任を負うというべきである。そうすると、本件規程13条は、教育基本法16条1項の「不当な支配」がないことを処分要件として定めているから、不当な支配が存在することについては被告が主張立証責任を負うというべきである。

(オ) 規範的要件の主張立証責任については、その効果を主張する側が規範的要件を基礎付ける事実について主張立証責任を負うから、規範的要件である「不当な支配」の有無については、「不当な支配」を受けることが禁止されるという効果を主張する被告に主張立証責任があるというべきである。

(カ) 本件においては、不当な支配が存在すること、ひいては原告が本件規程13条に適合しないことについて被告の立証責任は果たされておらず、むしろ、前記イ(カ)のとおり、A朝鮮高級学校が北朝鮮又はBから不当な支配を受けていないことは明らかである。

(被告の主張)

ア 本件規定に基づく指定を受けるためには本件規程13条に適合する必要があること

(ア) 本件規程は「高等学校の課程に類する課程を置く」か否かを判断する基準であるところ、「高等学校の課程」は、教育課程より広い概念であり、教育内容、学校の組織及び運営体制をも含むものであるから本件規程13条は支給法の委任の範囲において定められたものである。また、仮に、「高等学校の課程」が学校の組織及び運営体制を含まないものであるとしても、支給法は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図りもって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金を支給し(1条)、支給法の対象となる高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充当するものとしているのであるから、支給法は、法令に基づく学校の運営が適正に行われ、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当が行われることを当然の前提としている。そうすると、本件規程13条は、上記のような支給法の趣旨を体現し、その細則的事項を定める執行命令の規定として位置付けられるものである。

(イ) そして、本件規程13条は、支給法は、同法が適用される外国人学校においては就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われることを確認できる態勢等が整っていることを当然の前提とすることから、これを含めて高等学校の課程に類する課程を行うための学校運営が法令に基づく適正なものであり、国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであると確認できることが必要であるとの趣旨に基づき規定されたものである。このような本件規程13条の趣旨からすれば、本件規程13条が補充的な規定であるということとはできず、むしろ、本件規程13条は、本件規定に基づく指定に当たって検討されなければならない重要事項を定めたものであって、本件規定に基づく指定を申請した学校が本件規程13条を含めて各要件を充足しているかどうかについて実質的に確認すべきことが要請されているというべきである。

イ 本件規程13条の「法令」には教育基本法16条1項が含まれること

本件規程13条は、就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当される学校であること及び法令に基づく適正な学校運営が行われている学校であることを支給法の対象となる外国人学校の要件として定めているが、教育基本法は教育の基本理念を定めた法律であるから、同条の「法令」に教育基本法が含まれないとする理由はないし、同法16条1項の「不当な支配」を受ける学校は、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当されることを確認できる態勢等が整っているとはいえない。また、同項に反する学校の運営が学校教育法の定める目標や理念に沿って適正に行われることについて疑念を生じさせるような場合には、我が国の高等学校の課程に類する課程を置くものとは評価し難い。しかも、教育基本法は、他の全ての教育関係法規の基本法たる性格を有し、全ての教育関係法規は教育基本法に制定された基本的理念を実施するための法律として解釈されるべきこと(同法18条参照)に照らせば、支給法が「不当な支配」が行われている教育施設に対してまで国民の財政的負担の下で就学支援金を支給して教育の機会均等を図ることを想定しているとはいえない。

以上のことからすれば、本件規程13条の「法令」には教育基本法も含まれ、同法16条1項の「不当な支配」の有無も本件規程13条適合性を判断する際の考慮要素となるというべきである。

ウ A朝鮮高級学校が本件規程13条に適合すると認められないこと

(7) 支給法は、就学支援金が受給権者である生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されることを要請し、法令に基づく学校運営を適正に行うことができない学校を支給法の対象とすることを許容しておらず、これを受けた本件規程13条は、支給法の対象となる外国人学校の要件として、就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当される学校であること、法令に基づく適正な学校運営が行われている学校であることを定めているところ、上記のような同条の規定内容の検討は、その性質及び内容からして専門的、技術的検討を伴うものであり、支給法は、同法2条1項5号に定める「高等学校の課程に類する課程を置く」という内容を含めて、どのような各種学校を支給法の対象とするかの判断は、その確認方法も含めて、教育行政に通暁し、専門的、技術的検討をすることができる文部科学大臣の裁量に委ねたも

のと解される。そして、本件規程13条適合性の判断が文部科学大臣の裁量行為である以上、その中で考慮される教育基本法16条1条の「不当な支配」の判断についても、同大臣の裁量に委ねられているというべきである。

(i) そして、以下の事情に照らせば、下村文科大臣は、朝鮮高級学校に対する北朝鮮やBの影響を否定することができず、その関係性が教育基本法16条1項で禁ずる「不当な支配」に当たらないことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証を得ることができず、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権の弁済に充当されないことが懸念されたことから、本件規程13条に適合するとは認められないと判断したのであり、このような下村文科大臣の判断は不合理ではなく、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるといえることはできない。

a 文部科学大臣は、原告からの申請を受け、本件規程15条に基づき、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される高等学校等就学支援金の支給に関する審査会(審査会)の意見を聴いたが、審査会の審査では、A朝鮮高級学校を含む朝鮮高級学校について、本件規程13条に適合するとの積極的な意見は出されなかった。

b A朝鮮高級学校を含む朝鮮高級学校については、①教科書内容の変更には北朝鮮本国の決裁が必要である、②Bが故・金日成主席、金正日総書記の肖像画を新しい肖像画「太陽像」に交換するよう指示した、③朝鮮学校の校舎や敷地がBの関連する金融機関の債務の担保となっており、そのうち高級学校を含む13校の校舎及び敷地が、同金融機関の破綻を受けて、仮差押えがされている、④朝鮮学校への自治体からの補助金がBに流用されていた疑いがあることが分かった、⑤朝鮮学校で、学費納入時にB傘下団体の活動費を同時に徴収していたことが分かった、B関係者は、無償化が適用されても集金圧力が弱まるわけではなく、学校とBが一体である限り、結局、自分たちの知らないところに消えてしまうと話しているなど、朝鮮高級学校と北朝鮮又はBとの関係やBが朝鮮学校を利用して資金を集めていることが疑われることを指摘する各新聞報道がされていた。

c 北朝鮮によるG会(以下「G会」という。)などの関係団体が文部科学大臣に提出した書面には、朝鮮学校の生徒らは、金正日政権を支える政治活

動に参加しており、朝鮮学校は、純粋な教育機関ではなく、朝鮮労働党の日本での工作活動拠点であることなどが記載されていた。

d Bのホームページには、「Bは、すべての同胞の民族的尊厳を守り、彼らが朝鮮人の魂をもって堂々と生きていけるように民族教育事業と文化啓蒙事業を繰り広げている。」「Bと在日同胞は、幼稚園から初級学校、中級学校、高級学校、大学校にいたる120余校の各級学校を日本各地に設立して、在日同胞子女に民主主義的民族教育を実施している。」などと、Bが朝鮮高級学校の運営等に関わっている旨の記載があった。

e 平成20年から平成25年までの公安調査庁作成に係る「内外情勢の回顧と展望」においても、「Bは、我が国政府の高校無償化措置に関し、朝鮮人学校生徒への適用を実現すべく諸活動に取り組んできた」、「Bは、朝鮮人学校での民族教育を『愛族愛国運動』の生命線と位置付けており、学年に応じた授業や課外活動を通じて、北朝鮮・Bに貢献し得る人材の育成に取り組んでいる。朝鮮人学校では、一律にB傘下事業体『E』が作成した教科書を用いた朝鮮語での授業を行っている。」などとされ、平成22年11月17日の参議院予算委員会においても、公安調査庁は、Bの影響は朝鮮人学校の教育内容、人事、財政に及んでいる旨の答弁をしている。また、公安調査庁のみならず、警察庁長官官房審議官や警察庁警備局長も国会において同趣旨の発言をしている。

(ウ) 以上のような下村文科大臣の判断に誤りがなかったことは、PとBとの間で不当な資金提供が行われていたことなどを内容とする東京都の報告書、教育等につき朝鮮高級学校と北朝鮮やBとの間に繋がりがあることなどを述べるA朝鮮高級学校の保護者アンケートによっても裏付けられている。

エ 政治的又は外交的理由により本件規程13条の適合性を否定したのではないこと

前記(1)(被告の主張)イで述べたところからすれば、文部科学大臣が本件不指定処分において政治的又は外交的理由により本件規程13条適合性を認めなかったものでないことは明らかである。

オ 審査会の意見を考慮しないことが違法でないこと

審査会は法令の根拠を有するものではなく、文部科学大臣が審査会の意見を聴くことが法令上要請されているものでもなく、文部科学大臣は審査会の

意見が自らの判断に資すると考えたため本件規程15条を設けたのであり、審査会の意見は文部科学大臣が判断する際の考慮要素の1つにすぎない。このことは、本件規定に基づく指定を受けた学校について指定を取り消す場合に審査会の意見聴取を必須のものとしていないこと、本件規程15条を設ける時に参考にした、大学認可の際に文部科学大臣が大学設置・学校法人審議会に諮問する制度(学校教育法95条、同法施行令43条)においても審議会の意見が文部科学大臣の判断を拘束するものではないとされていることから明らかである。

また、A朝鮮高級学校を含む朝鮮高級学校について審査した審査会においては、教育基本法16条1項の「不当な支配」や、適正な学校運営がされていないことが疑われる事情が認められるなど特殊な状況となっており、そのような状況のまま、審査会の最終的な意見を取りまとめるべきであったとはいえないし、文部科学大臣は、第7回審査会后、それまでの審査会で出された委員の意見も考慮した上、更なる審査を継続したとしても審査会の意見を取りまとめることが困難であると判断し、第8回審査会を閉催しなかったのであって、このような文部科学大臣の判断が不合理なものとはいえず、むしろ、上記のような審査会の状況を踏まえて本件規程13条適合性が認められないとしたものである。

カ 本件規程13条の主張立証責任について

(7) 本件は、受益処分の申請に対する却下処分である本件不指定処分の取消訴訟であり、申請者は支給法2条1項5号及び本件規則1条1項2号ハの規定を受けた本件規程13条を含む各要件を充たした場合に初めて支給対象に指定されるという受益処分を得られるのであるから、申請者である原告が本件規程13条適合性について主張立証責任を負うというべきである。このように解することが、就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当されることを要請し、適正な学校運営を行うことができない学校に就学支援金を支給することを許容しない支給法及びこれを受けて法令に基づいた学校運営が行われることを指定の基準とした本件規程13条の趣旨、目的に合致するものというべきである。

(イ) 原告は、本件不指定処分が、子供たちの教育を受ける権利を侵害する

ものであると主張するが、本件不指定処分は、侵害処分ではなく、給付処分にすぎないものであるから、A朝鮮高級学校の生徒の教育を受ける権利を侵害するものではない。

(ウ) 原告は、本件規程14条2項により文部科学大臣が追加で提出を求める書類と関係して本件規程13条適合性が否定された場合には被告が本件規程13条適合性の主張立証責任を負うと主張するが、その根拠は明らかでない。また、原告の引用する最高裁判平成4年10月29日第一小法廷判決は、原子炉施設の安全性に関する行政庁の判断の適否が争われた原子炉施設設置許可処分の取消訴訟に関するものであり、当該原子炉施設の安全性審査に関する資料を全て行政庁側が保持していることなどの点を考慮して事実上の推認によって立証責任が転換されるとしたものであるのに対し、朝鮮高級学校の場合には、我が国と北朝鮮との間に国交がないことから、北朝鮮やBから資料を入手することはできず、むしろ、北朝鮮やBとの関係性に係る資料は原告側が保持しているのであるから、事実上の推認により被告に立証責任が転換される場面であるともいえない。

(3) 争点3 (本件規程15条違反の有無)

(原告の主張)

本件規程15条は、文部科学大臣が本件規定に基づく指定をするに当たっては審査会の「意見を聴くものとする。」として審査会の意見を聴くことを義務付けている。また、審査会は、①単なる専門家からの意見聴取ではなく、本件規程に定める指定の基準に基づいて審査対象となる教育機関が当該基準を満たすか否かを判断するものであり、②その際、実地調査という自発的な情報収集の権能を行使することができ、しかも、③最終的に、意見の相違があったとしても、多数決により決し、可否同数のときは座長の決するところによるとされているのであって、審査会は、審査対象となる教育機関が本件規程に定める指定の基準を満たすか否かを専門的見地から客観的に判断してその結論を示すことが法制度上要請されているというべきである。

以上の諸点に照らすと、下村文科大臣は、本件不指定処分をするに当たり、審査会が取りまとめた意見を聴かなければならなかったというべきである。ところが、下村文科大臣は、審査会においてA朝鮮高級学校を支給法の対象

とする意見が濃厚となり、仮に、審査会に意見を述べさせれば、下村文科大臣の政治的信条に従った不指定処分を行うことが困難な状況に追い込まれることが予想されたため、同処分を行う前に第8回審査会を開催せず、過半数の議決によって審査会に最終的な意見のとりまとめをさせないまま、本件不指定処分をしたのである。したがって、本件不指定処分は、本件規程15条に違反し、違法である。

(被告の主張)

前記(2) (被告の主張) オで述べたところからすれば、審査会の意見を聴かないままされた本件不指定処分が本件規程15条に違反するということはできない。

(4) 争点4 (民族教育に関する権利を侵害した違法の有無)

(原告の主張)

全ての子供は自己の人格的基盤を形成し成長する権利を持ち、民族教育を受ける権利は個人がアイデンティティを形成する前提として必要不可欠の重要な権利である。しかも、民族的少数者の民族教育を受ける権利は、多数者からの支持ないし恩恵を受けることが難しく、排除ないし抑圧される危険が高い。そうすると、民族的少数者の民族教育を受ける権利は強く保護されるべきである。ところが、本件不指定処分がされることにより、A朝鮮高級学校の生徒は就学支援金の支給を受けられないという経済的不利益を被り、大阪府からの補助金が支給されなくなることも相まって、民族教育を受ける権利の実現に重大な支障が生ずる。のみならず、原告は、学校法人としての存在意義、適格性等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を保持しながらA朝鮮高級学校において在日朝鮮人の民族教育を行う利益を有するところ、本件不指定処分により、上記の利益が侵害された。

このように、本件不指定処分は、A朝鮮高級学校やその生徒の民族教育に関する権利を侵害するものであり、違法である。

(被告の主張)

争う。

(5) 争点5 (憲法14条違反の有無)

(原告の主張)

ア 本件不指定処分は、高等学校の課程に類する課程を置く学校のうちA朝鮮高級学校のみを支給法の適用から除外し、同校の生徒についてのみ就学支援金の支給を受けられなくするものである。そうすると、本件不指定処分は、就学支援金の支給について、A朝鮮高級学校の生徒を他の高等学校の課程に類する課程を置く学校の生徒と別異に取り扱うものであり、憲法14条の規定する社会的身分によりA朝鮮高級学校の生徒を差別するものである。

イ 文部科学省は、本件規定の削除に先立って実施された意見公募手続の意見に対し、「朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、Bと密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点では国民の理解を得られないと考えております。」としている（証拠略）。また、本件規定に基づく指定を受けたF（高等部）及びH（高等部）については、都道府県への確認で直近5年間において法令違反を理由とする指導、勧告等を受けたことがないことから本件規程13条適合性が認められ、本件規定に基づく指定を受けているのに対し、朝鮮高級学校については、北朝鮮及びBとの関係が教育基本法の禁ずる「不当な支配」に当たるかという観点から、学校関係者の思想や思想が反映される事項に関する照会が何度も行われ、最終的には北朝鮮及びBとの関係性が「不当な支配」に当たらないことの確証を得ることができなかつたとして本件規程13条適合性が否定され、本件不指定処分を受けている。上記のような経過に照らすと、本件不指定処分の目的は拉致問題等で外交的に強く対立している北朝鮮に対して政治的圧力を加えることにあると認められる。

上記のような目的は、教育の機会均等を図るために高等学校の課程に類する課程を置く教育施設に通う生徒に就学支援金を支給するという支給法とは全く関係のないものであり、合理的根拠を欠くものであって、上記の目的で不指定処分を行うことは許されない。この点を措いても、拉致問題等の問題を解決するためには日本と北朝鮮とが相互に認め合い、友好関係を築けるようにするための努力を払うことが必要であつて、A朝鮮高級学校を他の外国人学校と区別した上でA朝鮮高級学校に通う生徒に不利益を与えても拉致問題等が解決するはずもないのであるから、上記の目的と本件不指定処分との間には合理的関連性は全くないことは明らかである。

ウ また、本件不指定処分の目的は、教育基本法16条1項の禁ずる「不当な支配」が及んでいる学校の生徒に対しては就学支援金を支給しないことにより就学支援金の流用を防止することにあるとも考えられる。しかし、上記の「不当な支配」が及んでいる学校において国費を流用した例があるか、こういった場合に国費の流用のおそれがあるかを根拠付ける具体的資料はないから、上記の目的に合理的根拠があるということとはできない。そして、本件規程には、財務情報の公開（12条）や指定の取消し（17条）などの流用防止措置が定められていることからすると、上記の目的で不指定処分をすることができるのは、過去に補助金等の不正受給等があり、不指定処分をしなければ流用を防止することが不可能と判断できるような事情がある究極的な場合に限られるというべきである。ところが、A朝鮮高級学校について上記のような事情があることの根拠は何ら示されていないから、上記の目的と本件不指定処分との間には合理的関連性はないというべきである。

（被告の主張）

ア 本件不指定処分の処分理由は、A朝鮮高級学校につき本件規程13条適合性を認めるに至らなかつたこと及び本件規定が削除されたことであり、本件規程の定める基準や手続等を離れて、生徒の思想信条や社会的身分を理由に差別をしたものではない。

イ 本件規程13条適合性の審査につき、A朝鮮高級学校と本件規定に基づく指定を受けた他の外国人学校との間において審査内容に差異はなく、A朝鮮高級学校の審査の方法、程度が特に入念なものになったのは、同校が法令に基づく適正な学校運営を行っているかについて疑義が生じたためであり、上記の疑義が生じない他の外国人学校との間で審査の方法・程度に差異が生ずるのは合理的な理由に基づくものである。

（6）争点6（国際人権法違反の有無）

（原告の主張）

ア 社会権規約2条2項及び市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）26条違反

（ア）社会権規約2条2項は社会権規約に規定する権利についての差別禁止原則を定め、自由権規約26条も一般的な差別禁止原則を定めているところ、

これらの差別禁止原則は締約国が即時に実施すべき義務を負うものである。そして、裁判所は、上記の差別禁止原則違反の訴えについて、差別を主張する者と権利を享受する者との状況を比較することにより上記各規定に直接依拠して救済を与えることは可能であるから、上記各規定は裁判規範性を有するということができる。

(イ) 支給法は、国民的な教育機関となった高等学校等の教育に係る家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっている中、我が国が社会権規約13条2項(b)を留保していたことから、この留保の撤回に向けた施策を進めることが求められているとして、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図りもって教育の機会均等に寄与することを目的として制定されたものである(1条)。このような支給法の趣旨・目的に照らせば、支給法は、社会権規約13条の教育への権利を具体化したものというべきであるから、中等教育を行う外国人学校の一部について支給法の適用を認めつつ、同じく中等教育を行う朝鮮高級学校を支給法の適用除外とすることは、正当化事由のない限り、社会権規約2条2項及び自由権規約26条に反して許されないというべきである。

そして、上記の正当化事由があるというためには、当該取扱いの相違が、正当な目的を追求するためのものであり、かつ、その目的と手段との間に合理的な均衡関係があつて、それらが客観的に弁証し得るものであることを要し、自由権規約26条に列挙された事由(人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位)による差別については、厳格なテストが適用され、締約国がその正当性を説明する責任を負う。

(ウ) 本件不指定処分はA朝鮮高級学校を差別的に取り扱うものであり、その取扱いは、学校関係者の思想信条及びA朝鮮高級学校に通う生徒という社会的身分による差別であるから、厳格なテストが適用され、被告において正当化事由の存在を説明する責任を負う。これを本件についてみると、本件不指定処分は、北朝鮮への制裁という外交的又は政治的な理由により行われたものであり、その目的が正当なものであるとはいえない。仮に、本件不指定処分が外交的又は政治的な理由によるものではなく、A朝鮮高級学校が本件

規程13条に適合すると認めるに至らなかったためであるとする被告の主張を前提としても、A朝鮮高級学校が本件規程13条に適合しないものであることを被告が説明していない以上、本件不指定処分の目的が正当であるとはいえない。

また、目的と手段の関係をみても、朝鮮高級学校に支給法を適用しないとしたところで北朝鮮に何らの圧力を加えることはできないのであるから北朝鮮への制裁という目的と手段との関連性がないことは明らかである。また、就学支援金の流用防止に対しては本件規程16条ないし18条に基づく措置を考慮すれば足りるのであるから、朝鮮高級学校に支給法を適用しないことは最も厳しい手段であつて、どのような目的によるものであるにせよ、このような手段を執る必要性はなく、目的と手段の均衡性を欠くものといえる。

(エ) 以上のことからすると、本件不指定処分は、社会権規約2条2項及び自由権規約26条に違反し、違法である。

イ 社会権規約13条違反

社会権規約2条1項によれば、締結国は権利の完全な実現に向けて利用可能な手段を最大限用いて即時に行動する義務を負っており、個人の自助努力によって達成され得ない側面を国家が補う義務が問題となる場面においても、各権利の最小限の本質的水準を満たすべき義務を負うというべきである。そして、高校進学率が約98%に達する日本社会において、中等教育は、社会権規約2条1項により実現が義務付けられる権利の最小限の本質的水準に該当するものといえる。そうすると、中等教育を行うA朝鮮高級学校に支給法を適用しないことは、社会権規約13条の最小限の本質的水準を満たすべき義務を果たしていないことになるから、本件不指定処分は、同条に違反し、違法である。

ウ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(以下「人種差別撤廃条約」という。)2条及び5条違反

本件不指定処分は、エスニック性、集団性、文化的理由に基づいて行われているものであるから、人種差別に該当するものとして、人種差別撤廃条約2条及び5条に違反し、違法である。

エ 国連人権関連委員会からの懸念及び勧告の無視による社会権規約等違

反

社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会及び子どもの権利委員会は、朝鮮高級学校が支給法の対象とされないこと等について懸念を表明し被告に対してその是正を勧告しているところ、上記各委員会は、日本が批准するそれぞれの条約に規定された国家報告審査制度（社会権規約16条及び17条、人種差別撤廃条約9条、児童の権利に関する条約44条）によるものであり、被告が留保なくこれらの条約を批准している以上、被告が上記の懸念及び勧告を無視することは上記各条約違反となるとともに日本国憲法98条及び前文に違反するものであり、本件不指定処分も、違法である。

（被告の主張）

ア 社会権規約2条2項及び自由権規約26条に違反しないこと

(ア) ある条約について自動執行力が認められるためには、条約の基本的性格、我が国における司法と行政・立法との権力分立及び法的安定性等の観点から、①私人の権利義務を定め直接に我が国裁判所で執行可能な内容のものとするという条約締結国の意思が確認でき、②条約の規定において私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を補完・具体化する法令を待つまでもなく国内的に執行可能であることが必要であるところ、社会権規約2条2項及び自由権規約26条は、その文理上、上記②の要件を充たすものとはいえない。また、社会権規約2条1項の文理に加え、「この規約の締結国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。」とする同規約9条については、締結において、社会保障についての権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであり、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではないと解されること（最高裁平成元年3月2日第一小法廷判決・集民156号271頁）に照らせば、社会権規約2条2項は、締結国において、積極的に社会保障政策を推進する施策をとる際、同項に係る要素につき政治的、社会的、経済的理由により現実には種々の対応をとらざるを得ない面があり得ることを当然の前提として、それにもかかわらず、上記権利の平等な実現を積極的に実現すべき政治的責任を負うことを宣明したものである。そして、社会権規約2条2項と同趣旨である自由権規約26

条も、社会権との関係では、締結国における政治的責任を示したものと解される。したがって、社会権規約2条2項及び自由権規約26条は、いずれも自動執行力はなく、裁判規範性を有するものではないから、本件不指定処分が上記各規定に違反したものであることはできない。

(イ) 本件不指定処分は、朝鮮高級学校に本件規程13条適合性が認められないことから支給法を適用しないとするものにすぎず、朝鮮高級学校を差別的に取り扱うものではないし、思想信条や社会的身分により差別するものでもない。また、本件不指定処分は外交的又は政治的な理由によるものではないし、本件規程16条ないし18条に基づく措置は、本件規程13条に適合し本件規定に基づく指定を受けた学校に対する措置であって、上記措置の存在をもって、本件規程13条に適合しないにもかかわらず本件規定に基づく指定をすべきであり、それをしないことが原告の主張するように最も厳しい処分であることはできない。

イ 社会権規約13条に違反しないこと

社会権規約13条2項(b)の規定は、支給法制定の背景事情の1つにすぎず、支給法が同規定の効力を日本国内において直接発生させるために制定された法律であるとはいえないし、社会権規約13条2項(b)の文理からすれば、同項(b)が前記アで述べた条約が自動執行力を有するための要件を満たしているとはいえない。また、社会権規約2条1項が締結国において立法措置その他の全ての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成することを求めていることからすれば、社会権規約13条2項(b)も、締結国においてその定める権利の実現に向けて社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものにすぎないものというべきである。そうすると、本件不指定処分が上記規定に違反するということはできない。

ウ 人種差別撤廃条約2条及び5条に違反しないこと

人種差別撤廃条約2条及び5条は、締結国が当該権利の実現に向けた積極的施策を推進すべき政治的責任を負うことを定めたにすぎず、裁判規範性が認められないものである上、本件不指定処分が国籍や人種に基づくものでもないことも明らかであるから、本件不指定処分が上記各規定に違反するとはいえない。

エ 国連人権関連委員会からの懸念及び勧告の無視による社会権規約等違反

原告が指摘する人種差別撤廃委員会等の所見等は、懸念や勧告を示すものにすぎない上、支給法の仕組み等を踏まえたものではないし、朝鮮高級学校、北朝鮮及びBに対する具体的な事実調査を行った上でされたものでもないことからすれば、上記の所見等をもって本件不指定処分が社会権規約等に違反するものということとはできない。

(7) 争点7 (行政手続法違反の有無)

(原告の主張)

ア 行政手続法6条及び7条違反

(ア) 行政手続法6条は、申請の処理に要する標準処理期間を定めこれを公開する義務を行政庁に課しているから、被告は、本件規定に基づく指定についても可能な限り標準処理期間を設定しなければならない。ところが、文部科学大臣が本件規定に基づく指定について標準処理期間の設定に努めたことはなく、本件不指定処分は行政手続法6条に違反するものである。

(イ) 支給法では、就学支援金の支給を受けるためには、支給法が適用される私立高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受ける必要がある(5条)、原告には上記申請の前提として本件規定に基づく指定を受ける必要があるが、本件規定に基づく指定の申請をしてからその指定を受けるまでの間に学校を卒業した者については就学支援金の支給を受けることができない。また、上記指定の時点において在学中の者も本来は授業料に係る債権の弁済に充当されるべき就学支援金が事後的に支給されるにとどまることになる。このような事情に照らせば、本件規定に基づく指定は可及的に迅速に行われるべきであり、申請があったにもかかわらず、正当な理由なく審査手続を開始しないことは、行政の迅速かつ公平な遂行を図ることを目的とする行政手続法7条に違反するというべきである。本件においては、原告の申請が平成22年11月27日付けでされたにもかかわらず、同月23日に発生した北朝鮮による延坪島砲撃事件を契機として朝鮮高級学校に対する審査手続が停止され、約9か月もの間審査が行われなかった。このような外交上の理由により本件規定に基づく指定の申請に対

する審査を停止することは許されないというべきであって、上記の措置は行政手続法7条に違反するというべきである。

(ロ) 行政手続法6条及び7条によれば、行政庁は、申請を受理した後、相当期間内に許認可等の処分をすべき法的義務を負っており、同法5条によれば、申請者の予測可能性を奪うような審査基準の変更や法令の改廃は許されず、これに違反する場合には、行政庁は従来の審査基準や法令を前提として処分を行うべきである。そうすると、行政庁が相当期間内に処理すれば旧法を適用して許可すべきところを不作為のまま放置し、その間、法令の改廃がされ、これを理由に不許可処分をすることは許されないというべきである。そして、本件規程14条3項が本件規定に基づく指定を受けようとする場合は前年度の5月31日までに申請すべきこととしているのは、当該申請に対する指定が申請の次年度4月までに行われるようにして就学支度金の受給権を可及的に保障する趣旨であると解されるから、原告による申請に対して処分すべき相当期間は、平成23年3月末日までであるというべきである。しかるに、本件不指定処分は、原告の申請から2年以上経過した後である平成25年2月20日付けで本件規定が削除されたことを理由に行われたものである。そうすると、本件不指定処分は、処分根拠とすることができない法令の改廃を理由とするものとして、行政手続法6条及び7条に違反し、違法である。

イ 行政手続法8条違反

(ア) 行政処分における理由提示の程度は、処分の性質、理由付記を命じた法律の趣旨、目的に照らして決すべきであるところ、本件不指定処分は子供の教育を受ける権利(憲法26条等)という重要な権利に関わるものである。また、本件不指定処分の根拠となっている本件規程13条の要件は「法令に基づく学校の運営を適正に行われなければならない」という規範的なものであり、それのみでは要件不充足の具体的理由は明らかではない。さらに、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図りもって教育の機会均等に寄与するという支給法の趣旨、目的からすると、後期中等教育を行っている実態を有する学校に支給法を適用しないのは例外的な措置であるから、その場合にはその理由が明らかになる必要がある。加えて、行政手続法は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図りもって国民の権利利益の保

護に資することを目的とするものであり、このような行政手続法の目的に照らすと、行政庁の理由提示義務は、拒否事由の有無の判断についての行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に明らかにすることによって透明性の向上を図り、併せて不服申立てに便宜を与える趣旨であると解される。以上のような本件不指定処分により侵害される権利の重要性、行政手続法の趣旨、目的等からすれば、本件不指定処分について提示されるべき理由は、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかということ申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならないというべきである。

(イ) 本件不指定処分は、本件規定が削除されたこと及び本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことを理由としているが、これらは一方が認められれば他方が不要となるものであり、処分理由として両者を併記することは申請者に混乱を生じさせてしまうことになり、申請者が、処分理由の記載自体から不服申立てが可能な程度に処分の理由を了知することはできない。

また、本件規程13条は「就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校運営が適正に行われなければならない。」という抽象的文言を含む規定であり、単に当該拒否処分の根拠規定を示すだけでは行政手続法8条の理由提示としては不十分というべきである。しかも、本件不指定処分は本件規程13条の「法令」に教育基本法16条が含まれることを前提とするものであり、その実質的理由は教育基本法16条1項違反であるのに、同項違反である旨は示されていない上、同項違反に当たる具体的事実も示されていない。

(ウ) 以上のことからすれば、本件不指定処分における理由付記には行政手続法8条に違反する違法があるというべきである。

ウ 行政手続法違反の取消事由該当性

被告は、原告が処分要件の欠缺により本件規定に基づく指定を受けることができないから行政手続法違反を理由に本件不指定処分を取り消す利益はない旨主張する。しかし、実体要件を充足しないからといって行政手続法違反が処分の違法事由とならないとすると、行政庁において適正な行政手続を履践しようとするインセンティブが働かなくなり、行政手続法の趣旨、目的を

没却することとなる。したがって、本件において、行政手続法違反が処分の違法事由として取消原因になることは明らかである。

(被告の主張)

ア 行政手続法6条及び7条に違反しないこと

(7) 行政手続法7条は、申請に対する審査の開始時期と、形式上の要件に適合しない申請に対する応答時期について規定したものであって、申請の処理期間について規定したのではない。したがって、同条が本件規定に基づく指定に関する処分までの期間を可及的に迅速にすることを法的に義務付けているということとはできない。

(イ) A朝鮮高級学校を含む朝鮮高級学校に対する本件規定に基づく指定の可否の審査手続を開始しなかったのは、北朝鮮による延坪島砲撃事件のために審査を一時停止したことによるものであるところ、北朝鮮による砲撃事件を契機として北朝鮮と大韓民国との間で戦争が勃発する可能性も否定できないという、通常想定し難い事態が急きょ発生したことにより、国民の生命及び財産並びに秩序の安定が脅かされないように不測の事態に備え万全の態勢を整える必要があり、そのような事態の中、延坪島砲撃事件についての報道状況や世論を踏まえると審査会の委員が静謐な環境で公正な審査を行うことができるかについて懸念があった。そこで、朝鮮高級学校に対する本件規定に基づく指定の可否の審査を一時停止したのである。そして、その後、審査手続を停止してから約9か月が経過し、その間に、北朝鮮が当該砲撃に匹敵するような軍事行動を取らなかったこと等を踏まえると同事件以前の状況に戻ったと判断されたことから審査手続の停止が解消されたものである。このように朝鮮高級学校についての審査が一時中断したことは外交的又は政治的な理由によるものではなく、正当な理由に基づくものである。そして、原告の申請以後、北朝鮮の延坪島砲撃事件により審査手続が一旦停止されたものの、審査手続を開始してからは、審査会において、平成23年11月、同年12月、平成24年3月及び同年9月の4回にわたって審査を行ったほか、支援室において書面による質問や朝鮮高級学校の授業風景の視察等の実地調査を行っている。また、朝鮮高級学校については、法令に基づく適正な学校運営がされているかについて疑念が生じたため、他の学校に比して入念に審査が行われ

たのである。そうすると、上記の審査に時間を要することはやむを得ないものといえる。

以上のことからすれば、本件不指定処分について行政手続法6条及び7条違反はないというべきである。

(ウ) 原告は、行政庁が相当期間内に処理すれば旧法を適用して許可すべきところを不作為のまま放置し、その間に法令が改廃され、これを理由に不許可処分とすることは許されないと主張する。しかし、A朝鮮高級学校は本件規程13条に適合しないのであるから、被告が相当期間内に処理すれば旧法を適用して許可すべきであるということではできず、原告の主張は前提を欠く。この点を措いても、申請後に法令の改廃があった場合には、行政処分は原則として処分時の法令に準拠して行われるべきものであり、処分が申請から相当期間経過した後に行われた場合であっても、行政庁が従来の法令を前提とした処分を行う義務を負うことはない。また、本件では、前記(イ)のとおり、A朝鮮高級学校については審査会の審査に時間を要したことはやむを得ないのであって、A朝鮮高級学校について相当期間内に処分がされていないということではできない。

イ 行政手続法8条に違反しないこと

処分において示すべき理由の程度は、処分の性質と理由付記を命じた法律の規定の趣旨、目的に照らして決すべきであるところ、拒否処分が申請者側において明らかにすべき処分要件に関わる場合には、どの処分要件が認められないかということ明らかにすれば当該申請拒否処分がされた理由を当該申請者においてその記載自体から了知できるから処分理由としては十分である。本件規定に基づく指定の性質は、これを受けることによって初めて就学支援金を受領し得る地位が創設されるから、その処分要件の適合性は申請者側において明らかにすべきものである。そうであるところ、本件不指定処分の通知書には本件規定が削除されたこと及び本件規程13条適合性が認められないことが明示されているから本件不指定処分に当たって明示されるべき処分の理由としては十分である。

ウ 行政手続法違反の取消事由非該当性

仮に、本件不指定処分が行政手続法6条及び7条に違反するものであると

しても、本件不指定処分における文部科学大臣の判断は不合理なものではなく、A朝鮮高級学校は実体的に本件規定に基づく指定を受けることができない外国人学校であるから、上記事由は本件不指定処分の違法を根拠付ける事由になるものではない。

(8) 争点8 (本件規定に基づく指定処分の義務付けの訴えの訴訟要件及び本案要件の具備の有無)

(原告の主張)

ア 前記(1)~(7)の(原告の主張)のとおり、本件不指定処分は、違法であり、取り消されるべきものである。そして、A朝鮮高級学校は、学校教育法に基づいて在日朝鮮人子女に対し高等普通教育に準ずる教育を施し、朝鮮人として必要な教養を高め、併せて朝・日両国民の親善に寄与し得る人材を育成することを目的としている。かかる学校の目的に基づき、同校では、授業は基本的に朝鮮語で行われ、カリキュラムは、朝鮮語、朝鮮史等の科目を除き、文部科学省の学習指導要領に準拠して作成されており、同校では、多くの部活動が盛んに行われている。このような同校での教育の結果、卒業生の多くは、大学又は専修学校に進学し、多方面にわたり社会で活躍している。以上のようなA朝鮮高級学校の教育内容等に照らすと、同校が本件規程の指定基準を満たすことは明らかであり、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」ということができる。そうすると、文部科学大臣は、速やかにA朝鮮高級学校について本件規定に基づく指定を行うべきであり、上記指定をしないことは文部科学大臣の裁量権の逸脱濫用となる。

イ したがって、本件規定に基づく指定処分の義務付けの訴えは適法であり、かつ、理由があるというべきである。

(被告の主張)

本件規定に基づく指定処分の義務付けの訴えは、行政事件訴訟法3条6項2号に規定するいわゆる申請型の義務付けの訴えと解されるところ、前記(1)~(7)の(被告の主張)のとおり、本件不指定処分は、適法であり、取り消されるべきものに当たらない。したがって、同訴えは、訴訟要件を具備せず、不適法である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提となる事実の後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 支給法制定の経緯等 (〈証拠略〉)

ア 高等学校等の後期中等教育段階の教育においては、義務教育と異なり憲法上無償が要求されるものではないことなどから受益者である生徒等に授業料等の負担を求めることが原則とされていた。しかし、①高等学校等における教育を受けるには授業料以外にも様々な費用を要し、保護者に相当な経済的負担が生じていることから進学意欲のある者が経済的理由で就学が困難となることがないよう教育費の負担軽減を図り教育の機会均等を確保することが喫緊の課題となっていたこと、②高等学校等は、その進学率が約98% (平成20年度学校基本調査) に達し、その教育の効果は広く社会に還元されるものとなっており、高等学校等の教育に係る費用について社会全体で負担していくことが適当であると考えられるようになっていたことなどの状況の変化に伴い、高等学校等の教育に係る費用を社会全体で負担するという考え方で施策を進めることが国民的要請となっていた。このような国民的要請に応え、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図りもって教育の機会均等に寄与することを目的として、平成22年3月31日、支給法が制定された。

イ 支給法は、公立高等学校については、生徒が負担する授業料による収入相当額の資金を国が地方公共団体に支給するなどして公立高等学校の授業料を徴収しないこととしたが、私立高等学校等については、建学の精神に基づいて特色ある教育を行っており、授業料設定も含め、その自主性を尊重する必要があることなどを考慮し、当該私立高等学校等に在学する生徒等に公立高等学校の授業料の額に相当する就学支援金を一律に支給することとしている。もっとも、支給法制定の目的を達するためには受給権者である生徒等個人に支給した就学支援金が授業料以外に流用されることを防止する必要があることなどから、私立高等学校等の設置者が受給権者である生徒等に代わって就学支援金を受領し、これを授業料債権の弁済に充当する仕組みとされている (支給法8条)。

(2) 本件規程の制定に至る経緯等

ア 支給法による就学支援金制度は、広く後期中等教育段階に属する生徒に係る教育費負担を軽減するためのものであることから、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び高等専門学校のほか、専修学校及び各種学校も対象とされるが、専修学校及び各種学校については、その教育内容等が多種多様であるため、高等学校の課程に類する課程を置くもの限り支給法の対象とされている。そして、どのような各種学校を高等学校の課程に類する課程を置くものとして支給法の対象とすべきかを判断するに当たっては、その基準や評価方法等について専門的、技術的検討を要するため、高等学校の課程に類する課程を置くものとして支給法の対象とするか否かは文部科学省令で定めるところによるものとされた。

イ 支給法2条1項5号の委任を受けて定められた本件規則1条1項は、高等学校の課程に類する課程を置くものとして支給法の対象となる各種学校を、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、①「高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの」(同号イ)、②上記①のほか、「その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの」(同号ロ)、③上記①及び②のほか、「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」(同号ハ、本件規定)と定めた。そして、前記のとおり、どのような各種学校が高等学校の課程に類する課程を置くものとして支給法の対象とすべきかを判断するに当たっては専門的、技術的判断を要する事柄であることから、平成22年5月26日、文部科学大臣の諮問機関として高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議 (検討会議) が設置され、各種学校が高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるために充たすべき基準、高等学校の課程に類する課程を置くものか否かを審査する体制、手続、方法等についての検討がされた。(〈証拠略〉)

ウ 検討会議は、同年8月30日付け「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」(報告)を公表した。同報告は、

基準の基本的考え方として、各種学校のうち外国人学校が高等学校の課程に類する課程を置くものに該当するかを判断する基準は、専修学校高等課程との均衡及び各種学校の実態の多様性を考慮し、専修学校高等課程に求められている水準を基本としつつ高等学校に求められている教育活動の水準も加味しながら策定することが適当であるなどとした上、上記の基準のポイントとなる事項として、①修業年限、教育課程及び教育水準、②教員の資格、③法令に基づく適正な学校の運営、④適正な学校の情報の提供及び公表を挙げ、それぞれについて高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるために各種学校が満たすべき内容を提示した。このうち、法令に基づく適正な学校の運営については、支給法では就学支援金は生徒等が在学する学校が代理受領して授業料に係る債権の弁済に充てることとされているから、本件規定に基づいて文部科学大臣の指定を受ける各種学校は、当該学校が就学支援金の管理を適正に行うとともに、学校教育法、私立学校法などの関係法令の諸規定を遵守していることは当然であり、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるための基準において、就学支援金の管理その他の法令に基づく学校の運営が適正に行われることを求めることが適当であるとした。

また、本件規定に基づく指定の可否は、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく教育上の観点から客観的に判断すべきものであることが政府の統一見解であることから、本件規定に基づく指定の可否に関する審査は、教育制度の専門家をはじめとする第三者が専門的な見地から客観的に行ってその意見を取りまとめた上、最終的には文部科学大臣の権限と責任で本件規定に基づく指定がされることが適当であるとした。(〈証拠略〉)

エ 文部科学大臣は、同年11月5日、上記報告を基本として本件規程を定めた。(〈証拠略〉)

オ 原告は、A朝鮮高級学校につき、同月27日付けで本件規定に基づく指定の申請をした。また、学校法人ABは、その設置するF(高等部)につき、同月30日までに本件規定に基づく指定の申請をし、学校法人ACは、その設置するH(高等部)につき、平成23年5月31日付けで本件規定に基づく指定の申請をした。Fは、トルコ人が中心となって平成15年に開設されたインターナショナルスクールであり、平成23年9月に高等部を開設する予定であつ

た。また、H(高等部)は、平成20年4月に開設された外国人学校であり、在日韓国人の生徒がほとんどを占めている。(〈証拠略〉)

カ 文部科学大臣は、本件規程15条に基づき、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される高等学校等就学支援金の支給に関する審査会(審査会)の意見を聴くこととし、平成23年7月1日、審査会を設置した。審査会は、本件規定に基づく指定等に関する意見を検討事項とし、本件規程に定める指定の基準に基づいて審査を行うものとされており、その庶務は文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室(支援室)が所管することとされた。(〈証拠略〉)

(3) A朝鮮高級学校の概要等

ア A朝鮮高級学校は、昭和41年3月3日に設置認可を受けた各種学校であり、学校教育法に基づき、同校に入学する在日朝鮮人子女に対し高等普通教育に準ずる教育を施し、朝鮮人として必要な教養を高め、併せて朝・日両国民の親善に寄与し得る人材を育成することを目的としている。平成22年度の同校の在籍生徒数は合計392名(第1学年124名、第2学年127名、第3学年141名)であり、その国籍は韓国籍233名、朝鮮籍152名、日本国籍7名である。(〈証拠略〉)

イ A朝鮮高級学校では、学習指導要領に示されている教科及び特別活動が概ね実施されているが、学校の目的から、朝鮮語が国語とされ、英語と日本語が外国語とされている。また、授業は基本的に朝鮮語で実施されており、学習指導要領には対応する科目がない「現代朝鮮歴史」が必修科目とされている。(〈証拠略〉)

ウ A朝鮮高級学校からは、国公立大学、私立大学、短期大学などにより個別入学資格(学校教育法施行規則150条7号、183条3号)を認められた者が、平成21年において合計102名(日本の大学42名、R37名、専門学校23名)いる。また、A朝鮮高級学校では、100%に近い生徒が部活動に参加しており、ラグビー部が全国選抜大会で準優勝し、吹奏楽部が全国高校野球選手権大会開会式・閉会式で演奏するなど、部活動等を通じて他の学校等との交流も行われている。(〈証拠略〉)

エ 全国各地の朝鮮高級学校では共通の教科書が使用されており、その編

纂は、朝鮮高級学校の教員が多数を占める教科書編纂委員会において行われている。この教科書編纂委員会は、従前の教科書では、B中央常任委員会内の組織と記載されていたが、現在の教科書では、E内の組織と表示されている。もっとも、Eについては、BのホームページにおいてB関連事業体とされる一方、学校法人Pの寄附行為では、同学園の一部門とされている。(〈証拠略〉)

オ 朝鮮高級学校の現代朝鮮歴史の教科書では、教科書の改訂により「日本当局は『拉致問題』を極大化し」との記述が削除され拉致問題に関する記述がなくなったものの、A朝鮮高級学校では、プリント教材を使用して拉致問題を授業で取り扱っている。また、朝鮮高級学校の現代朝鮮歴史の教科書では、1998年の北朝鮮によるミサイル発射が人工衛星の打ち上げと記述されているものの、A朝鮮高級学校では、プリント教材を用いて日本政府等の見解を教えている。さらに、朝鮮高級学校の朝鮮歴史等の教材では、竹島を「独島」と、日本海を「朝鮮東海」などと記述されているものの、A朝鮮高級学校では、日本政府の見解についても併せて教えている。

もっとも、朝鮮高級学校の教科書には、「敬愛する金日成主席様」など、特定の政治指導者について敬称等を用いて記述する部分(「現代朝鮮歴史」の教科書)、「敬愛する金正日将軍様を、国防委員長として高く仰ぎお仕えしていることは、わが祖国と人民の大きな栄光であり幸福である。」などの当該政治指導者を賞賛する趣旨の記述(「社会」の教科書)、「祖国の人民は誰もみな社会的人間の本性的要求と社会主義の理念に合う政治思想生活、物質経済生活、文化道徳生活を享受しており、これは、人民大衆中心の我が共和国の本質的優位性を明らかにみせてくれる。」などの北朝鮮の社会主義理念及び国家の発展を賛美する記述(「社会」の教科書)、「朝鮮でヤンキーたちはヒトラーさえも遙かに凌駕した。」などの反米的な記述(「現代朝鮮歴史」の教科書)、「李承晩が米国に唆されて北朝鮮に砲撃を加え朝鮮戦争に拡大した旨の歴史的事象を一面的に表現した記述(「現代朝鮮歴史」の教科書)などがある。また、朝鮮高級学校では、国語科(朝鮮語)及び社会科の教育内容については北朝鮮の学者等の意見を取り入れるためにBの協力を得ている。

(〈証拠略〉)

(4) 朝鮮学校に関する新聞報道等

ア 国内の新聞報道

(ア) 平成22年2月11日の産経新聞において、政府筋による話として、北朝鮮が昭和30年代前半からほぼ毎年延べ150回以上にわたり朝鮮学校に合計約460億円の資金提供をし、平成21年には約2億円の資金提供をした旨が報道された。(〈証拠略〉)

(イ) 平成22年2月21日の産経新聞において、朝鮮学校で学費納入時にB傘下団体の活動費を同時に徴収していたこと、Bが学校行事で寄付名目で保護者らから多額の資金を集めていたことが明らかとなった旨が報道された。(〈証拠略〉)

(ウ) 同年3月11日の産経新聞において、朝鮮労働党の対南工作部署に所属していた元幹部の話として、朝鮮学校で使用されている教科書には故金正日氏の決裁が必要である旨が報道された。(〈証拠略〉)

(エ) 同年8月5日の産経新聞において、B関係者による話として、朝鮮高級学校に対する支給法適用を検討するために平成22年7月上旬に実施された文部科学省の視察に合わせて、①Bが朝鮮高級学校に対して金日成及び金正日を礼賛する「現代朝鮮歴史」などの歴史授業を視察当日のカリキュラムから外すこと並びに金日成及び金正日の肖像画を職員室及び校長室から撤去することを指示したこと、②金日成の業績を称える図書資料が収められている部屋を施錠したことなどが報道された。(〈証拠略〉)

(オ) 同年9月26日のMSN産経ニュースにおいて、B関係者への取材で判明したとして、①朝鮮学校の生徒のうちBの幹部等の子女についてはBが学費と同程度の額を教育手当として拠出し学校側が会計上で学費と相殺する形で処理することにより実質的に学費が免除されていること、②朝鮮高級学校が支給法の対象となった場合には免除者分も就学支援金が支給され、実質的にB側の利益になる可能性があることなどが報道された。(〈証拠略〉)

(カ) 平成23年10月26日の産経新聞において、朝鮮学校の校舎や敷地がBの関連する金融機関の債務の担保などになっており、そのうち高級学校を含む13校の校舎及び敷地が、同金融機関の破綻を受けて、整理回収機構から仮差押えを受けたこと、そのためAD学校及びAE学校は支給法の対象から外れ

る可能性があることが報道された。(〈証拠略〉)

(キ) 同年11月1日の産経新聞において、元B関係者が「東京都から理事会議事録の提出を求められた際、理事でもない同僚が上からの指示で過去まで遡って議事録を書き、提出した」旨を述べたとして、朝鮮学校を運営する準学校法人の理事会の議事録をBが偽造した旨が報道された。(〈証拠略〉)

(ク) 同月18日の産経新聞において、B直轄組織である教育会の元幹部の話として、朝鮮学校への自治体からの補助金を教育会が管理しており、Bに流用され、Bが補助金を担保に在日朝鮮人金融機関である朝銀信用組合から借入れをすることもあった旨が報道された。(〈証拠略〉)

(ケ) 平成24年10月17日の東京新聞において、B関係者の話として、Bが傘下の団体や朝鮮高級学校等の教室や教職員室に掲げる金日成主席及び金正日総書記の肖像画を新しい肖像画「太陽像」に同月中に交換するよう指示した旨が報道された(〈証拠略〉)。

(コ) 平成27年6月13日の産経新聞において、神奈川県が朝鮮学校に通う生徒等に直接支給している学費補助金につき、Bと関係が深いとされる教育会が保護者に対して学費補助金を教育会に納付するよう求めて納付させるケースがあった旨が報道された。(〈証拠略〉)

イ 国外の新聞報道等

(ア) AF (以下「AF」という。) 発行の平成22年3月17日のAF新聞において、朝鮮学校で使用している現代朝鮮史の教材の全ての記述に金日成・金正日の功績が含まれるなど朝鮮学校では金日成一族や北朝鮮の制度を礼賛する思想教育が行われていること、このような思想教育の問題は朝鮮学校の上部団体がBであり、人事や配置までBの指示を受けるという「垂直支配」に起因していることなどが報道された。(〈証拠略〉)

(イ) 平成23年1月1日のAF新聞において、「救え！北朝鮮の民衆／緊急行動ネットワーク」の代表が、「朝鮮学校は、金日成一金正日親子へ忠誠の電文を送るという思想・政治運動を学校ぐるみで展開している」として自治体による朝鮮学校への補助金支出に反対の姿勢を示した旨が報道された。(〈証拠略〉)

(ウ) 平成24年4月4日の朝鮮労働党機関紙である「労働新聞」において、

Bは北朝鮮の堂々たる海外同胞組織であり、在日朝鮮学校はBの組織が運営する合法的な民族教育機関である旨が掲載された。(〈証拠略〉)

(エ) B中央常任委員会が平成3年に発行した書籍には、「朝鮮学校の管理運営は、Bの指導のもとに、教育会が責任をもって進めている。」との記載がある。(〈証拠略〉)

(オ) Bのホームページ上では、平成24年3月1日時点において、「朝鮮学校の管理運営は、Bの協力のもとに、教育会が責任をもって進めている。」と記載されていたが、原告らから訂正の申入れがされ、上記記載は平成28年10月14日までに削除された。

また、Bのホームページ上では、民族教育に関し、「Bは、すべての同胞の民族的尊厳を守り、彼らが朝鮮人の魂をもって堂々と生きていけるように民族教育事業と文化啓蒙活動を繰り広げている。」「Bと在日同胞は、幼稚園から初級学校、中級学校、高級学校、大学校にいたる120余校の各級学校を日本各地に設立して、在日同胞子女に民主主義的民族教育を実施している。」などと記載されている。(〈証拠略〉)

ウ 関係団体からの申入書

(ア) 北朝鮮によるG会(G会)及びAG会(以下「AG会」という。)は、平成22年8月25日付けで文部科学大臣に提出した「朝鮮学校への国庫補助に反対する要請文」において、拉致問題への悪影響などに関する十分な議論がされていない現段階での朝鮮学校への国庫補助決定に強く反対するとして、国庫補助の実施は北朝鮮に対して拉致問題で日本が軟化したという間違ったメッセージとなる危険が大きいとし、①朝鮮学校の生徒らは、学内で組織運営されているD(以下「D」という。)という政治組織に全員加盟して北朝鮮の金正日政権を支える政治活動に参加している、②金正日政権は平成21年夏以降、「拉致問題はすでに決着したという立場で日朝国交を促進せよ。」と指令を出し、これを受けてBはDを通じて世論喚起のデモや集会に朝鮮学校生徒を動員している、③朝鮮学校は純粋な教育機関ではなく拉致被害者をいまだに返さない朝鮮労働党の日本での工作活動拠点であるなどと主張している。(〈証拠略〉)

(イ) AF中央本部は、平成22年7月27日付けで文部科学大臣に提出した「朝

鮮学校『高校無償化』に関する申し入れ書」及び平成24年2月13日付けで文部科学大臣に提出した「朝鮮高級学校『高校授業料無償化・就学支援金支給制度』についての申し入れ書」において、朝鮮高級学校を支給法の対象とすることには慎重を期する必要があるとした上、朝鮮高級学校は運営面においても教科内容の面においても、教育全般面においてもBの指導を通じ北朝鮮政府の完全なコントロール下にあり、日本社会一般の常識を遥かに超えるような教育及び指導が行われているなどと主張している。(〈証拠略〉)

エ 公安調査庁作成の「内外情勢の回顧と展望」の記載内容

公安調査庁作成の「内外情勢の回顧と展望」には、平成21年から平成25年までの間、Bに関して、概要、次のような記述がされていた。

(ア) 平成21年

Bは、北朝鮮建国60周年に際し、各階層別の代表団を総勢数百人規模で北朝鮮に派遣し祝賀行事に参加させ、上記代表団の一部は朝鮮労働党幹部から思想教育の徹底などを図るよう指導を受けた。(〈証拠略〉)

(イ) 平成22年

Bは、朝鮮人学校での民族教育を愛族愛国運動の生命線と位置付けており、学年に応じた授業や課外活動を通して、北朝鮮・Bに貢献し得る人材の育成に取り組んでいる。朝鮮人学校では、一律にB傘下事業体「E」が作成した教科書を用いた朝鮮語での授業を行っており、例えば、高級部生徒用教科書「現代朝鮮歴史」では、北朝鮮の発展ぶりや金正日総書記の先軍政治の実績を称賛しているほか、Bの活動成果などを詳しく紹介している。Bは、このほか、教職員や初級部4年生以上の生徒をそれぞれBの傘下団体であるC(以下「C」という。)やD(D)に所属させ、折に触れ金総書記の偉大性を紹介する課外活動を行うなどの思想教育を行っている。(〈証拠略〉)

(ウ) 平成23年

Bは、就学支援金の支給に関する対策委員会を設置し、主として朝鮮人学校教職員・生徒らを前面に出して支給法適用を求める世論の幅広い喚起に努め、日本政府や政界関係者への要請活動などを継続的に実施するとともに、国連人権理事会などの国際機関に対して「適用除外は人権侵害・差別」などと訴えた。(〈証拠略〉)

(エ) 平成24年

Bは、思想教育と組織拡大を両輪とした活動を引き続き展開し、多数の在日韓国・朝鮮人と関わりを有する朝鮮人学校を活動の拠点と位置付け、「同胞再発掘運動」の活発化に努めていくものとみられる。(〈証拠略〉)

(オ) 平成25年

Bは、朝鮮人学校の生徒への支給法の適用を実現すべく諸活動に取り組んできたところ、平成24年2月から3月までの間、日本人支援者らを前面に出して支給法の適用を求める集会等を集中的に実施し、同年7月から9月までの間には、朝鮮人学校の教職員、生徒らを動員して各地で街頭宣伝活動を繰り広げた。(〈証拠略〉)

オ 公安調査庁長官等の国会における答弁

公安調査庁長官は、平成22年11月17日の参議院予算委員会において、朝鮮学校とBの関係につき、Bの影響は、朝鮮人学校の教育内容、人事、財政に及んでいる旨答弁した。そして、警察庁長官官房審議官は平成24年11月7日の衆議院文部科学委員会において、公安調査庁次長は平成26年6月13日の参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会において、それぞれ上記と同趣旨の答弁をした。(〈証拠略〉)

カ 学校法人Tに関する判決及び学校法人Pの運営上の問題点を指摘した報告書

(ア) 平成9年から平成10年にかけて行われたUの学校法人T等に対する各貸付けに係る貸金債権を譲り受けた整理回収機構が、学校法人T等に対してその返済等を求める訴訟を広島地方裁判所に提起し、一部認容判決がされたが、同判決では、上記貸付け当時の学校法人Tの運営等につき、①学校法人Tの実印は、朝鮮学校の日常の管理運営を行っていた教育会の金庫で保管されており、金庫の鍵は経理担当者が持っていた、②Uと学校法人Tは、B広島県本部の強力な指導の下にある傘下組織のようになっていた、③学校法人Tが学校法人の形態をとったのは日本社会において行政上の便宜等を受けるためであり、学校の日常的な管理運営は学校単位で設けられている教育会が行っていると学園関係者は認識していた、④数億円の債務負担を伴うような土地購入等の場合にも理事会が開かれることはなかった、⑤学校法人Tにお

いて理事会の議事録を作成していたのは、理事会に関与していない司法書士であり、議事録もその一部には押印がないなど杜撰な体裁のものであったなどの事実が認定されている。(〈証拠略〉)

(4) 東京都は、平成7年度に私立外国人学校に対する教育運営費補助制度を創設し朝鮮学校に対しても補助金を交付してきたが、朝鮮学校を支給法の適用対象とするか否かの議論を契機として、朝鮮学校とBとの密接な関係性等について疑義が提示され、平成22年度以降は、朝鮮学校を上記制度に基づく補助金の支給対象から除外している。このような状況の下、東京都は、朝鮮学校に対する教育運営費補助制度に基づく補助金交付の当否を判断するため、平成23年12月から平成25年10月までの間、朝鮮学校の学校運営全般について調査した。同年11月に取りまとめられた上記の調査結果では、学校法人Pが設置する東京都内の朝鮮学校において不適切な財産管理が見られたなどとされ、具体的な事例として、①B支部等の事務所が入居する建物がQ学校の敷地内に存在しているという事例、②RのグラウンドがB事業体企業の朝銀信用組合に対する負債のため担保提供され、当該グラウンドについて競売開始決定がされたため、学校法人Pが上記企業の債務の一部を弁済したという事例などが指摘された。(〈証拠略〉)

(5) 本件規定に基づく指定の可否の審査手続の状況

ア F(高等部)及びH(高等部)の審査の状況

(7) 審査会は、平成23年7月1日及び同月20日、F(高等部)の本件規程の基準適合性を審査し、同校を設置する学校法人ABでは、私立学校法に基づく、理事会の開催、財務諸表の作成等が行われているほか、Fを所管する都道府県への確認により、直近5年間において教育基本法、学校教育法等の法令に違反していることを理由とする指導・勧告等を受けたことがないことが判明したとして、F(高等部)の本件規程13条適合性を認めた。そして、この審査結果を受けて、文部科学大臣は、同年8月30日、同校につき、本件規定に基づく指定をした。(〈証拠略〉)

(4) 審査会は、同年7月1日、同月20日及び同年11月2日、H(高等部)の本件規程の基準適合性を審査し、同校を設置する学校法人ACでは、私立学校法に基づく、理事会の開催、財務諸表の作成等が行われているほか、H

を所管する都道府県への確認により、直近5年間において教育基本法、学校教育法等の法令に違反していることを理由とする指導・勧告等を受けたことがないことが判明したとして、H(高等部)の本件規程13条適合性を認めた。そして、この審査結果を受けて、文部科学大臣は、同年12月2日、同校につき、本件規定に基づく指定をした。(〈証拠略〉)

イ 朝鮮高級学校の審査の状況

(7) 審査会は、同年11月2日、本件規定に基づく指定の申請を行った朝鮮高級学校の本件規程の基準適合性を審査したが(第4回審査会)、いずれの朝鮮高級学校についても、当該学校を設置する準学校法人では財産目録、財務諸表等が作成され、理事会等も開催されており、平成19年4月から平成23年9月までの間に所轄庁である都道府県知事から、教育基本法、学校教育法等の法令に違反することを理由とする行政処分等を受けたことがなかった。このうち、原告及びA朝鮮高級学校については、その所轄庁である大阪府知事が、平成19年4月から平成23年9月までの間、3年に1度を基本として必要に応じて随時、立入検査等を実施し、上記期間内の直近では平成22年1月から平成23年7月に立入検査等を実施しており、大阪府知事の立入検査等では、法人・学校の運営状況並びに会計処理及び計算書類の作成の有無や、補助金の交付要件となっている事項(日本の学習指導要綱に準じた教育活動、財務情報の一般公開、特定の政治団体と一線を画すこと、特定の政治指導者の肖像画を教室から外すこと)の有無が検査されたが、A朝鮮高級学校について、教育基本法等の法令に違反することを理由とする行政処分等は行われなかった。もっとも、審査会は、朝鮮学校については前記(4)の新聞報道等がされていたことから、朝鮮高級学校がBから教育基本法16条1項の「不当な支配」を受けているかを引き続き検討する必要があるとして、過去の報道内容等に関する調査確認を行うこととし、支援室において、以下のような調査確認等が行われた。(〈証拠略〉)

a 支援室は、平成23年11月9日付けで、朝鮮高級学校に対し、①「教科書内容の変更には北朝鮮本国の決裁が必要である」旨の報道は事実か、②教育内容についてBの指導を受けることがあるか、③C及びDに生徒及び教員が自動的に加入することになっているか、生徒及び教員がどのような活動に

参加しているか、④Bが各朝鮮学校に対して教職員への思想教育の強化を指示する旨の文書が配布されたか、⑤役員にBや関連団体の役職員がいるか、⑥「校長人事は金正日総書記の決裁が必要である」旨の報道は事実か、⑦Bのホームページには「朝鮮学校の管理運営は、Bの協力のもとに、教育会が責任をもって進めている。」との記載があるが、教育会が学校運営に関与しているかなどについて照会した。これに対して、朝鮮高級学校は、概要、次のとおり回答した。すなわち、①については、報道内容は事実ではない、②については、教育内容についてBの指導を受けることはない、③については、C及びDに生徒や教員が自動的に加入することなく、Cは教員の研修・福利厚生のための組織であり、Dは生徒会としての活動を行う組織である、④については、そのような文書が配布された事実はない、⑤については、寄附行為に則って役員を選任しており、保護者等がB関係者であるためB関係者が役員となることはあるが、その場合には寄附行為に掲げている学園の理念を遵守し理事会の決定に従うことを条件としている、⑥については、報道内容は事実ではない、⑦については、Bのホームページの記載は学校法人として認可される以前の状況を記載したものであり、教育会は、教職員、や保護者等が会員となって学校運営のための寄付金集め等を行う組織であって、学校法人としての意思決定は理事会が行っているなどと回答した。(〈証拠略〉)

b 支援室は、北朝鮮から朝鮮学校に対する資金提供がされている旨の報道に関し、過去5年間における朝鮮高級学校とBとの収支を確認したところ、各校のB又は教育会からの寄付は合計年100万円程度であったことが判明した。(〈証拠略〉)

c 支援室は、学費納入時にBの傘下団体の活動費を同時に徴収している旨の報道に関して朝鮮高級学校に確認したところ、一部の学校(A朝鮮高級学校は含まれない。)では、Dの活動費(月数百円)を授業料と共に徴収していることが確認された。(〈証拠略〉)

d 支援室は、Bが幹部及び職員に対して教育手当を支給することとした上、実際には当該教育手当を幹部及び職員ではなく朝鮮学校に支給し朝鮮学校において幹部及び職員の子の学費と受領した教育手当とを相殺処理をしており、これらの子についても就学支援金が支給されればBの利益になる可能

性がある旨の報道に関し、学費の免除の有無等について朝鮮高級学校に確認したところ、W学校においてB専従者及び学校職員の子の学費を全額免除していることが確認された。(〈証拠略〉)

e 支援室は、平成23年11月10日から28日までの間、実地調査として朝鮮高級学校の授業視察を実施し、高校3年生の現代朝鮮歴史等の授業を視察したが、特に懸念される様子は見当たらなかった。(〈証拠略〉)

(i) 審査会は、同年12月16日、朝鮮高級学校の本件規程の基準適合性について審査したが(第5回審査会)、結論は出ず、引き続き、審査を進めていくこととされ、支援室において、朝鮮学校に関する報道内容の確認等を行った。しかし、支援室の調査によっても、朝鮮学校についての報道内容のうち、①理事会が開催されず、議事録が偽造されていること、②Bが朝鮮学校に対する補助金を流用し財務諸表に虚偽記載をしていること、③教育会がBの直轄組織であり朝鮮学校を運営していることについてはいずれもそのような事実は確認されず、むしろ、教育会については、保護者、学校卒業生等で構成される組織であり学校への寄付金の募集等の支援を行うものであることが明らかとなった。また、過去5年間における朝鮮高級学校の収支を確認した結果、学校からBに対して寄付等を行っている事実は確認できず、他方、Bから寄付を受けている事実があることは確認されたものの、その額の学校収入に占める割合はわずかであることが判明した。さらに、前記のとおり、学校法人Tにおいては、整理回収機構との訴訟の判決中で理事会が開催されていないことや学校法人TがBの強力な指導の下にあったなどの事実が認定されていたが、現時点で同様の問題があることは確認されなかった。(〈証拠略〉)

(ii) 審査会は、平成24年3月26日、朝鮮高級学校の本件規程の基準適合性について審査したが(第6回審査会)、この日も結論は出ず、引き続き審査を進めていくこととされ、以下のとおり、支援室において、朝鮮学校に関する報道内容の確認等を行った。(〈証拠略〉)

a 支援室は、同月30日付けで、朝鮮高級学校に対し、①「全国の朝鮮初中級学校から選抜された生徒約100人が1～2月に北朝鮮を訪問し、故金正日氏、金正恩氏への忠誠を誓う歌劇を披露していた」旨の報道が事実であるか、②金正恩の肖像を教室内に掲示しているか、また、掲示について検討してい

るか、③「故金正日氏の葬儀について、朝鮮学校の施設が使用され、生徒の動員が行われた」旨の報道が事実であるかなどについて照会した。これに対して、朝鮮高級学校は、概要、①については、一部の学校は、参加していないと回答し、生徒等が参加したと回答した学校も、参加は学校行事とは関係なく参加する生徒、保護者の自由意志による訪問であるなどと回答した（原告は、A朝鮮高級学校の生徒については参加していないが、原告の設置する他の施設の生徒等は自由意志に基づき参加した旨回答した。）。また、②については、どの学校も、掲示しておらず、掲示について検討もしていないと回答し、③については、一部の学校は学校の施設は使用されていないと回答し、学校の施設が使用されたと回答した学校（A朝鮮高級学校もこれに含まれる。）も、学校行事ではなく、追悼行事のため組織された追悼委員会からの使用の申込みにより貸したものであり、生徒に対し出席の指示等も行っていないなどと回答した。（証拠略）

b 支援室は、同年8月24日、朝鮮高級学校に対し、同年6月18日付けの「今月5～7日に全国の朝鮮学校長を対象に開かれた講習には、校長69人が出席し、J議長が『金正恩指導体系が確立されるよう確実に教育せよ。』と指示した」旨の新聞報道に関して、同月5日から7日までの間に開催されたB又は他の団体による講習会に朝鮮高級学校の校長その他の教員が参加した事実の有無、教育内容に関して特定の示唆を受けた事実の有無などについて文書により照会した。これに対し、朝鮮高級学校は、概要、AH会が主催するAI会に校長又はその代理者が参加したこと、教育内容に関して特定の示唆を受けることはなかったことを回答した。（証拠略）

(e) 審査会は、同年9月10日、朝鮮高級学校の本件規程の基準適合性を審査したが（第7回審査会）、この日も結論は出ず、引き続き審査を進めていくこととされ、以下のとおり、支援室において、朝鮮学校に関する報道内容の確認等を行った。（証拠略）

a 支援室は、同年10月5日、朝鮮高級学校に対し、「朝鮮高級学校から2～3人ずつ選ばれた生徒がDの代表団として、教員やR生らと8月23日～9月1日に平壤を訪問し、金正恩第1書記に忠誠を示す行事に参加した」旨の報道に関して、当該行事である青年節慶祝大会への生徒、教員の参加の有無、

生徒による決議文読み上げの有無、Bの関与の有無などについて文書により照会した。これに対して、A朝鮮高級学校は、概要、生徒1名、教員1名が参加したものの、金第1書記名による参加指示はなかったこと、希望者が個人的に参加したものであり学校として参加の指示はしていないことを回答した。（証拠略）

b 支援室は、同年10月19日、朝鮮高級学校に対し、「Bが故・金日成主席、金正日総書記の肖像画を新しい肖像画『太陽像』に10月中に交換するよう指示した」旨の新聞報道に関して、B等からの新たな肖像画の購入に関する案内又は指示の有無などについて照会した。これに対し、A朝鮮高級学校は、そのような指示はなく、購入しない旨を回答した。（証拠略）

(f) 以後、審査会は開催されず、下村文科大臣は、審査会の結論を得ないまま、平成25年2月20日、本件不指定処分をした。

(6) 朝鮮高級学校への支給法適用を巡る政治的状況等

ア 平成21年夏の衆議院選挙により自民党から民主党への政権交代が生じ、内閣総理大臣となった鳩山由紀夫は、第173回国会における所信表明演説で高校の実質無償化を進める旨を述べた。これを受けて、支給法案が政府提出法案として国会に提出され、衆議院及び参議院による審議が行われた。（証拠略）

イ 当時野党であった自民党は、支給法案自体への反対に加えて、朝鮮学校は本国である北朝鮮が強く関与する学校であり北朝鮮の体制を支えるための思想教育機関である、朝鮮学校を支給法の適用対象とすることは北朝鮮に対して拉致問題について我が国が軟化したとの誤ったメッセージを与える危険があるなどとして朝鮮学校を支給法の適用対象とすることについても反対し、自民党の下村議員は、平成22年3月に開催された衆議院の文部科学委員会において、北朝鮮との間には拉致問題や核問題等の重要な課題が存在しており北朝鮮に対する経済制裁を行っている中で朝鮮高級学校に支給法を適用することは結果的には北朝鮮に対する資金援助にもつながりかねず慎重であるべきである旨発言した。

これに対して、川端達夫文部科学大臣等の政府関係者は、外国人学校の取扱いについては外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の

観点から客観的に判断すべきであるとするのが政府の統一見解であり、朝鮮高級学校が支給法の適用対象となるかについても、上記の観点から、高等学校の課程に類する課程として位置付けられるものといえるかにより判断される旨を述べた。(〈証拠略〉)

ウ 平成22年3月31日に支給法が公布されたが、G会及びAG会は、同年8月4日、連名で、「朝鮮学校への国庫補助を拙速に決めることに反対する声明」を発表した。また、AJ会は、同月5日、「朝鮮学校無償化の政府方針に抗議する声明」を発表した。(〈証拠略〉)

エ 原告は、平成22年11月27日付けで、A朝鮮高級学校につき本件規定に基づく指定の申請をした。しかし、その直前である同月23日、北朝鮮による韓国延坪島砲撃事件が起きたため、高木文部科学大臣は、菅首相の指示に基づき、朝鮮高級学校について本件規定に基づく指定の可否を審査する手続を一旦停止した。

オ G会の事務局長は、平成23年1月19日、自民党政調会文部科学部会に出席し、北朝鮮が拉致被害者の帰国のために誠実な対応をしていない現状で北朝鮮労働党傘下のB本部に支配される朝鮮学校に公的資金を投ずることは北朝鮮に誤ったメッセージを送ることになるなどと主張し、朝鮮高級学校に通う生徒に対する就学支援金支給に強く反対した。(〈証拠略〉)

カ 菅首相は、北朝鮮が、韓国延坪島砲撃事件以後、当該事件の砲撃に匹敵するような軍事力を用いた行動をとっていないことから平成24年7月には南北間及び米朝間の対話が行われるなど北朝鮮と各国との対話の動きが生じていることを踏まえ、事態は上記の砲撃以前の状況に戻ったと総合的に判断できるとして、平成23年8月29日、高木文部科学大臣に対し審査手続を再開するよう指示した。(〈証拠略〉)

キ これに対し、自民党は、同月31日、朝鮮高級学校に対する本件規定に基づく指定の可否の審査手続の再開について、北朝鮮の外交政策・拉致問題の解決に対して誤ったメッセージを送るものであるとして、その再開を直ちに撤回するよう求めることなどを内容とする決議を行った。(〈証拠略〉)

ク また、下村議員(当時の自民党のシャドウキャビネットの文部科学大臣)は、同年9月13日頃、朝鮮高級学校の高校授業料無償化についてのイン

タビューにおいて、①朝鮮高級学校に対する本件規定に基づく指定の可否の審査手続を再開することは、北朝鮮の拉致問題について我が国が軟化したとの誤ったメッセージとなるばかりか、外交問題に発展しかねない、②朝鮮学校はBの下部組織であり、朝鮮学校では反日教育及び北朝鮮の意向に沿った人材育成が行われているのであって、そのような学校に国民の血税を投入することは到底認められない、③本件規程によれば教育内容を基準とせずに外形的な条件を満たせば朝鮮高級学校も本件規定に基づく指定がされることになるため、上記指定の可否の審査手続が再開されれば朝鮮高級学校は事実上無償化の対象となってしまうなどと発言した。(〈証拠略〉)

ケ 義家議員(当時の自民党のシャドウキャビネットの文部科学大臣)は、平成24年11月12日のテレビ番組において、①現行の支給法及び本件規則では朝鮮高級学校が支給法の対象となること、②朝鮮高級学校を支給法の適用対象とするかは拉致問題を含む国家間の問題であること、③朝鮮高級学校に対する本件規定に基づく指定を阻止するためには本件規則を法律に格上げして本件規定を削除するという方法があり、そのような内容の議員立法を既に準備していることなどを発言した。そして、義家議員は、同月16日、本件規則1条1項2号イないしハのうち同号イ及びロのみを法律に規定した上、同号ハのみを削除するという内容の支給法改正法案を参議院に提出した。(〈証拠略〉)。

コ 平成24年11月16日に衆議院が解散されたことにより上記支給法改正法案は廃案となったが、上記解散後の衆議院議員選挙により自民党が勝利し、同年12月26日、安倍晋三内閣が発足した。そして、同内閣の文部科学大臣となった下村議員は、同月28日の記者会見において、①朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、Bと密接な関係にあって教育内容、人事及び財政にその影響が及んでいること等から、現時点で朝鮮学校に支給法を適用することは国民の理解が得られず、本件規定に基づく指定をしない方向で進めたい旨の提案を安倍晋三首相にしたところ、同首相からその方向で進めていただきたい旨の指示があったこと、②野党時代に自民党の議員立法として国会に提出した支給法改正案と同趣旨の改正を本件規則の改正により行うこと、③各種学校が高等学校の課程に類する課程を置くものか否かは外交上の配慮

により判断しないとする民主党政権時の政府統一見解は当然廃止することなどを述べた。(証拠略)。

サ 文部科学省は、平成24年12月28日から平成25年1月26日までの間、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令(本件省令)の案についてパブリックコメント(意見公募手続)を実施した。上記手続では、本件省令につき、拉致被害者が帰ってきていないので朝鮮学校に就学支援金を支給すべきでないなどとする賛成意見がある一方で、拉致問題などの政治的理由によって朝鮮学校を支給法の適用対象から外すのは差別であるなどとする反対意見もあったが、文部科学省は、上記意見に対し、外交上の配慮などにより判断しないとの民主党政権時の政府統一見解は撤回するとした上、朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、Bとの密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、本件規定に基づく指定には国民の理解が得られないとの観点から本件規定を削除する旨の意見を述べた。(証拠略)

シ 下村文科大臣は、平成25年2月20日付けで公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令(本件省令)を制定して本件規定を削除した。そして、下村文科大臣は、同日付けで、原告に対し、①本件規定を削除したこと及び②A朝鮮高級学校の本件規程に定める指定の基準への適合性を審査したが本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったことを理由に、A朝鮮高級学校について本件規定に基づく指定をしない旨の処分(本件不指定処分)をした。(証拠略)

ス 下村文科大臣は、平成25年5月24日の定例記者会見において、朝鮮高級学校について本件規定に基づく指定を行わなかったのは、朝鮮学校がBと密接な関係にあり、教育内容、人事及び財政にその影響が及んでいることなどから法令に基づく適正な運営が行われているとの確証が得られなかったためであるなどと述べた。(証拠略)

セ 下村文科大臣は、平成26年7月15日の定例記者会見において、朝鮮学校が支給法の適用対象とならないのは朝鮮学校が政治的にも教育的にもBの

影響下に入っているということが教育基本法の趣旨に合致しないからであることなどを述べた。(証拠略)

(7) 大阪府によるA朝鮮高級学校に対する補助金決定等

大阪府は、平成24年3月、それまで原告に支給されてきた補助金(私立外国人学校振興補助金)について、原告又はA朝鮮高級学校が、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱において補助金交付の要件とされている「特定の政治団体が主催する行事に学校の教育活動として参加していないこと」に該当しているとの確証が得られないとして、原告からの補助金申請に対して不交付決定をした。これに伴い、大阪市も、平成24年3月、大阪府の補助金交付の対象となっていないとして、補助金(義務教育に準ずる教育を実施する各種学校を設置する学校法人に対する補助金)の不交付決定をした。(証拠略)

2 争点1(本件規定の削除の違法性の有無)について

(1) 前記認定事実(1)アのとおり、支給法は、高等学校等の後期中等教育段階の学校において教育を受けるには様々な費用を要し、保護者に相当な経済的負担が生じていることから進学意欲のある者が経済的理由で就学が困難となることのないよう教育費の負担軽減を図り教育の機会均等を確保することが喫緊の課題となっていたなどの状況を受けて、国の財政的負担において高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り後期中等教育段階における教育の機会均等に寄与することを目的とするものである。支給法2条1項5号が支給法の適用対象となる各種学校を「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に限っているのは、各種学校には教育内容、教育水準、教育形態、規模等において多種多様なものが存在しており、全ての各種学校が上記のような支給法の目的に合うものではないことから、国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育段階における教育の機会均等の確保の見地から妥当と認められる各種学校のみを支給法の適用対象とするためであると解される。そして、いかなる各種学校が上記のような各種学校に該当するかの判断には教育上の観点からの専門的、技術的検討を要することから、同号は、「高等学校に類する課程を置くもの」と認められる各種学校の範囲の確定を上記の専門的、技術的検討をすることができる文部科学大臣に委ね、

同大臣の制定する文部科学省令に委任したものと解される。そうすると、文部科学大臣が文部科学省令において同号所定の「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に該当する各種学校の範囲をどのように定めるかについては上記の専門的、技術的な観点からの一定の裁量権が認められるものの、上記の文部科学省令の制定は同号の委任の趣旨を逸脱しない範囲内においてのみ許されるものである。

(2) そこで、下村文科大臣が本件省令を制定して本件規定を削除したことが支給法2条1項5号の委任の趣旨を逸脱するものかについて検討するに、前記認定事実(6)のとおり、①下村議員は、自民党が野党であった平成22、23年当時、拉致問題の解決のために北朝鮮に経済制裁を行っている中で朝鮮学校を支給法の適用対象とすれば拉致問題について我が国が軟化したとの誤ったメッセージとなること、朝鮮学校が北朝鮮及びその下部組織であるBと密接な関係にあってその影響を受けていることなどを理由として、朝鮮学校を支給法の適用対象とすることに反対する立場を取っており、本件規程の基準により本件規定に基づく指定の可否を審査した場合には朝鮮高級学校は支給法の適用対象となってしまうと考えていたこと（前記認定事実(6)イ及びク）、②下村議員と政治的意見を同じくする義家議員は、朝鮮高級学校を支給法の適用対象とするかは拉致問題を含む国家間の問題であるなどとして本件規定を削除する内容の支給法改正案を提出したこと（同ケ）、③その後の衆議院の解散により上記改正案は廃案となったものの、安倍晋三内閣の下で文部科学大臣に就任した下村文科大臣は、朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、Bと密接な関係にあって教育内容、人事及び財政にその影響が及んでいること等から朝鮮学校に支給法を適用することは国民の理解が得られないとして本件規定を削除することとし、本件省令を制定したこと（同コ、シ）、④民主党政権当時、川端達夫文部科学大臣等の政府関係者は、外国人学校の取扱いについては外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであるとすることが政府の統一見解であることを明らかにしていたが、安倍晋三内閣発足後、下村文科大臣は、各種学校が高等学校の課程に類する課程を置くものか否かは外交上の配慮により判断しないとす民主党政権時の政府統一見解は廃止することを明らかにし

たこと（同イ、コ）が認められる。これらの事実に照らせば、下村文科大臣は、朝鮮学校に支給法を適用することは北朝鮮との間の拉致問題の解決の妨げになり、国民の理解が得られないという外交的、政治的意見に基づき、朝鮮高級学校を支給法の適用対象から除外するため、本件省令を制定し本件規定を削除したものであると認められる。そうすると、支給法2条1項5号は、国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育段階における教育の機会均等の確保の見地から妥当と認められる各種学校の範囲の確定を文部科学省令に委任しているにもかかわらず、下村文科大臣は、後期中等教育段階の教育の機会均等の確保とは無関係な外交的、政治的判断に基づいて本件省令を制定して本件規定を削除したものであるから、下村文科大臣が本件省令を制定して本件規定を削除したことは同号による委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効と解すべきである。（被告は、就学支援金の支給が国民的要請に基づいて国民の経済的負担の下に実施されるものである以上、国民の理解が得られないことを理由に本件規定を削除することも許される旨主張する。しかし、支給法の適用対象とする各種学校の範囲は支給法の定めにより判断されるべきものであり、支給法2条1項5号は、国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育段階における教育の機会均等の確保の見地から妥当と認められる各種学校を支給法の適用対象とするという観点から「高等学校の課程に類する課程を置く」各種学校を支給法の適用対象とする旨を定めている以上、上記のような支給法の規定を離れて、単に一定の各種学校を支給法の適用対象とすることに国民の理解が得られないということを支給法の適用対象となる各種学校の範囲を定める根拠とすることはできないというべきである。）。したがって、文部科学大臣が本件省令を制定して本件規定を削除したことは、支給法2条1項5号の委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効であるというべきである。

(3) 被告は、本件規程の基準を充たすかどうかの審査に限界があることが明らかとなり、朝鮮高級学校については本件規程13条に適合するとは認められないことから本件規定に基づく指定をすることができず、他方、当時、F（高等部）及びH（高等部）以外には本件規定に基づく指定を求める外国人学校はなく本件規定を存続させる必要性もないことから本件省令を制定し本

件規定を削除したとして、基準適合性の審査に限界があることが判明した規定を放置せずに削除する旨の本件省令の制定は支給法2条1項5号の委任において認められる文部科学大臣の裁量の範囲内であると主張する。

しかし、本件省令の制定過程において本件規程の基準適合性の審査に限界があるとして本件規定を削除すべきか否かが検討されたことを認めるに足りる証拠はなく、かえって、前記認定事実(6)サのとおり、本件省令案の意見聴取手続では、文部科学省の考え方として、朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、Bと密接な関係にあって教育内容、人事及び財政にその影響が及んでいることを踏まえると朝鮮学校に支給法を適用することは国民の理解が得られないとして本件規定を削除する旨が述べられている。また、本件規定は本件規則1条1項2号イ及びロに該当しない外国人学校が本件規定に基づく指定を受ける根拠となる包括的規定であり、後期中等教育段階における教育に係る経済的負担の軽減を図りもって教育の機会均等に寄与するという支給法の目的(1条)の実現を可及的に可能にするものである。このような本件規定の存在意義に照らすと、仮に、本件規程の基準を満たすか否かの審査に限界があることが明らかになり、朝鮮高級学校については本件規程13条に適合するとは認められず、本件省令の制定当時、朝鮮高級学校以外に本件規定に基づく指定の申請をしていた学校がなかったとしても、将来的に、外国人を専ら対象とする各種学校から本件規定に基づく指定の申請がされ、当該各種学校についてF(高等部)やH(高等部)と同様の審査によって指定が可能となる場合も想定される以上、上記事情をもって本件規定を削除することは不合理というほかない。

以上の諸点に照らせば、本件規定の削除が被告の主張するような理由に基づくものであるとは認められず、これを認めるに足りる証拠はない。被告の上記主張は採用することができない。

3 争点2(原告の本件規程13条適合性)について

(1) 本件規定に基づく指定における本件規程13条の法的位置付け等

ア 本件規程13条は、本件規定に基づく指定の基準として、①就学支援金を生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当すること及び②法令に基づく適正な学校運営が行われることを定める旨の規定であると解されること、

原告は、同条は本件規定による委任の範囲外の規定であって単なる訓示規定にすぎず、仮に、同条が本件規定の委任に基づくものであるとしても、本件規定の委任の趣旨は、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に該当するか否かの判断基準の明確化を文部科学大臣に委任したにすぎないから、抽象的な要件を定める教育基本法16条1項は本件規程13条の「法令」に含まれないと主張するので、A朝鮮高級学校の同条適合性を検討する前提として同条の法的位置付け及びその内容について検討する。

イ 前記2(1)のとおり、支給法2条1項5号が支給法の適用対象となる各種学校を「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に限っているのは、国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育段階における教育の機会均等の確保の見地から妥当と認められる各種学校のみを支給法の適用対象とするためであると解されること、本件規則1条1項2号は、上記のような支給法2条1項5号の委任を受け、同号所定の「高等学校の課程に類する課程を置くもの」と認められる各種学校について、我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校のうちイからハまでの各規定に掲げるものとした上、イ及びロの各規定において一定の種類の各種学校であって文部科学大臣が指定したものを定め、ハの規定(本件規定)において「文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したものを定めている。このような本件規定の内容等からすると、本件規定は、我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校のうち、イ及びロの各規定の定める特定の類型には当たらないもの、なお、当該各種学校の個別具体的な事情から、国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育段階における教育の機会均等の確保の見地から妥当と認められる各種学校を「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として支給法の適用対象とする包括的規定であって、いかなる各種学校が上記の各種学校に該当するかの判断には当該各種学校の個別具体的な事情を踏まえた教育上の観点からの専門的、技術的検討を要することから、その判断を上記の検討をすることができる文部科学大臣の指定に基づいて行うものとするとともに、その指定の基準を設定すること自体も専門的、技術的な領域に属するものとしてこれを文部科学大臣に委任したものと解さ

れる。そうすると、文部科学大臣が本件規定に基づく指定の基準としていかなる基準を定めるかについては、本件規定の委任の趣旨を逸脱しない範囲内において、文部科学大臣に専門的、技術的な観点からの一定の裁量権が認められているものと解するのが相当である。

ウ そこで、本件規程13条が本件規定の委任の趣旨を逸脱したものであるかをみると、支給法は、私立高等学校等の設置者が就学支援金を代理受領して生徒等の授業料に係る債権の弁済に充当する仕組みを採用しており(8条)、そのような支給法の仕組みの下において、就学支援金が授業料に係る債権の弁済に充当されない場合には就学支援金の支給が教育に係る経済的負担の軽減に結び付かず、その支給が教育の機会均等の確保に寄与しないこととなる。そうすると、上記のようなおそれのある各種学校は、国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育段階における教育の機会均等の確保の見地から妥当と認められるものということとはできないから、本件規定に基づく指定の要件として、当該各種学校の運営において就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当を求めることが合理性を欠くということとはできない。

また、本件規定に基づく指定を受けた各種学校は、国の財政的負担において後期中等教育段階の教育を実施することになるのであるから、当該各種学校の運営が法令に基づいて適正に行われることは当然である。したがって、当該指定の要件として各種学校の運営が法令に基づいて適正に行われることを要求することも合理性を欠くということとはできないし、当該指定を受ける各種学校がその運営において遵守すべき法令には各種学校に適用される教育関係法令が全て含まれ、各種学校に適用される教育基本法16条1項もこれに含まれるというべきである。

以上によれば、本件規程13条が本件規定の委任の趣旨を逸脱するものということとはできず、同条の「法令」には教育基本法16条1項も含まれるというべきである。原告の上記アの主張は採用することができない。

(2) A朝鮮高級学校の本件規程13条適合性について

ア 前記(1)のとおり、本件規程13条は本件規定に基づく指定の要件を定めたものであり、各種学校が同指定を受けるとその設置者は当該各種学校の生

徒等の授業料に係る債権に応じた就学支援金を収受することができる地位を取得することとなる。このような同指定の性質に照らすと、本件規程13条の要件該当性については原告が主張立証責任を負うというべきである。もつとも、前記認定事実(5)イ(7)のとおり、原告では、私立学校法に基づき、財産目録、財務諸表等が作成されるとともに理事会等も開催されていた。また、前記認定事実(5)イ(7)のとおり、原告及びA朝鮮高級学校の所轄庁である大阪府知事は、平成19年4月から平成23年9月までの間、3年に1度を基本として必要に応じて随時、立入検査等を実施し、上記期間の直近では平成22年1月から平成23年7月に立入検査等を実施しており、大阪府知事の立入検査等では、法人・学校の運営状況並びに会計処理及び計算書類の作成や、補助金の交付要件となっている事項(日本の学習指導要綱に準じた教育活動、財務情報の一般公開、特定の政治団体と一線を画すこと、特定の政治指導者の肖像画を教室から外すこと)の有無を検査している。そうすると、上記の立入検査等の際に、A朝鮮高級学校の運営に教育基本法、学校教育法等の法令に違反することをうかがわせる事情が認められれば、同校を所轄する大阪府知事としては、上記の点に関する報告書の提出を求める(私立学校法64条1項、6条)などの調査を実施し、その是正の指導、勧告等を行うものと考えられるが、前記認定事実(5)イ(7)のとおり、平成19年4月から平成23年9月までの間に所轄庁である大阪府知事は、A朝鮮高級学校について、教育基本法、学校教育法等の法令に違反することを理由とする行政処分等を行わなかった。これらの事実を総合すると、A朝鮮高級学校については、他に本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り、同条適合性が認められるというべきである。

上記のような本件規程13条適合性の認定判断の在り方は、A朝鮮高級学校と同じく本件規定に基づく指定の申請をしたF(高等部)及びH(高等部)について、審査会の審査において私立学校法に基づく理事会の開催、財務諸表の作成等が行われていることが確認されるとともに、所管する都道府県への確認により直近5年間に教育基本法、学校教育法等の法令に違反していることを理由とする指導・勧告等を受けたことがないことが判明したことをもって本件規程13条適合性が認められていること(前記認定事実(5)ア)とも整

合するものといえることができる。

イ(ア) この点、被告は、A朝鮮高級学校の本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情に関し、前記認定事実(4)で摘示した国内外の新聞報道等からすれば原告がB及び北朝鮮と関係があるため就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当されず、Bから教育基本法16条1項の「不当な支配」を受けているとの疑念が生ずる旨主張しており、他にA朝鮮高級学校の本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情の主張立証はない。したがって、本件においては、A朝鮮高級学校につき①就学支援金を生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されないとの疑念や、②Bから同法16条1項の「不当な支配」を受けているとの疑念を生じさせる特段の事情の存否について判断すべきこととなる。

もともと、被告は、本件規定13条適合性の判断及びその中で考慮される教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無の判断に文部科学大臣の裁量が認められることを前提として、文部科学大臣が上記の新聞報道等から原告がB及び北朝鮮と関係があるため就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当されず、Bから同項の「不当な支配」を受けていることに疑念を生ずると判断したことに不合理はなく、したがって、A朝鮮高級学校について本件規程13条適合性を認めるに至らないとした文部科学大臣の判断に裁量権の逸脱濫用はない旨主張している。

(イ) そこで、まず、本件規程13条の規定内容のうち、当該各種学校において就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当されるか否かの判断について文部科学大臣の裁量が認められるかについて検討するに、①「高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当」という同条の文言が概括的抽象的なものでないこと、②当該各種学校において就学支援金が生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されるか否かは、当該各種学校の財務状態、財産管理状況等に照らして客観的に認定され得るものであり、教育上の観点からの専門的、技術的判断を要するものではないこと、③支給法は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り教育の機会均等を実現するという観点から、就学支援金の支給を単なる恩恵ではなく、私立高等学校等の生徒等の受給権として規定しており(12条参照)、その司法的

救済の要請は高いというべきであることなどに照らせば、当該各種学校において就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当されるか否かの判断につき文部科学大臣の裁量権が認められるものと解することはできない。

次に、本件規程13条の規定内容のうち、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無の判断に文部科学大臣の裁量が認められるかについて検討するに、平成18年法律第120号による改正前の教育基本法(以下「旧教育基本法」という。)10条1項は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」と規定していたところ、同項は、教育が国民から信託されたものであるから国民に対して直接責任を負うように行われるべく、その間において不当な支配によってゆがめられることがあってはならないとして、教育が専ら教育本来の目的に従って行われるべきことを示したものと考えられ、このような同項の趣旨からすると、同項の「不当な支配」とは、教育が国民の信託に応じて自主的に行われることをゆがめるような支配をいうものと解される(最高裁昭和51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号615頁参照)。そして、以上の理は教育基本法16条1項についても当てはまるものである。上記のような「不当な支配」の内容に照らせば、教育への関与等の行為が同項の「不当な支配」に該当するか否かは、教育の自主性を侵害するものか否かによって客観的に判断され得るものであり、必ずしも教育上の観点からの専門的、技術的判断を要するものではない。また、旧教育基本法及び教育基本法は、戦前の我が国の教育が国家による強い支配の下で形式的、画一的に流れ、時に軍国主義的又は極端な国家主義的傾向を帯びる面があったことに対する反省により制定されたものであり、旧教育基本法10条1項及び教育基本法16条1項は、教育に対する権力的介入、特に行政権力による介入を警戒し、これに対して抑制的態度を表明したものと解される(前記昭和51年大法廷判決参照)、同項の「不当な支配」の判断が文部科学大臣の裁量に委ねられるべきものとするのは、上記の裁量的判断を通じて教育に対する行政権力による過度の介入を容認することになりかねず、同項の趣旨に反することになる。以上の諸点に照らせば、同項の「不当な支配」の有無についても文部科学大臣の裁量権が認められるものと解することはできない。

(ウ) 以上のとおりであるから、本件規程13条に規定された要件のうち、当該各種学校において就学支援金が授業料に係る債権の弁済に確実に充当されること及び教育基本法16条1項の「不当な支配」を受けていないことについては文部科学大臣の裁量に委ねられるべきものということとはできない(なお、前記2(1)のとおり、支給法2条1項5号は「高等学校の課程に類する課程を置くもの」として支給法の適用対象とする各種学校の範囲を文部科学大臣の裁量的判断に委ねたものと解されるが、文部科学大臣は同号の委任を受けた本件規定に基づき上記の裁量権行使の基準として本件規程を定め、その中で支給法の適用対象となる各種学校の要件として、自らが裁量を有しない要件を設けたものと解される。)。したがって、上記の点に関する文部科学大臣の判断の適否を裁判所が審理及び判断する場合には、文部科学大臣の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきものではなく、裁判所が関係証拠に基づいて客観的に認定判断すべきものというべきである。

ウ 他方、原告は、教育基本法16条1項の「不当な支配」に関し、同項の「不当な支配」とは公権力による影響をいうものと解すべきであり、外国人学校が本国やその在日団体から影響を受けていることをもって同条の「不当な支配」があるということとはできないから、A朝鮮高級学校が北朝鮮やBから一定の影響を受けていることは同項の禁ずる「不当な支配」に該当するものではないと主張する。

しかし、前記のとおり、同項は、教育が国民から信託されたものであることから、教育が不当な支配によってゆがめられることなく専ら教育本来の目的に従って行われるべきことを示したものであり、このような同項の趣旨からすると、同項は、教育が国民の信託に応じて自主的に行われることをゆがめるような支配を排斥しているものと解されるのであって、上記のような支配と認められる限り、その主体の如何は問うところでないとして解するのが相当である(前記昭和51年大法院判決)。したがって、A朝鮮高級学校の教育が北朝鮮やBから影響を受けていることもそれが教育の自主性をゆがめるようなものであれば同項の「不当な支配」に当たり得るといふべきであり、原告の上記主張は採用することができない。

エ 以上を前提に、本件において、A朝鮮高級学校につき就学支援金が生

徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されないとの疑念や、Bから教育基本法16条1項の不当な支配を受けているとの疑念を生じさせる特段の事情(以下「本件特段の事情」という。)が認められるかを検討する。

(ア) 前記認定事実(4)ア(ア)のとおり、北朝鮮が朝鮮学校に対し過去半世紀にわたり合計約460億円の資金提供をし、平成21年には約2億円の資金提供をした旨の報道がされており、また、証拠(〈証拠略〉、原告代表者)によれば、上記報道に沿う事実として、北朝鮮が1957年以来朝鮮学校に対して資金援助を行っていたことが認められる。しかし、北朝鮮からの資金提供が現在まで継続され、平成21年には約2億円の資金提供がされた旨の報道が合理的な根拠に基づくものであることの主張立証はなく、かえって、平成23年11月の審査会後の調査において支援室が過去5年間の朝鮮高級学校の収支を確認したところ、B及び教育会から寄付を受けている場合もその金額は年100万円程度であって学校収入に占める割合はわずかであることが判明した(前記認定事実(5)イ(ア)及びイ(イ))。そして、特定の団体が私立学校の教育方針ないし教育内容に賛同して同校に寄付等を行うことは特異なことではなく、在日朝鮮人の民族教育を行う朝鮮高級学校に在日朝鮮人の団体であるB等が一定の援助をすること自体が不自然であるということとはできないことからすると、上記の程度の寄付を受けていることをもって直ちに朝鮮学校とB及び教育会との関係が適正を欠くものであるということとはできない。また、前記認定事実(5)イ(イ)のとおり、平成23年12月の審査会後の調査によっても過去5年間に朝鮮高級学校がBに対して寄付等を行っている事実は確認されなかった。以上のことからすると、上記の報道の存在並びに過去に北朝鮮が朝鮮学校に資金提供をし、B及び教育会が上記の程度の寄付をしている事実をもって本件特段の事情があるということとはできない。

(イ) 前記認定事実(4)ア(イ)のとおり、朝鮮学校が学費納入時にB傘下団体の活動費を同時に徴収しBが寄付名目で朝鮮学校の保護者らから資金を集めていた旨の報道がされており、前記認定事実(5)イ(ア)cのとおり、上記の報道内容に沿う事実として、支援室の調査確認により、朝鮮高級学校のうち一部の学校ではDの活動費(月数百円)を授業料と共に徴収していることが確認されていることが認められる。しかし、証拠(〈証拠略〉)及び弁論の全趣旨に

よれば、Dは、生徒会と同様の活動を行う組織であると認められ、その活動費を授業料と共に徴収することは徴収等の便宜を考慮した合理的な措置といえるのであって、上記の報道の存在及びその内容に沿う事実をもって本件特段の事情があるということとはできない。

(ウ) 前記認定事実(4)ア(ウ)及び(ケ)のとおり、朝鮮学校で使用されている教科書に金正日の決裁が必要である旨の報道やBが金日成及び金正日の肖像画を新しい肖像画「太陽像」に交換するよう指示した旨の報道がされている。しかし、①教科書の決裁の要否についてはA朝鮮高級学校を含む朝鮮高級学校全校が否定しており(前記認定事実(5)イ(ア)a)、肖像画の交換の有無についてはA朝鮮高級学校が否定し他の朝鮮高級学校が上記事実を肯定したことはうかがわれないこと(前記認定事実(5)イ(エ)b)、②上記報道内容が合理的根拠に基づくものであることの主張、立証がないことなどからすると、上記の報道内容に沿う事実があったと認めることはできず、上記の報道の存在をもって本件特段の事情があるということとはできない。

(エ) 前記認定事実(4)ア(エ)のとおり、Bが平成22年7月上旬に実施された文部科学省の視察に合わせて現代朝鮮歴史などの歴史授業を視察当日のカリキュラムから外すことや金日成及び金正日の肖像画を職員室及び校長室から撤去することを指示し金日成の業績を称える図書資料収納室を施錠した旨の報道がされている。しかし、①上記の報道内容は、平成23年11月に実施された支援室による朝鮮高級学校の現地調査では現代朝鮮歴史の授業が視察されていること(前記認定事実(5)イ(ア)e)と整合しないものであること、②上記の報道内容が合理的根拠に基づくものであることの主張立証がないことなどからすると、上記の報道内容に沿う事実があったと認めることはできず、上記の報道の存在をもって本件特段の事情があるということとはできない。

(オ) 前記認定事実(4)ア(オ)のとおり、Bが幹部及び職員に対して教育手当を支給することとした上、実際には当該教育手当を幹部及び職員ではなく朝鮮学校に支給し朝鮮学校において幹部及び職員の子女の学費と受領した教育手当とを相殺処理をしており、これらの子女についても就学支援金が支給されればBの利益になる可能性がある旨の報道がされており、前記認定事実(5)イ(ア)dのとおり、上記の報道内容に沿う事実として、支援室の調査確認により、

W学校においてB専従者の子女の学費を免除していることが確認されたことが認められる。しかし、報道されている会計処理がA朝鮮高級学校において行われていることを認めるに足りる証拠はない上、報道されている会計処理は、Bが幹部や職員の子女の学費を拠出していることから当該子女には授業料を請求しないというにすぎず、その会計処理自体不当なものとはいえないし、就学支援金支給制度は、就学支援金の限度で授業料の負担者に利益を与えるものであるから、Bが幹部又は職員の子女の学費を負担している場合において当該子女に就学支援金が支給されることによりBが利益を受けることになっても不当な利益を得ることになるものではない。そうすると、上記の報道の存在及びその内容に沿う事実をもって本件特段の事情があるということとはできない。

(カ) 前記認定事実(4)ア(カ)のとおり、Bが朝鮮学校を運営する学校法人の理事会の議事録を偽造した旨の報道がされている。しかし、支援室の調査によっても朝鮮学校について理事会が開催されていなかったこと及び議事録が偽造されていたことは確認されなかったものであり(前記認定事実(5)イ(イ))、上記の報道内容が合理的根拠に基づくものであることの主張立証がないことを考慮すると、上記の報道内容に沿う事実があったと認めることはできず、上記の報道の存在をもって本件特段の事情があるということとはできない。

(キ) 前記認定事実(4)ア(キ)のとおり、朝鮮学校への補助金をB直轄組織である教育会が管理しBに流用されているとの報道がされている。しかし、支援室の調査によっても、朝鮮学校についてBによる補助金の流用及び財務諸表の虚偽記載は確認されなかったものであり(前記認定事実(5)イ(イ))、上記の報道内容が合理的根拠に基づくものであることの主張立証がないことを考慮すると、上記の報道内容に沿う事実があったとは認めることはできず、上記の報道の存在をもって本件特段の事情があるということとはできない。

(ク) 前記認定事実(4)イ(ウ)ないし(オ)のとおり、朝鮮労働党機関紙である労働新聞において朝鮮学校がBの組織が運営する民族教育機関である旨の報道がされており、B中央常任委員会発行の書籍及び平成24年3月1日時点のBのホームページには朝鮮学校の管理運営は教育会が責任をもって進めている旨の記載がある。しかし、支援室の調査により、Bの直轄組織である教育会に

よる朝鮮学校の運営についてはそれらの事実は確認されず、教育会については、教育会が保護者、学校卒業生等で構成される組織であり学校への寄付金の募集等の支援を行うものであることが明らかとなったこと（前記認定事実(5)イ(i)）、現在では、原告らからの申入れにより上記のBのホームページの記載が削除されていること（前記認定事実(4)イ(ii)）からすれば、上記の報道等に沿う事実があると認めることはできず、上記の報道の存在をもって本件特段の事情があるということとはできない。

(k) 前記認定事実(4)ア(ka)のとおり、AD学校及びAE学校の校舎及び敷地がBの関連する金融機関の破綻を原因として整理回収機構による仮差押えを受けている旨の報道がされており、証拠（〈証拠略〉）によれば、上記報道内容に沿う事実が存在することが認められる。

しかし、AD学校は仮差押えの被保全債権の存在を争い、整理回収機構との訴訟において上記金融機関が学校法人名義の契約書等を偽造した旨の認定がされ学校側が第1審で勝訴しているものであり、AE学校は審査会に対し上記金融機関からの借入れにつき学校の施設建設費用や学校の運営費等のためのものである旨回答していること（〈証拠略〉）からすれば、上記の仮差押えの事実をもって直ちに朝鮮高級学校の運営及びBとの関係が適正を欠くものであるということとはできない。また、上記の仮差押えはいずれもA朝鮮高級学校とは別の朝鮮高級学校の校舎及び敷地に対するものであるところ、全国の朝鮮高級学校は、異なる学校法人により運営されており、各学校法人の理事長も異なる上、授業科目、教員数、設備の内容、授業料等も様々であり、校舎・敷地への抵当権設定の有無、理事会等の議事録の作成方法も同一ではないこと（〈証拠略〉）からすると、全国の朝鮮高級学校の運営は、学校法人ごとに個別に行われていると推認されるから、他の朝鮮高級学校の運営状況をもって直ちにA朝鮮高級学校の運営状況が推認されるものではない。以上によれば、上記の報道の存在及びその内容に沿う事実をもって本件特段の事情があるということとはできない。

(l) 前記認定事実(4)カ(7)のとおり、平成9年から平成10年にかけて行われたUの学校法人T等に対する各貸付けに係る貸金債権を譲り受けた整理回収機構が学校法人T等に対してその返済等を求めた訴訟の判決において、学校

法人TではB広島県本部の強力な指導の下にある傘下組織のようになっていたなどの事実が認定されている。

しかし、上記の判決で認定された学校法人Tの運営状況に関する事実は平成10年以前のものであって、支援室の調査によっても、現在はそのような状況にあることは確認されなかった（前記認定事実(5)イ(i)）。また、前記のとおり、全国の朝鮮高級学校の運営は、学校法人ごとに個別に行われていると推認されるから、他の学校の運営状況をもって直ちにA朝鮮高級学校の運営状況を推認することはできない。したがって、学校法人Tに関する上記の判決での認定事実をもって本件特段の事情があるということとはできない。

(4) 前記認定事実(4)カ(i)のとおり、東京都が朝鮮学校の学校運営全般について調査した結果を取りまとめた報告書には、学校法人Pが設置する東京都内の朝鮮学校において不適切な財産管理が見られたなどとされ、具体的な事例として、①B支部等の事務所が入居する建物がQ学校の敷地内に存在しているという事例、②RのグラウンドがB事業体企業の朝銀信用組合に対する負債のために担保提供され、当該グラウンドについて競売開始決定がされたため、学校法人Pが上記企業の債務の一部を弁済したという事例などが指摘されている。

しかし、上記①の建物は昭和34年に建築された旧建物を平成元年頃に建て替えたものであり、上記②の担保提供は平成2年に行われたものであって（〈証拠略〉）、いずれについても相当以前に行われたものである上、その経緯等は必ずしも明らかでない。このような事情に照らせば、上記の報告書の指摘する事実をもって直ちに現在の朝鮮高級学校の運営やBとの関係が適正を欠くものと推認することはできない。また、前記のとおり、全国の朝鮮高級学校の運営は、学校法人ごとに個別に行われていると推認されるから、他の学校の運営状況をもって直ちにA朝鮮高級学校の運営状況を推認することはできない。したがって、学校法人Pに関する上記の報告書で指摘された事実をもって本件特段の事情があるということとはできない。

(5) 前記認定事実(4)ア(7)のとおり、神奈川県においてBと関係が深いとされる教育会が朝鮮学校の生徒等の保護者に対し生徒等に支給された学費補助金を教育会に納付させたケースがある旨の報道がされており、証拠（〈証拠略

よ)によれば、上記報道内容に沿う事実として、AK学校が保護者に対し学費補助金の寄付を求め、この寄付金の受入れが教育会により行われたことが認められる。

しかし、①上記報道を受けた神奈川県調査によれば上記の学費補助金は生徒の授業料負担の軽減に使用されたことが確認されていること(証拠略)、②学校法人ALの教育会は、施設の管理及び修理、教材及び教具の購入等の学校事務を担当しているにすぎないこと(証拠略)③私立学校では財政的事情から保護者に寄付を募ることは通常行われるものであることなどに照らすと、AK学校に関する上記報道内容に沿う事実をもって同校の学校運営やBとの関係が適正を欠くものと推認することはできない。また、前記のとおり、全国の朝鮮高級学校の運営は、学校法人ごとに個別に行われていると推認されるから、他の学校の運営状況をもって、直ちにA朝鮮高級学校の運営状況を推認することはできない。したがって、AK学校に関する上記事実をもって本件特段の事情があるということとはできない。

(ス) 前記認定事実(4)ウのとおり、G会及びAG会が文部科学大臣に提出した書面には、朝鮮学校は朝鮮労働党の日本での工作活動拠点である旨が記載されており、AF中央本部が文部科学大臣に提出した書面には、朝鮮学校の学校運営及び教育はBの指導を通じて北朝鮮政府の完全なコントロール下にある旨が記載されている。しかし、上記書面は、拉致問題等を理由に朝鮮学校に対する支給法適用を反対する立場から記載されたものであることからすればその記載内容の精度や信用性は慎重に判断すべきであるところ、上記書面の記載は、具体的事実や客観的な裏付けを伴うものではないことからすれば、上記各書面の記載内容に沿う事実は直ちに認めることはできず、上記各書面の存在をもって本件特段の事情があるということとはできない。

(セ) 前記認定事実(4)イ(ア)・(イ)、エ及びオのとおり、①AF発行のAF新聞では、朝鮮学校では金日成一族や北朝鮮の制度を礼賛する思想教育が行われていることなどが報道され、②公安調査庁作成の「内外情勢の回顧と展望」には、Bが朝鮮学校での民族教育を重要視し、北朝鮮・Bに貢献し得る人材の育成に取り組んでいること、朝鮮人学校では、一律にB傘下事業体「E」が作成した教科書を用いた朝鮮語での授業を行っており、北朝鮮の発展ぶり

や金正日総書記の先軍政治の実績を称賛していること、Bは教職員や生徒をCやDに所属させ思想教育を行っていることなどが記載されており、③公安調査庁長官等は国会の答弁において、Bが朝鮮学校の教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしている旨を述べている。そして、前記認定事実(3)のとおり、上記報道等に沿う事実として、①朝鮮高級学校では共通の教科書が使用されており、その編纂者は、平成22年11月当時にはB中央常任委員会内の教科書編纂委員会とされ、その後、E内の教科書編纂委員会とされたものの、BのホームページではEがBの傘下事業体とされていること(同エ)、②朝鮮高級学校では共通の教科書を使用して朝鮮語で授業が行われており、使用している教科書には、我が国や国際社会における一般的認識及び政府見解とは異なる内容の記述が存在するほか、「敬愛する金日成主席様」など特定の政治指導者が敬称等を用いて記述され、当該政治指導者を賞賛する趣旨の記述、北朝鮮の社会主義理念及び国家の発展を賛美する記述、反米的な記述、歴史的事象を一面的に表現した記述などがあること(同オ)、③朝鮮高級学校では、国語(朝鮮語)及び社会科の教育内容については北朝鮮の学者等の意見を取り入れるためにBの協力を得ていること(同オ)が認められる(なお、Bが教職員や生徒をCやDに所属させている事実は、これを裏付けるに足りる客観的資料が提示されていないことや朝鮮高級学校が支援室からの照会に対し上記事実を否定する趣旨の回答をしていること〔前記認定事実(5)イ(ア)〕などに照らし、認められない。)。これらの事実によれば、朝鮮高級学校では、北朝鮮の指導者に敬愛の念を抱き北朝鮮の国家理念を賛美する内容の教育が行われており、この教育にBが一定程度関与していることが認められる。

しかし、Bは、第二次世界大戦後の我が国における在日朝鮮人の自主的民族教育が様々な困難に遭遇する中、在日朝鮮人の民族教育の実施を目的の1つとして結成され、朝鮮学校の建設や学校認可手続などを進めてきたのであり、朝鮮学校は、Bの協力の下、自主的民族教育施設として発展してきたということができるのであって(前記前提となる事実(1)ウ、〈証拠略〉、原告代表者、弁論の全趣旨)、このような歴史的事情等に照らせば、Bが朝鮮学校の教育活動又は学校運営に何らかの関わりを有するとしても、両者の関係が我が国における在日朝鮮人の民族教育の維持発展を目的とした協力関係である

可能性は否定できず、両者の関係が適正を欠くものと直ちに推認することはできない。また、朝鮮高級学校は、在日朝鮮人子女に対し朝鮮人としての民族教育を行うことを目的の1つとする外国人学校であるところ（前記前提となる事実）、母国語と、母国の歴史及び文化についての教育は、民族教育にとって重要な意義を有し、民族的自覚及び民族的自尊心を醸成する上で基本的な教育というべきである。そうすると、朝鮮高級学校が朝鮮語による授業を行い、北朝鮮の視座から歴史的・社会的・地理的事象を教えるとともに北朝鮮を建国し現在まで統治してきた北朝鮮の指導者や北朝鮮の国家理念を肯定的に評価することも、朝鮮高級学校の上記教育目的それ自体には沿うものといえることができ、朝鮮高級学校が北朝鮮やBからの不当な支配により、自主性を失い、上記のような教育を余儀なくされているとは直ちに認め難い。他方、A朝鮮高級学校は、学習指導要領に示されている教科及び特別活動を概ね実施し、使用している教科書に我が国や国際社会における一般的認識及び政府見解とは異なる内容の記述がある場合には、補助教材を使用するなどしてそれらも併せて教えるようにしており、国公立大学、私立大学、短期大学などにより個別入学資格（学校教育法施行規則150条7号、183条3号）を認められた者が、平成21年において合計102名（日本の大学42名、R37名、専門学校23名）いる（前記認定事実(3)イ、ウ、オ）。また、100%に近い生徒が部活動に参加しており、ラグビー部が全国選抜大会で準優勝し、吹奏楽部が全国高校野球選手権大会開会式・閉会式で演奏するなど、部活動等を通じて他の学校等との交流も行われている（前記認定事実(3)ウ）。加えて、支援室が実地調査として朝鮮学校の授業視察を実施し、高校3年生の現代朝鮮歴史等の授業を視察した際にも、特に懸念される様子は見当たらず（前記認定事実(5)イ(ア)e）、平成23年にA朝鮮高級学校に対する大阪府授業料支援補助金等の交付の検討を行うに当たって実施されたA朝鮮高級学校の教育活動の活動ワーキングによる調査結果でも、教育内容については、社会科の教材に特定の政治指導者に対する敬称があったことから政治的中立性を考慮することが望ましい旨の指摘はあるものの、授業等において一定の理論や観念を生徒に教込むことを強制していることを指摘する記載はない（〈証拠略〉）。

以上の諸点に照らせば、前記の報道等の存在及び朝鮮高級学校において北

朝鮮の指導者に敬愛の念を抱き北朝鮮の国家理念を賛美する内容の教育が行われており、この教育にBが一定程度関与している事実をもって本件特段の事情があるということとはできない。

(ウ) 証拠（〈証拠略〉）によれば、A朝鮮高級学校が支給法の対象とならないことなどに関連してA朝鮮高級学校、O学校等の生徒の保護者に対して実施されたアンケートの回答に、A朝鮮高級学校と北朝鮮及びBが一体であるなどと記載されているものがあることが認められる。しかしながら、上記の回答は、「無償化除外や補助金不支給の理由として『北朝鮮』、『B』とのつながりが取りざたされていることについてどのように思われますか。」という質問に対するものであり、就学支援金を生徒等の授業料に係る債権の弁済に充当しない可能性や教育の自主性の侵害といった本件規程13条の要件該当性という観点からA朝鮮高級学校と北朝鮮及びBとの関係を問うものではないことからすれば、上記の回答の意味も、朝鮮学校が北朝鮮やBの援助を受けて維持発展してきたという歴史的経緯や朝鮮学校が在日朝鮮人の民族教育を行う学校であることから朝鮮学校と北朝鮮及びBとが一体性を有するという趣旨にすぎないと解する余地が十分にある。そうすると、上記のアンケートの回答をもって本件特段の事情があるということとはできない。

オ 以上検討したところによれば、A朝鮮高級学校については、他に本件規程13条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り、同条適合性が認められるというべきであるところ；本件において上記の特段の事情があるとは認められないというべきであるから、A朝鮮高級学校は本件規程13条の要件を満たすというべきである。

4 小括

以上のとおり、本件規定の削除は違法無効であり、A朝鮮高級学校が本件規程13条の要件を満たすというべきであるから、原告について本件規定の「高等学校の課程に類する課程を置くもの」と認められなかった点の判断は、本件規定の存在を前提に本件規程13条適合性を認めなかった点において、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであり、本件不指定処分は違法であって取消しを免れない。

5 争点8（本件規定に基づく指定の可否）について

(1) 本件規定に基づく指定は、教育施設の設置者の申請に基づいて行われるものであり(本件規程14条1項)、前記4のとおり、本件不指定処分は取り消されるべきものであるから(行政事件訴訟法37条の3第1項2号)、本件規定に基づく指定の義務付けを求める訴えは適法である。そして、前記3に説示したところによれば、本件不指定処分時においてA朝鮮高級学校は本件規程13条の要件を充たしており、証拠(〈証拠略〉)及び弁論の全趣旨によれば、原告は本件規程のその余の要件も充たすものと認められる。そうすると、本件不指定処分後の事情に関して特段の主張立証のない現時点において、文部科学大臣が原告につき本件規定に基づく指定をしないことは、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したことになると認められる(ただし、前記第2の2(3)アの原告の申請について本件規定に基づく指定に留意事項を付すか、付すとして、どのような内容のものとするかについては、なお、文部科学大臣の裁量判断に委ねられるというべきである。)

(2) なお、本件規程15条は、文部科学大臣は本件規定に基づく指定を行うとする場合にはあらかじめ教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議で文部科学大臣が別に定めるものの意見を聴くものとし、同条に基づく会議として審査会が設置されている。しかしながら、本件規程15条は「意見を聴く」と規定していることに加え、検討会議は、本件規定に基づく指定の審査については教育制度の専門家を含む第三者の意見を取りまとめた上で最終的には文部科学大臣の権限と責任において上記の指定がされることが適当であるとし、これに基づいて本件規程15条が設けられたことからすると、審査会は、文部科学大臣が本件規定に基づく指定をする際に教育上の見地からの参考意見を述べるにとどまるものであると解される。このような本件規程15条の趣旨からすると、本件規程15条は、裁判所が文部科学大臣に本件規定に基づく指定をするよう命ずることを妨げるものではないと解される。

(3) 以上によれば、行政事件訴訟法37条の3第5項に基づき、文部科学大臣に対し前記第2の2(3)アの原告の申請について本件規定に基づく指定をすべき旨を命ずるのが相当である。

6 結論

以上の次第で、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由があるからこれらを認容することとし、主文のとおり判決する。

(裁判官 角谷昌毅 西田隆裕 松原平学)

訟務月報登載裁判例の上級審における結果

所管課室 (民事)

裁判所事件番号	最高裁二小 平成 30 年 (オ) 第 1608 号 最高裁二小 平成 30 年 (受) 第 1966 号
事件名	損害賠償
相手方	(上告人兼申立人) X ₁ (編注・仮名) ほか 3 名
年月日結果	令和 2 年 2 月 5 日決定 (上告棄却・上告不受理)
原審等裁判年月日 裁判所事件番号	(第 1 審) 平成 29 年 11 月 29 日判決 神戸地裁 平成 28 年 (ワ) 第 1653 号 (第 2 審) 平成 30 年 8 月 30 日判決 大阪高裁 平成 30 年 (ネ) 第 247 号
訟務月報 巻 号 ページ	(第 1 審) 65 巻 4 号 643 ページ (第 2 審) 65 巻 4 号 623 ページ

所管課室 (民事)

裁判所事件番号	最高裁二小 令和元年 (オ) 第 952 号 最高裁二小 令和元年 (受) 第 1178 号
事件名	「南洋戦」被害・謝罪及び損害賠償
相手方	(上告人兼申立人) X ₁ (編注・仮名) ほか 21 名
年月日結果	令和 2 年 2 月 5 日決定 (上告棄却・上告不受理)

原審等裁判年月日 裁判所事件番号	(第 1 審) 平成 30 年 1 月 23 日判決 那覇地裁 平成 25 年 (ワ) 第 647 号, 平成 26 年 (ワ) 第 252 号, 同第 627 号, 平成 27 年 (ワ) 第 893 号, 平成 28 年 (ワ) 第 599 号 (第 2 審) 平成 31 年 3 月 7 日判決 福岡高裁那覇支部 平成 30 年 (ネ) 第 70 号
訟務月報 巻 号 ページ	(第 1 審) 64 巻 11 号 1606 ページ (第 2 審) 65 巻 4 号 736 ページ